大阪市社会福祉研究

第 44 号 2021. 12

登頭言 市民館創設 100 周年とこれからの地域共生社会の実現をめざして 出	海	健	次	(1)
〔論文及び実践報告〕 介護老人福祉施設における高齢者ボランティアの支援方法に関する研究		+	华	(2)
等	脇			
福祉サービス事業者による支援の質の向上に関する研究ノート ~福祉ビジネスから真の社会福祉事業へ~ 松		栄		(21)
地域活動を支える専門職の役割 〜学び合い助け合うマンションコミュニティ〜佐々 忌	々木 部		oか 周	(37)
児童福祉施設内児童間性問題に対する職員への再発防止支援 高	下	洋	之	(49)
[資料] 同心会社会福祉研究奨励賞選考一覧				(63) (69)

大阪市社会福祉研修・情報センター

〔運営主体:社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会〕

市民館創設 100 周年とこれからの地域共生社会の実現をめざして

大阪市福祉局長

出海健次

令和3 (2021) 年は、大阪市立市民館(後に北市民館に改称)が開館して100年となる年です。市民館は、大正10 (1921) 年、天神橋筋六丁目に日本で初めての公立セツルメントとして創設されました。当時の大阪市は、社会経済の変化、急激な都市化等に伴う市民生活の困窮を背景に、職業紹介所や住宅・浴場・簡易食堂・託児所や乳児院・児童相談所など様々な社会事業が実施され、市民館もその一環として14館が整備されました。北市民館では、地域の課題をもとに、身上相談・社会教育講座・授産講習・信用組合・診療など多様な取組みが行われていました。また、母親自らが参画する保育事業、クラブ活動など、取組の企画・運営の多くに住民が主体的に携わるなど、住民が地域課題を解決していく力を高め、共に支え合う関係を築いていく拠点として重要な役割を果たしていたと感じます。

その後、福祉サービスの発展や分化、社会情勢の変化等に伴い、市民館はその役割を終え、さきがけとなった「北市民館」も昭和57(1982)年に閉館となりました。

現在では、指定管理事業で運営する西成市民館を残すのみとなりましたが、市民館における実践は、住民一人ひとりが生活課題を共有し、ともに解決に向けて力を合わせ、助け合うことの大切さとして受け継がれ、現代の地域活動に生かされています。また、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現は、現代における「地域共生社会」の考え方にもつながるものであり、市民館で培われてきたこの地域福祉の精神を受け継ぎ、取り組みを進めていく必要があると考えています。

国においては、平成29(2017)年、令和2(2020)年の社会福祉法改正により、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備を進め、地域福祉の理念として地域共生社会(地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会)の実現をめざすことが明記されました。

本市においても、令和3(2021)年からの「第二期大阪市地域福祉基本計画」において、 地域共生社会の実現に向けた基本理念として「だれもが自分らしく安心して暮らし続け られる地域づくり」を掲げ、取り組みを進めています。

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」では、令和元(2020)年に 市内全333地域へ名簿を提供し、この名簿に基づく見守り活動の活発化に向けた支援を 進めています。複合的な課題を抱えた世帯等への支援に向けては「総合的な相談支援体 制の充実事業」において、それぞれの相談支援機関が支援方針を検討・共有する場を設け、 連携して支援を行うしくみづくりを進めています。また、障がいや高齢などにより判断 能力が不十分となっても、安心して地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度の利用 促進にも引き続き取り組み、市民後見人の養成等にも力を入れています。

昨年来の長期間に及ぶ新型コロナウイルス感染症は、生活に大きな影響をもたらしました。家族、学校、社会活動など様々なつながりが絶たれるなど、当たり前のことが当たり前でなくなる生活が続くなか、私たちは、人と人とのつながりの大切さ、お互いに気にかけ合うといった支え合いの地域づくりの重要性に、改めて気づき始めています。今こそ、地域住民や行政、様々な機関が一致団結し、誰も地域から孤立することなく、活動に参加し、支え合う地域づくりを進めることが重要です。地域に暮らすすべての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らし続けることのできる地域福祉の推進に向け、取り組みを進めなければなりません。

市民館創設 100 年という節目の年を迎え、改めて、住民主体の地域福祉の推進に向けた決意を新たにしながら、引き続き、各施策の推進に努めるとともに、多様な活動主体との連携を通じ、地域共生社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

介護老人福祉施設における 高齢者ボランティアの支援方法に関する研究

守 本 友 美

サマリー

近年着目されている「地域共生社会」の実現の ために、地域住民の福祉意識の向上や相互の助け 合いなどの行動が求められている。特に、高齢化 が急速に進む中で、地域における高齢者の役割は 高まってきている。本研究では、高齢者が「地域 共生社会」において実践活動の契機となる福祉施 設での活動に焦点を合わせ、高齢者ボランティア の意識及び活動の展開・発展につながる支援方法 を提示するために、高齢者ボランティアを受け入 れている介護老人福祉施設の職員への半構造化イ ンタビューを実施した。その結果、高齢者ボラン ティアに求められる支援内容を、①活動を継続で きる環境整備、②負担を軽減する経済的支援、③ 意欲を引き出す職員からの働きかけに分類するこ とができた。すなわち、ボランティアマネジメン トを実施し、ボランティアの受け入れ体制を整備 することが高齢者ボランティアの活動継続や展開 につながるという示唆を得ることができた。

キーワード

高齢者ボランティア、介護老人福祉施設、 ボランティア支援、ボランティアマネジメント

目次

- 1 はじめに
- 2 研究方法
 - 2-1 調査対象と方法
 - 2-2 分析方法

- 2-3 倫理的配慮
- 3 調査結果
 - 3-1 分析対象者 A
 - 3-2 分析対象者B
 - 3-3 分析対象者C
- 4 考察
 - 4-1 組織としての高齢者ボランティアの 受け入れ体制について
 - 4-2 高齢者ボランティアへの支援の内容
- 5 結びにかえて

1 はじめに

近年、地域社会で生活する人々が直面する生活 課題は複雑化・多様化しており、いくつもの生活 課題を同時に抱えることも少なくない。人々がす ぐに専門の相談窓口に出向いていくことができれ ば課題解決へと迅速に進むことができる。しかし ながら、そのような専門窓口の詳細を知らない人、 出向いていくのに躊躇や遠慮、あるいは恥ずかし さを感じる人もいるだろう。その際に、身近に親 身になって相談に乗ってくれる人や、具体的な助 言はできないが窓口を紹介してくれたり同行して くれたりする人がいれば、生活課題を抱えた人の 不安も軽減され、課題解決への意欲も湧いてくる かもしれない。

2016年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に

創り、高め合うことができる「地域共生社会」の 実現が提唱された。各自治体においても、本人「丸 ごと」、世帯「丸ごと」の生活課題を把握し、解 決していくことができるような包括的な相談支援 体制が構築されている。この体制は行政の力だけ ではなく、専門の相談支援機関や地域住民が一つ になって実現できるものである。そのような「地 域共生社会」の実現に向けては、地域住民の福祉 意識の向上がより一層必要となってくる。福祉意 識の向上といっても、地域生活の中で「困ってい る人の力になりたい」という気持ちを持つだけで は、どのような人がどのようなことで困っている のか、困っている人を助ける方法はどのようなも のなのか、といった具体的な行動内容が想像でき ずに、実行したい気持ちが行動として結実しない ことも考えられる。意識を向上させ、具体的な行 動に移すことで「他人事」が「わが事」に近づい てくるのではないだろうか。その具体的な行動と してのボランティア活動、特に固定された利用者 と専門職の支援のもとに体験できる社会福祉施設 でのボランティア活動は接近しやすい体験だと思 われる。また、高齢者福祉施設での活動は、施設 そのものがイメージしやすい施設であり、近い将 来の自分の姿、あるいは自分の親の世代の利用者 である高齢者に対して親しみやすさも感じられる と考えられ、ボランティア活動の初心者であって も取り掛かりやすい活動だろう。

「地域共生社会」を実現させるための取り組みの一つして、国が「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」を挙げていることから、地域住民が地域福祉活動に含まれるボランティア活動に参加するための環境整備は古くて新しい課題といえる。これに関して先行研究をレビューすると、田端・岩井(1)、南條・小田(2)、石井(3) は、社会福祉施設におけるボランティアの受け入れの実態と環境整備上の課題を明らかにした。また、岩井・高橋・中島(4)、高木(5) は、社会福祉施設がボランティアを受け入れることが、施設の社会化を進めることにつながったことを明

らかにした。このように、社会福祉施設ではボランティアの受け入れが進み、ボランティアの受け入れ体制も整備されていることは明らかにされてきたが、高齢者ボランティアへの受け入れに言及している研究は管見では見当たらない。

そこで、本研究では、「地域共生社会」の一翼を担う役割を期待されている地域住民、特に増加する高齢者に焦点を合わせて、高齢者が「地域共生社会」において実践活動を進めるために、高齢者ボランティアの意識および活動の展開・発展につながる福祉施設、とりわけ高齢者にとって身近な施設である介護老人福祉施設による支援方法を提示することを目指す。

2 研究方法

2-1 調査対象と方法

高齢者ボランティアを受け入れている介護老人福祉施設の生活相談員 3名を対象とした半構造化インタビュー調査を実施した。インタビューに要した時間は各 $50\sim60$ 分であり、調査期間は2019年 11 月 ~12 月であった。

2-2 分析方法

インタビュー内容を逐語記録として整理し、そ の内容について、4ステップコーディングによ る質的データ分析手法 SCAT (Steps for Coding and Theorization) を用いることにした。大谷⁽⁶⁾ によると、この手法では、観察記録や面接記録な どの言語データをセグメント化し、そのそれぞ れに、<1>データの中の着目すべき語句、<2> それを言い換えるためのデータ外の語句、<3> それを説明するための語句、<4>そこから浮き 上がるテーマ・構成概念の順にコードを考案して 付していく 4 ステップのコーディングと、その テーマや構成概念を紡いでストーリー・ラインと 理論を記述する手続きとからなる分析手法であ る。また、同じく大谷によると、「この手法の意 義は、分析手続きの明示化、分析の諸段階への円 滑な誘導、分析過程の省察可能性と反証可能性の

増大、理論的コーディングと質的データ分析の統合である」⁽⁷⁾ と述べられている。

2-3 倫理的配慮

本研究は、「日本社会福祉学会研究倫理規程」 および「日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづ く研究ガイドライン」を遵守して実施した。調査 研究を実施するにあたり、以下のような配慮を 行った。

- ① 調査対象者に対して事前に研究概要と依頼内 容を説明し、調査協力の同意書に署名していた だいた。
- ② 調査対象者が特定されないように、調査対象 者の氏名や所属先などの属性などが明確になら ないように配慮した。
- ③ インタビュー調査は、対象者の勤務先の一室 など音声が漏れない場所で実施した。

3 調査結果

SCATのフォームを用いて、インタビュー内容の分析を行い、ストーリー・ラインと理論記述を導き出した。3名のフォームをすべて掲載する。

3-1 分析対象者 A

①ストーリー・ラインの概要

この職員が所属している施設はボランティアの受け入れに積極的であり、職員一人ひとりがボランティアへの支援を行っているほか、ボランティア保険の施設側の負担など、組織としての受け入れも整っているといえる。ボランティアの形態もグループ活動が主となっているが、自治体独自の制度を活用している個人ボランティアも活動している。ただし、グループ活動では活動についてグループで協議や確認ができるのに対して、個人ボランティアは頼ることができるのは職員だけになるため、個人ボランティアへの支援の方法の確立や職員間の共有が求められるといえる。また、介護予防ポイント事業がボランティア活動推進の要因となるかど

うかは、まだ明言できない状態である。この点についての検証は必要であろう。なお、ボランティア活動でもなく、いわゆる「有償ボランティア」でもない、雇用契約を結ぶ短時間パートという新たな形態を取り入れていることは、高齢者の新たな社会参加の形態として注目すべき点である。

②理論記述

- ・社会福祉施設としてボランティアの受け入れは 特別なことではないが、組織としての受け入れ 体制は整えておく必要がある。
- ・受け入れ体制、すなわちボランティアマネジメントのあり方が、施設でのボランティア活動の 充実にも影響を与える。
- ・いわゆる「有償ボランティア」ではない有給の 活動 (業務) と、ボランティア活動との共存の 可能性を探ることが必要である。

3-2 分析対象者 B

①ストーリー・ラインの概要

この職員が所属する施設では、法人全体で受 け入れ体制を統一させている。ボランティア募 集は法人が担い、ボランティア開始に当たって は、明文化されているボランティア規程の説明 があり、活動希望者の了解を取っている。この ことによって利用者の人権を擁護することのみ ならず、ボランティア自身も安心して安全な環 境の下で活動できるという効果が期待できる。 また、ボランティアへの感謝の気持ちを言葉だ けではなく、「年賀状」という形に残るもので 示している。このこともボランティアにとって は、励みとなると考えられる。さらに、ボラン ティアの「独り善がり」にならないように、活 動内容を職員と打ち合わせ、利用者のニーズに 合わせられるように留意している。そして、将 来は職員に対して実施されている勉強会にボラ ンティアも参加してほしいという新たな支援策 も考えており、法人のボランティアマネジメン トの方針が職員にも浸透していることがうかが える。

表 1 2019 年 11 月 高齢者ボランティア受け入れに関する調査 インタビュアー: 筆者 インタビュイー: 介護老人福祉施設職員 (1)

	テクスト	<1>テクスト中の注目す	<2>テクスト中	<3>左を説明するよう	<4>テーマ・構成概念	<5>疑問・課題
		べき語句	の語句の言い換	なテクスト外の概念	(前後や全体の文脈を	
			え		考慮して)	
1	ボランティアを定期的に受け入れてお	定期的、クラブやサー	職員ではでき	定期的に続けられる	グループ活動の継続	グループの関係性に
	り、クラブやサークルの補助をお願いし	クルの補助、社会福祉	ない領域での	活動内容	性の高さ	職員はどれだけ介入
	ている。募集は社協を通じてお願いして	協議会、記録	活動、社会福祉	他機関との連携	活動内容の充実	できるのか?
	いる。簡単な記録は書いてもらっている。		協議会との連			
			携			
2	介護予防ポイント事業を活用している傾	介護予防ポイント事	制度を活用し	職員としてボランテ	自治体独自の制度の	個人ボランティアに
	聴ボランティアの方は個人で活動してい	業、個人のボランティ	た個人ボラン	ィア関連制度の理	効果測定、個人ボラ	とって介護予防ポイ
	る。ただし、個人のボランティアに対し	ア、職員の関わり	ティアと職員	解、当該ボランティ	ンティアへの支援の	ント事業がインセン
	ては職員の関わりが薄いことが反省点で		との関係性	アのニーズ把握	方法	ティブに成っている
	はある。今は見守り程度。					のか?
3	介護補助に近いようなボランティアの受	介護補助はボランテ	現場でのボラ	利用者もボランティ	ボランティアは職員	職員とのコミュニケ
	け入れは、職員とのコミュニケーション	ィアには依頼しない、	ンティアへの	アも心地よく過ごせ	の補助ではなく、職	ーションの図り方
	がとれなかったところもあって、途中で	職員とのコミュニケ	支援	るような支援	員ではできないこと	
	ストップしている。そのことから、クラ	ーション、職員が付く			を提供する	
	ブ活動でも必ず職員が1名付いている。					
4	ボランティアには普段感謝の気持ちは言	感謝の気持ち、意見交	ボランティア	ボランティアマネジ	職員のボランティア	組織としてのボラン
	葉で述べているが、ボランティアと意見	换	に対する直接	メントの内容	マネジメントについ	ティアマネジメント
	交換をできる時間を設けたいとは思って		支援		ての理解とその実施	のあり方
	いる。				体制	
5	ボランティアには施設を知ってほしい。	イベント、保険	ボランティア	ボランティアへの間	ボランティア受け入	予算に大きな変動は
	イベントにも参加してもらっている。通		の負担軽減	接的支援	れに関する予算化	あるのか?
	常のボランティア活動以外にイベントで					
	も使える保険は施設が負担している。					
6	高齢者の方でもボランティアという形で	パートとしての活動	無給の活動で	従来の有償ボランテ	新たな形態での高齢	職員の負担は増えな
	はなく、短時間のパートさんとして募集		はなく有給の	ィアとは異なる概念	者の社会参加の方法	いのか?
	もさせてもらっている。		活動		の模索	

ストーリーライン	この職員が所属している施設はボランティアの受け入れに積極的であり、職員一人ひとりがボランティアへの支援を行っているほか、ボラ
(現時点で言える	ンティア保険の施設側の負担など、組織としての受け入れも整っているといえる。ボランティアの形態もグループ活動が主となっているが、
こと)	自治体独自の制度を活用している個人ボランティアも活動している。ただし、グループ活動では活動についてグループで協議や確認ができ
	るのに対して、個人ボランティアは頼ることができるのは職員だけになるため、個人ボランティアへの支援の方法の確立や職員間の共有が
	求められるといえる。また、介護予防ポイント事業がボランティア活動推進の要因となるかどうかは、まだ明言できない状態である。この
	点についての検証は必要であろう。なお、ボランティア活動でもなく、いわゆる「有償ボランティア」でもない、雇用契約を結ぶ短時間パ
	一トという新たな形態を取り入れていることは、高齢者の新たな社会参加の形態として注目すべき点である。
理論記述	・社会福祉施設としてボランティアの受け入れは特別なことではないが、組織としての受け入れ体制は整えておく必要がある。
	・受け入れ体制、すなわちボランティアマネジメントのあり方が、施設でのボランティア活動の充実にも影響を与える。
	・いわゆる「有償ボランティア」ではない有給の活動(業務)と、ボランティア活動との共存の可能性を探ることが必要である。
さらに追究すべき	・介護老人福祉施設におけるボランティアマネジメントのあり方の再考
点・課題	・ポイント制度はボランティア活動のインセンティブになり得るのかの検証
	・地域における高齢者の社会参加に介護老人福祉施設はどのように貢献できるかの検討

表 2 2019 年 11 月 高齢者ボランティア受け入れに関する調査

インタビュアー:筆者 インタビュイー:介護老人福祉施設職員(2)

		事有 インノ	, , ,	• 丌 段 乜 八 怞 և		
	テクスト	<1>テクスト中の注目す	<2>テクスト中	<3>左を説明するよう	<4>テーマ・構成概念	<5>疑問・課題
		べき語句	の語句の言い換	なテクスト外の概念	(前後や全体の文脈を	
			え		考慮して)	
1	開設当初からボランティアの受け入れ体	ボランティアの受け	施設単体では	法人の方針としてボ	法人の方針が明確で	法人の研修内容にボ
	制は整えている。募集は主に法人本部で	入れ体制、法人本部	なく、法人全体	ランティア受け入れ	あれば、職員のボラ	ランティア関連が含
	行い、コーディネートも行っている。		としての受け	をどう考えているか	ンティアに対する意	まれているのかどう
			入れ体制の整	を明確にする。	識も一定レベルを保	か?
			備		つことができる。	
2	個人で来られる傾聴ボランティアとクラ	個人ボランティア、グ	個人ボランテ	個人ボランティアと	利用者のみならずボ	個別対応の留意点と
	ブ活動を補助するイベントボランティア	ループ活動のボラン	ィアとボラン	ボランティアグルー	ランティアに対して	は?
	と2種類に分けている。	ティア	ティアグルー	プとの対応の異同の	も個別対応の必要性	
			プとの区別	明確化	の理解	
3	施設に照会があったボランティア希望者	法人本部に上げる、交	組織としての	組織としてのボラン	組織の方針とボラン	法人設立当初からボ
	はすべて法人本部に上げるという形にな	通費程度の謝礼、年賀	感謝の気持ち	ティアマネジメント	ティアマネジメント	ランティアマネジメ
	っている。イベントボランティアに対し	状	の表し方	の確立	の内容との同定	ントは意識されてい
	ては交通費程度の謝礼は渡している。年					たのか?
	賀状も送っている。					
4	法人としてボランティア活動規程を作成	ボランティア活動規	ボランティア	利用者のみならずボ	明文化することの意	規程のモデルとなっ
	している。活動の際にはその規程を説明	程、承諾	活動における	ランティア自身の人	義	たものはあるのか?
	し、承諾をいただいている。		ルールの明文	権を擁護するという		
			化	目的		
5	クラブ活動の内容も職員とボランティア	職員とボランティア	独善的なボラ	職員とボランティア	ボランティア活動は	ボランティア活動参
	と打ち合わせをして決めている。単なる	の打ち合わせ、お披露	ンティアの回	との関係形成、ボラ	「誰のために」「何の	加の動機や目的の多
	「お披露目会」になりそうな場合は、修	目会、修正	避	ンティア活動の意義	ために」行われるの	様性をどこまで許容
	正してもらうように伝えている。			の再確認	かを職員とボランテ	するか?
					ィアが共に考える。	
6	施設の職員は様々な内容の勉強会を実施	勉強会、参加	ボランティア	ボランティアの育	法人の取り組みが職	職員の意見は法人に
	しているので、その情報をボランティア		の学びの場の	成、意識向上のため	員の考え方を発展さ	どのような経緯で取
	に発信して参加してもらいたいという希		提供	の支援	せることにつなが	り入れられるのか?
	望はある。				る。	

表 3 2018 年 11 月 社会福祉士の専門性に関するインタビュー

インタビュアー:筆者 インタビュイー:社会福祉施設の施設長(3)

	• • • •	平日 「 ・			沙龙跃跃 (0)	
	テクスト	<1>テクスト中の注目す	<2>テクスト中	<3>左を説明するよう	<4>テーマ・構成概念	<5>疑問・課題
		べき語句	の語句の言い換	なテクスト外の概念	(前後や全体の文脈を	
			え		考慮して)	
1	ボランティアも受け入れているが、	シルバー雇用、最低	いわゆる有	組織と雇用契約を	ボランティアでは	ボランティア、介
	シルバー雇用という契約で 65 歳以	賃金の保証	償ボランテ	結ぶことによる緊	ない、職員として	護予防ポイント事
	上の方を短時間パートで採用してい		ィアではな	張感、責任感	の位置づけが高齢	業の利用者、パー
	る。洗濯物の整理や食器洗いなどの		い、社会参加		者にもたらす意味	ト労働者、各々へ
	業務で、最低賃金は保証している。		の方法			の関わりの方法
2	受け入れているボランティアグルー	ボランティアグル	ボランティ	制度利用によるボ	ボランティア活動	介護予防ポイント
	プはハーモニカの演奏をしてもらっ	ープ、区社協、介護	ア活動推進	ランティア、施設、	推進施策の展開と	事業の成果
	ている。区社協から紹介をしてもら	予防ポイント事業	施策の活用	それぞれのメリッ	発展	
	った。介護予防ポイント事業の利用		及び区社協	トとデメリットの		
	者である。		との連携	確認		
3	ボランティアグループは活動前に近	ボランティアの送	ボランティ	交通費を支給する	施設に来所しても	交通アクセスの悪
	くで練習をしているので、そこまで	迎	アグループ	という形態ではな	らうための支援方	い施設は、ボラン
	送迎を行っている。		への支援	く、職員が直接支	法の検討	ティアの送迎も止
				援を行う。		むを得ないのか?
4	ボランティア専用の部屋はないが、	控え室、茶菓の提供	ボランティ	ボランティアマネ	ボランティアマネ	ボランティアへの
	活動日は会議室を控え室とし、茶菓		アに対する	ジメントにおける	ジメントにおける	茶菓の提供は必要
	は提供している。		ハード面の	物理的側面	物理的側面の整備	十分条件と捉える
			整備		の範囲	カュ?
5	ボランティアには継続的に活動して	継続的な活動、負担	ボランティ	ボランティアマネ	ボランティアマネ	ボランティアは職
	ほしいので負担がないように常に考	の軽減、声掛け、職	アに対する	ジメントにおける	ジメントにおける	員に対してどこま
	えている。声掛けも積極的に行い、ボ	員の配置	ソフト面の	精神的側面	精神的側面の充実	で期待しているの
	ランティアの側に職員も配置するよ		整備		方法	カ・?
	うにしている。					
6	施設の生活はどうしても刺激のない	刺激のない生活、生	施設生活に	利用者のニーズに	多様なボランティ	ボランティアコー
	生活になってしまうので、少しでも	活の張り、積極的な	おける利用	応じた活動を提供	アを受け入れるこ	ディネーションの
	利用者の生活の張りになればと思	受け入れ	者の楽しみ	するボランティア	とによる地域社会	方法と他機関との
	い、今のグループ以外にも積極的に		を創出する。	の受け入れ	との関係形成	連携の方法
	受け入れたいと思っている。					

ストーリー	この施設では、従来のボランティア、介護予防ポイント事業の利用者、パート労働者といった異なる基盤をもった高齢者が社会参加
ライン(現	している。各々が各々の目的をもっていると考えられるが、施設側としては利用者の生活の質の向上につながるのであれば、参加の
時点で言え	形態にはこだわらないと考えられる。ボランティアマネジメントのハードの側面は今後の課題ではあるが、送迎を行っていることか
ること)	ら、交通アクセスの悪い施設がボランティアを受け入れる際の支援方法を示唆するものと考える。また、現在のボランティア以外に
	も利用者のニーズに応じたボランティアの受け入れを考えており、それを通して地域社会との関係を深めていくことも目指してい
	ర .
理論記述	・異なる目的、異なる形態で社会参加しようとする高齢者のニーズや思いを理解することが重要である。
	・ボランティアマネジメントのハード面、ソフト面について必要十分条件を検討する必要がある。
	・ボランティアの開拓に当たっては、既存のグループを活用するだけではなく、施設で養成するという側面も必要である。
さらに追究	・高齢者の社会参加の目的や方法の理解
すべき点・	・ボランティアが期待するボランティアマネジメントと職員が期待するボランティアマネジメントの異同
課題	・ボランティアマネジメントを担う職員の専門性

②理論記述

- ・法人全体でボランティアマネジメントの方針が 確立されており、新設の施設でも受け入れ体制 が整えやすい。
- ・ボランティアが陥りやすい「独善性」を未然に 防ぐように職員とボランティアとの話し合いの 機会が設けられている。
- ・組織におけるボランティアマネジメントが推進 されることで、職員のボランティアに対する意 識も向上する可能性がある。

3-3 分析対象者 C

①ストーリー・ラインの概要

この施設では、従来のボランティア、介護予防ポイント事業の利用者、パート労働者といった異なる基盤をもった高齢者が社会参加している。各々が各々の目的をもっていると考えられるが、施設側としては利用者の生活の質の向上につながるのであれば、参加の形態にはこだわらないと考えられる。ボランティアマネジメントのハードの側面は今後の課題ではあるが、送迎を行っていることから、交通アクセスの悪い施設がボランティアを受け入れる際の支援方法を示唆するものと考える。また、現在のボランティア以外にも利用者のニーズに応じたボランティアの受け入れを考えており、それを通している。

②理論記述

- ・異なる目的、異なる形態で社会参加しようとす る高齢者のニーズや思いを理解することが重要 である。
- ・ボランティアマネジメントのハード面、ソフト 面について必要十分条件を検討する必要があ る。
- ・ボランティアの開拓に当たっては、既存のグループを活用するだけではなく、施設で養成するという側面も必要である。

4 考察

4-1 組織としての高齢者ボランティアの受け 入れ体制について

近年、ボランティアを受け入れている施設は特別な存在ではなく、いずれの施設においてもボランティアの受け入れ体制は整っていることが分かった。特にB氏が勤務している施設では、ボランティアの受け入れ窓口が法人本部に一本化され、また、ボランティア活動規程も作成されており、初めてのボランティアでも活動を始めやすい環境が整備されている。さらに、クラブ活動の補助といった内容に関しては、ボランティアと職員との打ち合わせを行い、単なる「お披露目会」にならないように留意している。

倉田⁽⁸⁾ は、施設ボランティア経験者を対象として調査を行い、活動者の施設側に対する問題の指摘を整理し、その問題を解決するための方策を検討した。その結果、ボランティアからボランティア活動システムに関して、活動の受け付けから希望やニーズに応じて内容を調整するなど一連の過程を効率化することへの指摘が示されていることを明らかにした。また、同調査において、ボランティア活動を展開するなかで、①ボランティア活動者同士、②ボランティア活動者と施設職員との意思の疎通を図りたいとの意見が示された。90年代で問題点として指摘されたボランティア活動システムも、近年ではボランティアマネジメントとして確立していることが分かる。

一方、高齢者が施設で活動する形態として、ボランティア活動のみならず、いわゆる「有償ボランティア」でもない「有給」の活動も出現していることが明らかになった。施設側は、元気な高齢者を雇用することによって職員の補助的役割を担ってもらうことができる。そして高齢者は、自分のできる範囲の労働に従事し、責任を任され、賃金を得ることができる。長時間の労働は身体的にも負担が多いと感じる高齢者にとっては、短時間(2~3時間)の労働が無理のない範囲で継続できるものだと思われる。内閣府の『平成29年

版高齢社会白書』によれば、現在仕事をしている 高齢者の約4割が「働けるうちはいつまでも」働 きたいと回答し、70歳くらいまでもしくはそれ 以上との回答と合計すれば、約8割が高齢期にも 高い就業意欲を持っている様子がうかがえる。つ まり、就業意欲の高い元気な高齢者に対して、短 時間労働者として受け入れる可能性が示唆でき る。その際に、職員の補助としての労働と、職員 とは異なる立場でのボランティア活動との範囲を 明確にしておく必要があるだろう。

4-2 高齢者ボランティアへの支援の内容

① 高齢者ボランティアが活動を継続できる環境 整備

まず、環境面の整備として、C氏は控え室の 準備を挙げている。専用のスペースではないが、 ボランティアが活動する日には会議室を控え室 とし、茶菓の提供も行っているということで あった。先述の倉田⁽⁹⁾ の調査でも、ボランティ ア活動を展開するにおいて設備的施設環境の整 備を指摘する内容として、より具体的な要求の 一つにボランティア活動者専用スペースの確保 を求める意見が示されている。専用のスペース があることは、ボランティアも施設を構成する 成員として承認されていることを意味する。承 認され、評価されることが活動のやりがいや継 続性につながるのである。

次に、C氏の施設ではボランティア・グループの送迎も行っている。そのグループは活動前にメンバーたちが近隣の会館で練習を行っており、楽器等を運ぶ必要もあることから、送迎を行っているということであった。送迎は施設る人手も取られることになる。それでも送迎を行っていることで、C氏の施設はボランティアを大切に扱い、承認していると考えられる。前述の倉田(10)も、活動者の居宅から施設までの移動条件はボランティア活動を大きく作用していることが回答からもうかがうことができると

- し、移動手段の確保は活動を促進する要因として位置付けられようと述べている。
- ② 高齢者ボランティアの負担を軽減する経済的 支援

ボランティア活動は基本的には無給の活動であり、その活動の対価として報酬が支払われないという「無償性」が原則である。しかしながら厳格に「無償性」を強調しすぎると、活動に参加する人を制限することになる。近年では、新崎⁽¹¹⁾ が述べているように、「無償性」の解釈の幅が広がり、活動の継続性を担保するうえで食事代や交通費等の実費弁償程度は認めていくことになっている。

インタビュー調査から得られた具体的金銭支援としては、ボランティア保険の保険料の負担、交通費程度の謝礼が挙げられた。このような経済的支援については、ボランティアが活動を継続する際に必要な要素だと考えられる。活動への対価を求めないとしても、活動の際には施設までの交通費が発生したり、活動内容によっては材料費等も必要となる。また、ボランティア保険の加入も求められる。特に、高齢者ボランティアの多くは就労による賃金を受け取らなくなる世代であることから、活動を継続するための経済的支援は必要となると考える。

③ 高齢者ボランティアの意欲を引き出す職員からの働きかけ

A氏はボランティアと職員との関わりが薄いことを気に掛けていることから、ボランティアが活動をする際には、職員を配置するようにしていると回答した。そして、活動が終わった時には常に感謝の言葉を伝えているということであった。また、C氏もボランティアへの積極的な声掛けを行い、ボランティアの側に職員も配置していると回答した。このように、施設は環境整備や経済的支援といったハードな側面を整えることのみならず、職員からの直接的な働きかけも心掛けている。石井(12) は社会福祉法人がその存在意義を発揮し、他の運営主体との

格差を顕著にしたボランティア受け入れを検討するうえで、考えられる課題の一つとして「専門職としての対人援助スキルを活かしたボランティアへの支援」を挙げている。介護老人福祉施設の職員は高齢者への支援に際して、対人援助スキルを活用して関わっている。援助を必要としている要介護度の高い高齢者ではなく、援助する側のボランティアに対して同様のスキルは活用できないかもしれないが、傾聴や共感、励ましなどの基本的なスキルは活用できるであるう。

一方、山本は、「福祉施設にボランティアを 受け入れる際には、ボランティアと施設利用者 或いは職員、施設そのものと不協和音なく、い い関係でつなぐ役割をボランティアコーディ ネーターが担っている | (13) と述べている。また、 ボランティア活動への援助者、活動内容の開発、 そして、活動の発展性を引き出す役割をも担っ ているとしている。さらに、鈴木ら⁽¹⁴⁾ はホス ピスボランティアの活動継続要因を調査し、ボ ランティアコーディネーターの存在は、ホスピ スボランティアを継続するうえで重要な役割を 持っているという結果を導き出した。調査対象 者の3名からは、ボランティアコーディネー ターという用語は発せられなかったが、いずれ も受け入れ担当者として、退職・子どもの自立 などで社会的喪失感を持ちやすい高齢者ボラン ティアが主体的に活動できるように率先して声 掛けを行い、職員全体にボランティア受け入れ の意識付けをおこなうといった役割を担ってい るといえる。

5 結びにかえて

介護老人福祉施設の職員のインタビュー調査から、高齢者のボランティアに対して行われている 支援内容が明らかになった。いずれの施設でも、 ボランティアが継続して活動できるようにボラン ティアマネジメントを実践していることも明らか になった。あらためてボランティアマネジメント とは、桜井によると、「ボランティアの管理というよりも、ボランティアという特殊な人的資源の開発・活用と、それにより、事業を成果へ導く方法を探索した体系」⁽¹⁵⁾ と定義している。ボランティアマネジメントが実施されていることによって、ボランティアも安心して活動できると考える。

ところで、野上は、「ボランティア活動者にとって施設の存在はボランティア活動の中核にあるといわれ、ボランティア活動を始めるに当たって一番参加しやすい入り口として施設があり、関与すればするほど高度となり、奥深くなり、一定の責任と機能が求められ際限なく至高のものとなっていく」(16)と述べている。特に、中年期までにボランティア活動を経験していなかった高齢者にとっては、福祉施設の中でも入所者がイメージしやすい介護老人福祉施設は活動の入り口になり得ると考えられる。

また、石井は、「社会福祉施設でのボランティ ア活動体験は、地域福祉活動の新たな担い手とし て期待される地域住民が、こうした活動に関心を 寄せるための事前体験となり、そこから活動の担 い手へといざなう契機になるのではないか」(17)と 述べている。そして川崎は「地域活動を増やすこ とで、他者や地域に対する信頼などの認知的ソー シャル・キャピタルや、地域活動への参加、地域 参加の程度、地域におけるネットワークなどの構 造的ソーシャル・キャピタルが醸成され、健康に 良好な影響をもたらすことが期待される | (18) と述 べている。このように高齢者がボランティア活動 をはじめとする地域活動に参加することは、高齢 者自身の健康増進を期待できるとともに、地域活 動の担い手として地域福祉推進に貢献することも 期待できる。しかしながら、高木(19)が述べてい るように、ボランティア受け入れにおける支援方 法としてのコーディネーションやマネジメントに ついては、受け入れ組織において理解が深まり多 くの実践が展開されているが、組織がボランティ ア支援を単なるボランティアの受け入れのための 手法としか捉えず、組織の地域に対する態度のあ り方と捉えることを怠るとボランティア活動の広がりは見られない。

社会福祉施設は「施設の社会化」の議論が始まって以降、地域福祉推進のための社会資源としての役割を期待されている。本研究では言及することができなかったが、今後の課題として、ボランティア活動の広がりを考察するに当たり、ボランティア活動の展開として地域活動を捉えるのか、ボランティア活動と地域活動とは並行して行われているのかを明らかにすることを通して、社会福祉施設によるボランティア活動及び地域活動の支援方法を提示するとともに、社会福祉施設による地域福祉推進のあり方を検討することを目指したい。

謝辞

本研究にご協力くださった介護老人福祉施設の 職員の皆様に心より感謝申し上げます。

付記

本研究は2019年度大阪ガスグループ福祉財団 「調査・研究助成」による研究成果の一部である。

(もりもと ともみ:学校法人佐藤学園大阪バイオメディカル専門学校)

引用文献

- (1) 田端和彦、岩井克央 (2016)「兵庫県下の特別 養護老人ホームにおけるボランティア受け入 れの実態と課題」『兵庫大学論集』 21、pp.215-239
- (2) 南条正人、小田幹雄 (2015)「社会福祉施設に おけるボランティアの受け入れの現状と課題」 『東北文教大学短期大学部教育研究紀要』 6、 pp.87-97
- (3) 石井祐理子(2014)「社会福祉施設におけるボランティア受け入れのあり方に関する研究」 『京都光華女子大学研究紀要』52、pp.121-130
- (4) 岩井一広、高橋順一、中島望 (2013) 「高齢 者施設の社会化とその社会的効果の関係」『関

- 西福祉大学社会福祉学科研究紀要』17(1)、pp.83-90
- (5) 高木寛之(2010)「福祉施設におけるボランティア受け入れの方法に関する研究―ボランティア支援を通じた地域福祉推進のあり方」 『大妻女子大学人間関係学部紀要』12、pp.85-97
- (6) 大谷尚(2007)「4ステップコーディングに よる質的データ分析手法 SCAT の提案―着 手しやすく小規模データにも適用可能な理論 化の手続き―」『名古屋大学大学院教育発達 科学研究科紀要(教育科学)』54(2)、p.27
- (7) 同上書、p.27
- (8) 倉田康路 (1996)「施設ボランティア/ボランティア活動者の施設側に対する問題の指摘と対応策」『日本の地域福祉』10、pp.44-65
- (9) 同上書、p.55
- (10) 同上書、p.56
- (11) 新崎国広 (2005) 「第1章ボランティア活動 とは」岡本栄一監修『ボランティアのすすめ』 ミネルヴァ書房、p.25
- (12)石井祐理子(2013)「社会福祉施設における 運営主体とボランティア受け入れに関する一 考察」『京都光華女子大学研究紀要』51、p.48
- (13)山本浩史 (2003)「施設ボランティアコーディ ネーターの役割」『社会福祉士』 10、p.135
- (14)鈴木聖子、山本克彦、吉田清子ほか (2012) 「ホスピスボランティア活動における継続要 因と関連要因の検討」『社会福祉学』 52(4)、 pp.54-65
- (15) 桜井政成 (2007) 『ボランティアマネジメント』 ミネルヴァ書房、pp.104-405
- (16)野上芳彦 (1996)『実践ボランティア講座』 柏樹社、p.127
- (17) 石井(2014)前掲書、p.121
- (18)川崎千恵(2018)「高齢者にとって地域活動に参加するということ―離島の地域におけるエスノグラフィー」『日本公衆衛生看護学会誌』7(3)、p.111
- (19) 高木 (2010) 前掲書、p.95

障害者スポーツを取り入れた小中学校向け 障害理解教育の効果 ~質的データを用いた事業評価の試み~

山 脇 功 次 修 田 翔 由 浅 悠

サマリー

本研究では、障害者スポーツを取り入れた小中 学校向け障害理解教育の効果をテキストマイニン グの手法を用いて分析した。分析対象者は、中学 校4校、小学校1校のうち、福祉体験学習(車い す・アイマスク体験) か障害者スポーツ体験を実 施した 169 人とした。テキストマイニングによる カテゴリー化の作業は、共起ネットワークにおい て関連が認められた単語によりカテゴリー化を行 い、各カテゴリーに含まれる語彙が使われている 文章の割合を算出した。福祉体験学習の上位3カ テゴリーは、「障害のある人の気持ち」(70.7%)、「疑 似体験を通しての怖さ」(23.8%)、「日常生活との 環境の違い(生活の難しさ)|(14.2%)であった。 障害者スポーツ体験の上位3カテゴリーは、「障 害があってもなくても楽しめるスポーツ」(56.4%)、 「障害者スポーツのルールの工夫」(26.2%)、「競 技を通してのチームワーク」(9.2%)であった。 福祉体験学習では、疑似体験を通しての恐怖心や、 障害者が日常生活を送ることが困難であると考え るネガティブな効果があった。障害者スポーツ体 験では、障害の有無にかかわらず、インクルーシ ブな視点を促進する効果や障害に対する正しい知 識を得る効果があった。

キーワード

障害者、障害理解教育、障害者スポーツ、

小中学校、テキストマイニング

目次

- 1 はじめに
- 2 研究方法
 - 2-1 分析対象と調査方法
 - 2-2 福祉体験学習会の内容
 - 2-3 データ収集
 - 2-4 分析方法
 - 2-5 倫理的配慮
- 3 結果
 - 3-1 福祉体験学習 (車いす・アイマスク 体験) の結果
 - 3-2 障害者スポーツ体験の結果
- 4 考察
 - 4-1 福祉体験学習について
 - 4-2 障害者スポーツ体験について
 - 4-3 今後の障害者スポーツを取り入れた 小中学校向けの障害理解教育への示唆
- 5 本研究の限界
- 6 まとめ

1 はじめに

わが国において、障害の有無にかかわらず、全ての人が平等に生きる社会の実現を目指している⁽¹⁾。 また、学校教育における取組として、障害のある 幼児児童生徒と、障害のない幼児児童生徒や地域 の人々が活動を共にすることは、全ての幼児児童 生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で意義があ るだけでなく、地域の人々が障害のあるこどもに 対する正しい理解と認識を深める上でも重要な機 会となっている(1)。学校において、各教科やスポー ツ、文化・芸術活動等を通じた交流及び共同学習 の機会を設けることにより、障害者理解の一層の 推進を図る取組等を行っている(1)。これらの交流 及び共同学習の推進として、障害理解教育の充実 が重要である(2)。障害理解教育とは、障害のある 人に関わるすべての事象を内容としている人権思 想、とくにノーマライゼーションの思想を基軸に 捉えた教育のことであり、障害に関する科学的認 識の形成を目指すものである⁽³⁾。近年、障害理解 教育の報告において、障害理解教育の概念に関す る報告や実施方法に関する報告がされており、知 見が蓄積されつつある。

障害理解教育の実践において、従来の障害疑似体験を取り入れた福祉体験学習では、障害者のネガティブな固定観念を形成する危険性があり⁽²⁾、多様で複雑な障害を正確に体験することができず、逆に障害者への否定的な見方が強調されやすいことが報告されている⁽³⁾。

近年、交流及び共同学習の教科の一つとして、障害者スポーツが注目されている。1945 年英国の Ludwing Guttmann により始められた障害者スポーツは、1952 年国際ストークマンデビル大会で世界的に認知されるようになった。わが国においては、1964 年東京パラリンピックが開催され、身体障害者の社会復帰にスポーツが役立つことが認識された(4)。本研究における大阪市西成区では、福祉体験学習会において、誰もが同じ目線で楽しむことができ、また東京パラリンピックにより機運が高まり学校でも教材として取り上げられている「障害者スポーツ」に着目し、プログラムに取り入れることとした。障害者スポーツ体験を通じて、ルールや環境を整えることで誰もが活躍できる場があることを学び、また障害者の社会

参加といったテーマについても、理解を深めることを目指した。

障害者スポーツを小中学校対象の障害理解教育に取り入れた報告はなく、また、障害者スポーツを取り入れた障害理解教育の効果については明らかにされていない。本研究では、西成区社会福祉協議会とヒューマンライツ福祉協会が共同実施した福祉体験学習会で参加後に収集した感想文における記載内容をテキストマイニングの手法を用いて分析し、分析結果を踏まえて事業を向上するための検討を行った。

2 研究方法

2-1 分析対象と調査方法

西成区社会福祉協議会では、『「ともに生きる 力」を育む』ことを目的とした福祉教育を、西成 区内の各小・中学校を対象に実施している。西成 区社会福祉協議会が実施する福祉教育の中の障害 理解教育では、車いす介助の体験、アイマスクを 使用した視覚障害者手引きの体験などの福祉体験 学習会や、障害当事者からの講話を通じて、自分 たちの生活するまちに障害者などさまざまな人が 生活していることを知り、福祉への理解を深め、 地域の福祉課題を我が事としてとらえ、次世代の 福祉の担い手となる人物を育成することを目指し ている。さまざまな人と「ともに生きる」ことを 目指していくために、児童・生徒がより具体的に イメージしやすい新しいプログラムの創出を目指 し、2020年度より西成区社会福祉協議会と社会 福祉法人ヒューマンライツ福祉協会にて検討を重 ねた。

2020年度に西成区社会福祉協議会が実施した福祉体験学習会のうち、西成区社会福祉協議会とヒューマンライツ福祉協会が共同実施した5校(中学校4校、小学校1校)を対象とし、福祉体験学習会を受講した学生とした。調査期間は2020年11月から2021年3月であった。5校の福祉体験学習会を受講した学生数は計338人(TN中学校84人、I中学校59人、TM中学校126人、

TR 中学校 32 人、K 小学校 37 人)であった(表1)。 感想文未実施の TN 中学校を除き、感想文を提出 した学生のうち、西成区社会福祉協議会へ郵送の あったのは 223 人であった。分析対象者は、福祉 体験学習(車いす・アイマスク体験)か障害者ス ポーツ体験を実施した 169 人とした。

調査方法として、福祉体験学習会に受講した学生 が記載した感想文を用いた。各学校より学生が感 想文を提出後、まとめて西成区社会福祉協議会へ 送付された。

学校名	学年	実施日	福祉体験学習	障害者スポーツ体験	
TN 中学校	2年生	2021年11月19日・ 11月20日	車いす アイマスク体験	ボッチャ	
K 小学校	4年生	2021年2月15日	無	ボッチャ	
TM 中学校	1年生	2021年2月16日・ 2月18日	車いす アイマスク体験	ボッチャ	
TR 中学校	1年生	2021年3月5日	アイマスク体験	ゴールボール	
中学校*	1年生	2021年1月29日	無	無	

表1 福祉体験学習会の実施内容

2-2 福祉体験学習会の内容

福祉体験学習会では、「福祉体験学習」と「障害者スポーツ体験」の2つのプログラムを実施した。「福祉体験学習」では車いす体験とアイマスク体験を実施、「障害者スポーツ体験」ではボッチャ体験またはアイマスク体験を実施した。プログラムの実施組み合わせについては、各学校の担当教職員と打ち合わせを行い、各学校ごとに教育内容に沿ったプログラムの種類を選択した。

「福祉体験学習」

車いす体験は、基本的な操作方法を学び、2人から3人で1台の車いすを使用し、それぞれが搭乗者、介助者、見守り役となり、体育館や校舎内に設置したコースを移動した。コースは公道上を想定し自転車等の障害物を配置した道、スロープの昇降体験、体育用マットを使用した段差の昇降体験を用意した。

アイマスク体験は、2人1組となり手引きの基本姿勢、歩く際の声掛けの方法、視覚障害者に配

慮すべき事項を伝え、普段生活している校舎内を 歩き、段差の乗り越え、階段の昇降、いすへの着 席など基本的な生活動作を行った。

「障害者スポーツ体験」

ボッチャ体験は、学生を1チーム約3人にわけて、2チームで対戦した。ジャックボール(目標球)と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのカラーボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競った。投球の際、学生は車いすに乗った状態で、車いす操作や投球位置の調節を行った。

ゴールボール体験は、鈴の入ったボールを転がすように投げ合って、味方ゴールを守りながら、相手ゴールにボールを入れて得点を競う競技である。ボールがゴールに入ると1点が入る。最後に得点の多い方が勝ちになる。ゴールボールのゲーム参加学生全員にアイシェード(目隠し)をつけた状態で行った。

2-3 データ収集

福祉体験学習会を受講した感想文(自記式アンケート)で質的データを収集した。感想文の内容として、「福祉体験学習(車いす・アイマスク体験)」と「障害者スポーツ体験」に分けて、自由回答方式にて学生の感想を聞いた。

2-4 分析方法

自由回答はテキストマイニングのためのソフトウェア KH Coder を用いて分析を行った⁽⁵⁾。自由回答の文章を入力してテキスト形式で保存して頻出語をリストし、先行研究において育児支援事業や保健師研修事業での意見交換を分析した際と同様の手法で分析を行った⁽⁶⁾⁽⁷⁾。感想文の内容の「福祉体験学習」と「障害者スポーツ体験」のそれぞれ5回以上使われている単語をカテゴリー化した。

カテゴリー化の作業は、KH Coder が提示する 共起ネットワークを行った。共起ネットワークで は、自由回答の文章を形態素解析することで頻出

^{*}緊急事態宣言発出に伴い、福祉体験学習と障がい者スポーツ体験が未実施となった。 なお、福祉体験学習会に代わり障害理解講座を実施した。

単語を抽出し、単語の共起性についてジャッカード距離を測定した。共起ネットワークにおいて関連が認められた単語によりカテゴリー化を行った。カテゴリー化の結果を量的に提示するために、各カテゴリーに含まれる語彙が使われている文章の割合を算出した。

2-5 倫理的配慮

本研究は無記名のデータ分析であるため、文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」における「既に連結不可能匿名化されている情報」のみを用いる研究に該当し、倫理審査の除外対象であった。また、学生より教職員へ感想文が提出されたのち、教職員が感想文の内容を確認した。教職員にて、感想文内に個人が特定される項目についてマスキング後、西成区社会福祉協議会へ送付された。

なお、本研究では「障害」に統一して表記して いる。

3 結果

3-1 福祉体験学習(車いす・アイマスク体験) の結果

福祉体験学習(車いす・アイマスク体験)の感想文(文章数598)から共起ネットワークにてカテゴリー化を行った(図1)。上位3カテゴリーは、「障害のある人の気持ち」(70.7%)、「疑似体

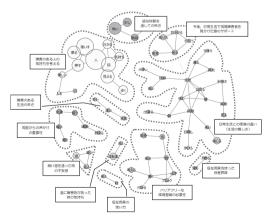


図1 福祉体験学習(車いす・アイマスク体験) の共起ネットワーク図

験を通しての怖さ」(23.8%)、「日常生活との環境 の違い(生活の難しさ)」(14.2%)であった(図2)。 上位3カテゴリーの記載例を以下に示す。

「障害のある人の気持ちを考える」

"僕は車いす体験で障害者の気持ちを体験しました。(中学生)"

"アイマスク体験では、目の見えない障害の人たちの気持ちを考えることができた。(中学生)"

「疑似体験を通しての怖さ」

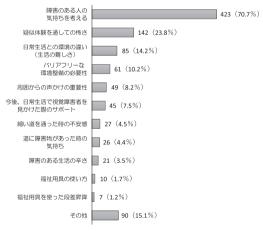
"車いすで坂を行ったら、とても怖かったです。 (中学生)"

"目が見えない人は、歩くのがこんなに怖いなん て、初めてしりました。(中学生)"

「日常生活との環境の違い(生活の難しさ)|

"いつも歩いているところでも距離が全然分からなくて、どこで何に当たってしまうかも分からなくて怖かったです。(中学生)"

"丁寧に手すりの場所を教えてくれたり前を歩いて安全なことを示してくれましたが、いつもと違うことをしたので慣れませんでした。(中学生)"



*「その他」は、各カテゴリーに含まれない文章である。

図2 福祉体験学習(車いす・アイマスク体験)

3-2 障害者スポーツ体験の結果

障害者スポーツ体験の感想文(文章数535)からから共起ネットワークにてカテゴリー化を行った(図3)。上位3カテゴリーは、「障害があって

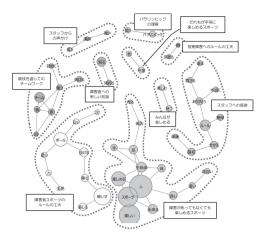
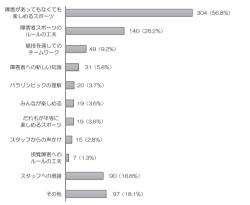


図3 障害者スポーツ体験の共起ネットワーク図



*「その他」は、各カテゴリーに含まれない文章である。「スタッフへの感謝」については、本研究の結果では言及していない。

図4 障害者スポーツ体験

もなくても楽しめるスポーツ」(56.4%)、「障害者スポーツのルールの工夫」(26.2%)、「競技を通してのチームワーク」(9.2%) であった(図4)。

「障害があってもなくても楽しめるスポーツ」

"これなら足の不自由な人や体力のない人でも僕はすごく楽しめるスポーツで、どんな人でも楽しめると思います。(中学生)"

"わたしは、ボッチャをして思ったことは、ボッチャは全いんできるスポーツでいろんなルールがあってそして、体が不自由な人、そうじゃない人全いんが楽しめるスポーツだなと思いました。(小学生)"

「障害者スポーツのルールの工夫」

"障害者にあった投げ方ができるという点が楽し

める工夫かなと思います。(中学生)"

"足と手の不自由な人でも楽しめるスポーツだし、 その人の力かげんでボールの重さもえらべるの で1年生にルール説明をしたらすぐ出来ると思 います。(小学生)"

「競技を通してのチームワーク」

"今回はチーム戦で、ボールが行き過ぎてしまったとしても、味方がカバーしてくれたり、声かけをしあえたので、そういうところが楽しめました。(中学生)"

"最初はまけていても白ボールにあたって自分の チームのボールが1番近くなったりするところ がおもしろくてよかったと思います。(中学生)"

4 考察

以下、福祉体験学習会の感想文から得られた「福祉体験学習」について、また、「障害者スポーツ体験」について考察し、事業評価にて得られた示唆について述べる。

4-1 福祉体験学習について

福祉体験学習(車いす・アイマスク体験)の感想文では「障害のある人の気持ちを考える」が取り出され、福祉体験学習を通して、実際に車いすやアイマスクを使用した疑似体験によって、参加した学生において障害者がどのような気持ちかを考えることができたことが伺えた。しかし、徳田⁽³⁾ は「障害理解」を構成する要素として、①障害に関する正確な「知識」、②知識を基にした適切な「認識」、③認識から形成される「態度」、④態度の発現としての「行動」の4つをあげており、これら4つの要素の観点から、障害理解教育の成果としては不十分であることが考えられる。

「障害のある人の気持ちを考える」に次いで、「疑似体験を通しての怖さ」と「日常生活との環境の違い(生活の難しさ)」についての語彙を含む文章が多かった。先行研究によると、体験的学習は子どもの障害のある人への意識を肯定的に変える働きをもつが、体験のみで終始すると、障害のあ

る人に対する意識を歪める恐れがある⁽³⁾。また、体験的学習のみでは子どもたちが障害特性やそれに応じた適切な関わり方のほかに、障害とは何か、またはわれわれの社会や生活に障害がいかなる影響を及ぼすかについての「障害や障害者問題に関する科学的な認識」を深めきれないことが報告されている⁽⁸⁾。本研究においても、福祉体験学習を通して、障害者の気持ちの理解を深める点においては障害への気付きが伺えるものの、疑似体験を通しての恐怖心や、障害者が日常生活を送ることが困難であると考えるネガティブな効果が示唆された。

4-2 障害者スポーツ体験について

障害者スポーツ体験の感想文で、「障害があってもなくても楽しめるスポーツ」についての語彙を含む文章がもっとも多かった。障害理解教育はノーマライゼーションの思想を基軸に捉えた考え方⁽²⁾であり、アダプテッド・スポーツがノーマライゼーションの推進に貢献する⁽⁹⁾ことが報告されている。本研究において、スポーツを通して、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめるインクルーシブな視点を促進する効果が示唆された。

「障害者スポーツのルールの工夫」が多かった。 先行研究において、障害者スポーツ実習において、 「障害があるために〜ができない」といった能力 障害ではなく、「障害があっても支援や工夫の仕 方でなんでもできる」といった活動能力の可能性 への気づきが促進された⁽¹⁰⁾ ことから、本研究に おいても同様の結果となったことが考えられる。 障害者スポーツのルールを通して、合理的配慮か らどのような支援や工夫が適切なのかを科学的に 認識し、障害に対する正しい知識を得ることの可 能性が考えられる。これらのことから、本研究に おいて、障害者スポーツ体験は、障害理解として 有用であることが推察される。

4-3 今後の障害者スポーツを取り入れた小中 学校向けの障害理解教育への示唆

以上をまとめると、福祉体験学習では、「障害 のある人の気持ちを考える | 「疑似体験を通して の怖さ」「日常生活との環境の違い(生活の難し さ) | であり、障害者スポーツ体験「障害があっ てもなくても楽しめるスポーツ | 「障害者スポー ツのルールの工夫」「競技を通してのチームワー ク | と感想文の内容に違いがあった。福祉体験学 習では、上位3カテゴリーのうち、2つのカテゴ リーにてネガティブな内容となった。それに対し て、障害者スポーツ体験では、上位3カテゴリー のうち、全カテゴリーにてポジティブな内容と なった。障害理解に関する体験の差異について、 障害疑似体験に比べ障害者スポーツ実習は、障害 者支援についてポジティブな回答が有意に高く、 障害困難イメージについてネガティブな回答が有 意に低かった⁽¹⁰⁾ ことから、本研究における小中 学生においても、同様の結果となったことが考え られる。本研究において、福祉体験学習では「障 害のある人の気持ちを考える | カテゴリーについ て、障害理解教育として不十分であることが考え られるものの、学生の障害への「気付き」は重要 と考える。今後どのように障害理解としての科学 的認識へと発展させていくのかの方法を検討する 必要がある。また、障害者スポーツ体験では、感 想文が障害に関するポジティブな内容であり、障 害理解として有用であることが考えられる。今後、 障害理解教育として障害者スポーツ体験の意義が **希薄化し、スポーツ競技のゲーム性自体の楽しさ** に偏らないよう留意が必要である⁽¹⁰⁾。これらの ことから、小中学校向けの障害理解教育として、 障害者スポーツ体験と福祉体験学習等の実施内容 のバランスの検討や、障害に関する科学的認識に 寄与するプログラムの検討が重要であることが考 えられる。

5 本研究の限界

本研究の限界は、第1に、福祉体験学習会のプ

ログラムの実施組み合わせについては、各学校ごとに教育内容に沿ったプログラムの種類を選択していることである。そのため、全ての学校にて「福祉体験学習」と「障害者スポーツ体験」がどちらも行われていないことから、結果の取り扱いには留意が必要となる。第2に、本研究のテキスト解析は記述的な統計手法に留まったため、有意性の評価などは行っていない。今後は仮説検定などにもとづく、より詳細な検証が必要である。第3に、本評価は福祉体験学習会受講後の感想文による効果の検証に留まっている。そのため、福祉体験学習会受講前と受講後の介入効果の検証を行うことが必要である。

6 まとめ

本研究では福祉体験学習会を受講した小中学生 の授業後の感想文について、自由記載の質的デー タをテキストマイニングの手法を用いて分析し た。福祉体験学習では、障害者の気持ちの理解を 深める点においては障害への気付きが伺えるもの の、疑似体験を通しての恐怖心や、障害者が日常 生活を送ることが困難であると考えるネガティブ な効果があった。障害者スポーツ体験では、ス ポーツを通して、障害の有無にかかわらず、誰も が楽しめるインクルーシブな視点を促進する効果 があった。また、障害者スポーツのルールを通し て、合理的配慮からどのような支援や工夫が適切 なのかを科学的に認識し、障害に対する正しい知 識を得ることの可能性が考えられる。これらのこ とから、障害者スポーツ体験を取り入れた小中学 校向けの障害理解教育は有用であった。

障害者スポーツと障害理解教育はノーマライゼーションの理念が共通の基軸にある。本研究では、障害理解教育に障害者スポーツを取り入れた小中学校の学生からインクルーシブな視点が確認できた。今後は、障害についての科学的認識をより深められるよう、障害者スポーツを取り入れた障害理解教育を工夫して運営・実施することが重要であると思われる。

謝辞

本研究に際し、障害者スポーツを取り入れた障害理解教育の実施にご協力いただきました TN中学校、I中学校、TM中学校、TR中学校、K小学校の皆様に心より感謝申し上げます。また、データ入力等のご協力をいただきました社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会小澤航様、千雨辰様に心より感謝申し上げます。

(やまわき こうじ:社会福祉法人ヒューマンラ イツ福祉協会 大阪市中部地 域障がい者就業・生活支援 センター)

(しゅうでん つばさ:大阪市西成区社会福祉協 議会 地域支援担当)

(ゆあさ はるか:大阪市西成区社会福祉協議会 地域支援担当)

注、引用文献

- (1) 内閣府 (2020)「令和 2 年版 障害者白書 (全体版)」(https://www8cao.go.jp/shougai/whitepaper/r02hakusho/zenbun/index-w.html 、2021年7月1日)
- (2) 金丸彰寿、片岡美華(2016)「「交流教育」および「共同教育」と「障害理解教育」の関係性:1960年代から2012年までの歴史的変遷を通して」『特殊教育学研究』53,323-332
- (3) 徳田克己、水野智美『障害理解 心のバリアフリーの理論と実践』誠信書房、2-9
- (4) 陶山哲夫 (2006)「障害者スポーツの最近の 動向」『理学療法科学』 21,99-106
- (5) 樋口耕一 (2021年)「KH Coder Index Page」 (http://khc.sourceforge.net/、2021年7月1日)
- (6) Goto, A. et al. (2014) 「Leveraging public health nurses for disaster risk communication in Fukushima City: a qualitative analysis of nurses' written records of parenting counseling and peer discussions」 『BMC Health Serv. Res』 14, 129

- (7) 山脇功次、後藤あや、水野美文、津富宏 (2018) 「ノーバディーズ・パーフェクト育児支援に 参加した母親の気持ちの変化:質的データの 事業向上への活用」『保健師ジャーナル』 74, 506-513.
- (8) 大久保哲夫 (1995)「障害者理解と福祉教育 (<特集>障害者問題と福祉教育)」『障害者 問題研究』23,100-108
- (9) 草野勝彦 (2004)「障害者スポーツ科学の社会的課題への貢献」『障害者スポーツ科学』2, 3-13
- (10) 内田若希、大谷まや(2013)「障害者スポーツ実習と障害疑似体験における障害理解の差異の検討」『障害者スポーツ科学』11,33-41

福祉サービス事業者による支援の質の向上に関する研究ノート ~福祉ビジネスから真の社会福祉事業へ~

松藤栄治

サマリー

社会福祉基礎構造改革以降、社会福祉事業の「ビジネス化」が進んでいるように見受けられる中、福祉サービスの質の向上が課題となっている。事業者による支援の質の向上を図るために、行政が用いる4つの市場介入手法について、それぞれの効果と限界を考察した。支援の質の一層の向上を図るためには、事業者間で相互に啓発し合う場をつくり、社会福祉事業の担い手としての成長を促すことの必要性が示唆された。

キーワード

社会福祉事業、福祉ビジネス、事業者規制、 情報公開、インセンティブ

目次

- 1 はじめに
- 2 行政による〈見えざる手〉の諸形態
 - 2-1 福祉サービス市場へのアプローチ
 - 2-2 〈見えざる手〉の諸形態
 - 2-2-① 事業者規制
 - 2-2-② 情報公開
 - 2-2-③ インセンティブ
 - 2-2-④ その他の手法
- 3 福祉ビジネスから真の社会福祉事業へ
- 4 おわりに

1 はじめに

社会福祉基礎構造改革から 20 年を経て

利用者本位の福祉サービスの実現を目指して、 平成12年の介護保険制度施行を皮切りに、いわゆる「社会福祉基礎構造改革」として市場型の仕組みへの転換が始まってから、20年以上の年月が経過した。筆者は平成9年に大阪市に入職し福祉行政の世界で働くようになった人間であり、基礎構造改革以前の福祉の現場を経験できた最後の世代といえそうだが、この20数年間を振り返って最も強く感じる変化は、社会福祉の世界が市場開放されたことによる、社会福祉事業の担い手(事業者)の数の著しい増加とその主体の変化である。

事業者数の増加については、例えば全国の介護保険サービス事業者数の推移を見ると⁽¹⁾、介護保険法がスタートした平成12年に約7万事業者であった(この時点で既に介護保険施行前から大幅に増えている)のが、平成29年度には約22万事業者となっており約3倍に増えている。このような事業者数の増加は、障がい福祉や保育の分野においても同様である。

また、主体の変化については、介護保険サービス事業者の法人種別の割合(平成29年度)を見ると、通所介護では社会福祉法人38.8%に対して営利法人48.5%、訪問介護に至っては社福法人18.2%に対して営利法人66.2%であり、今や在宅サービスの主たる担い手は営利法人、という状況になっている。社会福祉事業の担い手が、行政と社福法人と一部のNPO法人に限られていた措置

制度の頃からは、隔世の感がある。

この主体の変化という現象は、単に社会福祉事業に参入する事業者の法人格の種類が増えたという話だけではなく、社会福祉事業に対する事業者の姿勢や考え方の変容を意味している。近年、社会福祉事業に対しては、「今後成長が約束されている日本では数少ない市場」「継続的に利用されるため収益が安定している」「公的な事業なので貸し倒れのリスクがほぼ生じない」「〇〇(福祉サービス名)は儲かる」等と喧伝されており⁽²⁾、このような評判に誘われて社会福祉事業に参入してくる事業者も少なくないようである。何か起業しようと思った時に、飲食店や小売店など様々な商売(ビジネス)の選択肢がある中から、経営の安定性など専らビジネス的な観点から、社会福祉事業が選ばれる時代となっている。

また、営利を目的としない社会福祉法人やNPOの事業者においても、ビジネス的なものが浸透してきているように感じられる。報酬体系がサービス提供実績に応じたシビアなものに変わってきたこと等もあり、非営利法人であっても安定的な事業経営のために、経済的な合理性の追求を強く迫られているようだ。

筆者が福祉の世界に飛び込んだ 20 数年前、商業 (ビジネス) 活動と社会福祉実践は、真逆の原理で動いているものとして理解されていたと思う。それがこの 20 数年の間に、事業者の営利・非営利を問わず、福祉業界にビジネス的なものの浸透が進み、「社会福祉事業のビジネス化」とでも呼ぶべき事態が進行しているように感じられる

市場型のシステムへの転換が行われ、様々な主体の事業参入が可能になったことで、利用者本位の福祉サービスを実現するための必要条件の1つである、供給体制の量的な充実が図られたことは間違いない。しかし、その影で進行している「社会福祉事業のビジネス化」により、質の部分がどうなったのかが問われるところである。なお、あらかじめ誤解がないように明記しておくが、非営

利法人だから福祉に関する意識や援助技術のレベルが高いとか、営利法人だから逆に低い、ということはないと考える。これは個々の事業者ごとに評価されるべきことである。しかしながら、福祉の世界へのビジネス的なものの浸透に対して我々が抱く違和感や不安には根強いものがあり、市場化から20年を経ても未だ完全には払拭されておらず、福祉サービス事業者に関して何か問題が生じる度に、この違和感や不安が再燃し、質の向上を求める声となって回帰するのである。

福祉サービスの質の向上策を求めて

基礎構造改革以降、多様な主体の福祉サービス市場への参入が進み、事業者の同質性が大きく揺らいでいる中、市場で提供されるサービスの質の保障・向上を図ることが、われわれ福祉行政の重要な任務となっている。現代の福祉行政には、対象者にサービスが適切に届くよう、市場環境を整備し、民間の担い手を誘導・支援する条件整備主体(enabler)としての側面が大きくなっているのである。

市場においては、顧客の獲得を巡って事業者間 で常に競争が行われており、この競争を通して価 格調整 (値下げ等) やサービスの向上が自動的に 進行する、いわゆる「市場原理」が働くものと通 常考えられている。しかし、福祉サービスの市場 においては、それが対象者の生活の維持に直結す るものであることから、一定水準のサービス供給 を確保するために、事業者に対して様々な規制が 設けられており――自治体の指定を受けるか届出 をしなければ参入できない、提供するサービスの 価格や内容が定められている、通常の商業活動で あれば認められているビジネス手法の多く(主に 利益供与や利用者誘引行為に該当するもの)が禁 じられている等――、市場原理が十分に作動する ようにはなっていない。18世紀イギリスの経済 学者アダム・スミスは、市場における自由競争が 社会にとって最適な資源配分をもたらすという、 市場の自動調整機能を「神の見えざる手」と呼

んだが、この比喩になぞらえていえば、現代の福祉行政には、市場の神様に代わって「見えざる手」を行使することが要請されているといえるだろう。

福祉サービスの質の問題は、基礎構造改革の検討時から提起されており、20数年来議論が続けられている積年の課題であるが、特に近年、国において質の向上策の実装が重点的に進められているように見受けられる。介護保険と障がい福祉のサービス報酬改定においては、毎回、質の向上に向けて様々な報酬体系の見直しや加算の創設が多数行われており、直近の令和3年度介護保険報酬改定では「科学的介護情報システム(LIFE)」という新たな仕組みが構築される等、質の向上に向けて一層の拍車がかかってきたように感じられる。

また、質の向上は、国レベルの課題にとどまらず、自治体においても取り組みが求められているテーマである。事業者の指定・指導は自治体の事務であることから、事業者に対する苦情等を通して自治体は質の問題に日々直面しており、その改善・向上は切実な課題となっている。

本稿は、上記のような問題意識から、福祉サービスの質の向上を図るために、われわれ福祉行政が市場に対して、どのような介入(見えざる手)を講じることが有効なのかを考えるための予備作業として、先行研究の知見等を参考に、論点・課題を整理した研究ノートである。

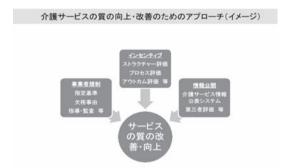
以下では、福祉サービスの質の向上に係る様々な行政手法を検討し(2章)、そこから示唆される課題等について筆者の見解を述べる(3章、4章)。

2 行政による〈見えざる手〉の諸形態2-1 福祉サービス市場へのアプローチ

上に述べたように、福祉サービスの質の向上は 基礎構造改革の検討時から課題となっており、20 年来の研究・検討の歴史がある。行政の取組とし ては、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分 科会において、調査研究事業のデータを元に長年 にわたり検討が続けられている。本稿においても、 この分科会の知見から考察を始めることが効率的 であろう。

同分科会では、福祉サービスの質の向上へのアプローチとして、「事業者規制」「情報公開」「インセンティブ」の3つを示している(図1)。これら3つのアプローチは、福祉サービス市場の市場特性——様々な規制による事業者統制、価格によらない事業者間競争、利潤を原動力とする事業者行動——にそれぞれ対応しており、市場への介入の切り口として首肯できるものと考える。

また、令和3年度から介護保険制度において導入された「科学的介護情報システム(LIFE)」は、これら3つのアプローチに当てはまらない新しいものと考えられるため、これを4つ目のアプローチ「その他の手法」として検討したい。



出典:厚生労働省 第123回社会保障審議会介護給付費 分科会(平成27年6月25日開催)資料6(抜粋)

図1 質の向上・改善のためのアプローチ

2-2〈見えざる手〉の諸形態

2-2-① 事業者規制

事業者規制の諸形態

「事業者規制」は、法令等を駆使して事業者の 組織体制や行動を、質の向上に向けて直接的に制 御しようとするアプローチであり、行政が最も得 意とする手法である。事業者規制の手法としては 「指定基準」「運営基準」「指導・監査」がある。

指定基準(の設定・改正)は、人員配置や設備等を統制することにより、事業者を質の確保された事業体に成形しようとする取組である。例えば、

放課後等デイサービス(以下、放デイ)においては、児童にテレビを見せているだけ等の質が低い事業者の存在が社会的に問題となったことを受けて、平成29年度から児童発達支援管理責任者には3年以上の支援経験を必須とする、また職員の半数以上は児童指導員又は保育士の配置を義務付ける、という指定基準の見直しが行われた。

運営基準(の設定・改正)は、事業者がサービス提供等にあたり行動規範となる省令やガイドラインを定め、事業者の行動を質の高いものに統制・変容しようとする取組である。再び放デイを例にとると、国は平成27年に『放課後等デイサービスガイドライン』を定め、翌年度から事業者にガイドライン活用の徹底を促している。

指導・監査は、行政が事業者の運営状況を監視・ 監督することにより、指定基準や運営基準の遵守 を確保しようとする取組である。引き続き放デイ を例にとると、平成28年の国通知において、監 査の強化として、営利法人及び新規の事業所の重 点的な実地指導の実施が定められた。

事業者規制の実効性

事業者規制による質の向上の実効性はいかなる ものであろうか。

事業者が指定基準や運営基準に規定されている 内容や水準を逸脱したり下回ることは、原則的に は許されないものであり、行政が基準設定や指定 取消等の行政権限を用いて事業者を統制する事業 者規制には、後述する他の〈見えざる手〉と比較 して、最も強い実効性が期待されていると思われる。

しかしながら、規制の法構造を分析した大沢 (2004) によれば⁽³⁾、他の分野 (例えば医療機関) の指定・監督事務と比較した場合、福祉サービス に対する事業者規制の仕組み (権限等) は「制度 上も運用上も弱められている」。そして「供給量を増大させ、同時に質の維持も図るという指定制度の目的は原理的には両立し難く、制度上および 運用上はむしろ供給量を増大させることが優先さ

れている。両目的の調整はこの意味において、制度上も運用上も、また法論理上も破綻しているといわざるをえないのではないだろうか」という。量と質の両方を同時に追求することには根本的な無理があり、不十分なものとならざるをえないのである。

また、膨大な数の事業者に対して、行政組織が 密度の高い監視や指導を行うことには、人や予算 等の執行リソース上の限界があり、その強化は容 易ではない。

法による社会福祉実践の制御の限界

より本質的な論点として、法的な手段による質向上の原理的な限界を指摘できる。

この点を考察するにあたり、先に触れた放デイ のガイドラインが参考になる。同ガイドラインは 次のように述べる⁽⁴⁾。まず「「放課後等デイサー ビスはこうあるべき」ということについて…具体 的に示すことは困難しであるが、「支援の根幹は 共通しているはずであり…事業者が、その支援の 質の向上のために留意しなければならない事項も また共通する」ことから、このガイドラインを「基 本的事項を示すもの」と位置付ける。そして「こ こに記載されている内容を機械的に実行していけ ば質の高い支援提供が確保されるというような、 手取り足取りのマニュアルではない」と明言し、 各事業者が「不断に創意工夫を図り、提供する支 援の質の向上に努めなければならない」としてい る。ここには事業者規制の手法により制御するこ とが可能な領域が、明確に示されているといえる だろう。

(行政組織を含む広義の) 法システムは、基本的に、あらかじめ適正/不適正な行為のレパートリーを設定した上で、社会成員の当該行為の遵守・逸脱を制御することを作動原理とするものである。しかし、質の高い社会福祉実践は、対象者の状況によって様々なかたちをとるものであり、高度な多様性を備えている。それゆえ、質の高い福祉サービスの基準をあらかじめ設定することに

は、本質的に限界があると考えられる。法的基準に可能なことは、全事業者に共通して求められる、最低限度の水準の線を引くところまでなのである。社会福祉に関する知識や経験が不十分なまま参入してきた未熟な事業者に対しては、入門書的な機能を一定果たすであろうが、それ以上のものではない。同様の限界は指導・監査にも云えることである。監査等においては、概して基準の遵守状況をチェックし、不遵守が見つかればそれを改善指導するところまでとなっており、質のレベルを更に高めるような取組は十分にできていないのが実情である。

端的にいえば、事業者規制の手法では、社会福祉実践の最も大事なコアの部分――福祉の「魂」「哲学」…等々――を扱うことができないのである。このような限界には、われわれ行政職員の力量の問題もあるだろうが、根本には法システムの原理に基づくものがあり、規制の効果はサービスの形式的な部分の改善に留まらざるをえない。

法的統制の逆機能!?

事業者規制を強めることが、かえって福祉サービスの質の低下を生じさせる可能性についても触れておきたい。

福祉サービスの基準は、最低限度の水準の線を引くものであると先に述べたが、この基準をクリアすることで満足してしまい、そこで止まっている(基準以上を目指さない)事業者が少なくないように見受けられる。例えば、グループホームの指定基準において利用者の個室の面積は「7.43平方メートル以上」(約4.5畳)と定まっているが、この面積基準をギリギリで満たしている住宅物件で指定を受けることに、疑問を感じない事業者が存在する。一般的な感覚では少し狭いと感じる面積だと思うが、指定基準上は問題がないということで、その感覚が麻痺してしまっているようだ。似たようなことはハード面だけでなく、運営面でも見られる。

また、運営基準等を遵守することが最優先と

なってしまい (それ自体は行政の立場からは非常にありがたい話ではあるが)、社会福祉実践に求められる柔軟性が失われているように見受けられる事業者も存在する。対応について判断が迷われる場合に、福祉的な観点からの検討が後退し、基準等に縛られすぎてしまう事業者である。

事業者に対して日頃から基準等の遵守を求めている行政の立場から、遵守に努めている事業者を問題があるように論じることは、自己矛盾以外の何物でもないだろう。そうであることを認めつつ、質の向上のために法的な手段で事業者の統制に努めることが、社会福祉実践の豊かな可能性を縮減することにつながる危険性については、行政として常に自覚しておかなければならないことと考える。

2-2-② 情報公開

情報公開の諸形態

「情報公開」は、利用者が福祉サービス事業者を選択するにあたり必要な情報を入手できる環境を整えることにより、サービスの質をシグナル(指標)とした事業者間の競争を促進し、質の向上を図ろうとするアプローチである。

情報公開の形態としては、運営法人や職員数、サービス内容等の事業者に関する客観的な事実(事実情報)を公開するものと、事業者が提供するサービス等の評価結果(評価情報)を公開するものとがある。評価情報には、評価する主体により「自己評価(ただし外部の評価を踏まえた上で自己評価を行うものが一般的)」や「第三者評価」等がある。

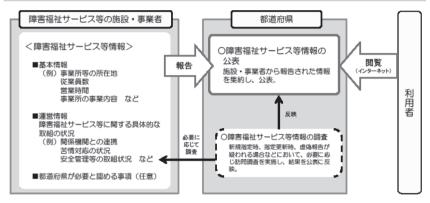
事実情報を公開する仕組みについては、分野ごとに構築が進められており、介護保険サービス(平成18年~)、障がい福祉サービス(平成30年~)、子ども・子育て支援(令和2年~)の情報公表システムがある(図2)。

評価情報を公開する仕組みとしては、受審が任意の「福祉サービス第三者評価事業」と、一部の福祉サービス――介護保険の地域密着型サービス

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

1. 趣旨•目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設し、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的とする(平成30年4月施行)。



出典:厚生労働省 第88 回社会保障審議会障害者部会(平成29年12月11日開催)資料3(抜粋)

図2 情報公表システム(障がい福祉サービス等)

や、児童福祉の社会的養護施設、障がい児福祉の 通所サービス等——において実施が義務付けられ ている「自己評価/外部評価」がある。

"質をシグナルとした事業者選択"の現実性

公開された情報から、利用者がサービスの質を 把握して事業者を選択することで、事業者間の競 争が促進されて質が向上していくという、この想 定は現実的なものであろうか。福祉サービス市場 における「選択」と「競争」に関する諸研究を見 てみよう。

まず、利用者の「選択」についてであるが、経済学においては、利用者と事業者との間でサービスに関する情報量に差(情報の非対称性という)がある場合、利用者は質をシグナルとした事業者選択ができず、質の悪い事業者が市場で淘汰されずに生き残り続けるという「契約の失敗」仮説がある。情報の非対称性がある市場の典型は医療であるが、福祉サービス市場も同様の非対称性があると推測される。

この仮説の妥当性を検証した研究を見てみると、訪問介護事業者へのアンケート調査結果を分析した鈴木(2002)は、営利/非営利によるサービスの質の差は存在していなかったにも関わらず、非営利事業者の方が有意に多くの利用者を獲得できており、「契約の失敗」仮説の正しさが確認できたという。しかし、介護保険グループホームの外部評価のデータを元に検証した角谷(2016)では、利用者は営利/非営利の影響を受けずに事業者選択を行っており「契約の失敗」は認められなかったとのことであり、鈴木(2002)とは異なる結論となっている。

概して福祉サービス市場は、供給よりも需要の方が大きい「売り手市場」であり、仮に利用者にサービスの質を評価して事業者を選択する力があったとしても、そもそも事業者の選択肢が乏しいため、質とは無関係な事業者選びになっている可能性が小さくないと思われる。利用者がどのように事業者を選択しているのかについては、今後の更なる研究が待たれる。

"事業者間の競争による質の向上"の現実性

次に「競争」の方に目を向けて、事業者間で利用者獲得に向けて競争状況にあることが、サービスの質の向上につながるという想定について確認する。

欧米の医療サービスの研究においては、競争が激しい市場では、事業者は利用者を獲得するために、提供するサービスの向上に取り組むのではなく、事業所の宣伝や外観の充実などサービス以外の部分に経営資源を投入するようになるため、サービス自体はむしろ低下するという「腕相撲競争」仮説がある。

この仮説を、訪問介護事業者へのアンケート調 査を元に検証した周・鈴木(2004)によると、市 場競争度――この種の研究では主に市場規模に 対する事業者の数(事業者密度)を代用している ――が高いほどサービスの質が向上するかどうか は明確ではないが、ホームヘルパーの能力等いく つかの指標においては競争度と正の関係が見られ たという。また、先述の角谷(2016)によると、 競争度の高い地域の事業者の方が、低い地域より も全体的な介護の質が有意に高いとの結果であっ たという。なお、介護サービス市場の数理モデル を構築して比較静学分析を行った赤木他 (2008) によれば、サービスの質を識別して事業者を選択 する利用者の割合が高まるほど、質の高いサービ スを提供する事業者数を増加させることにつなが るという。

これらの研究から、事業者間において競争状況 にあることが、質向上の一定の促進要因になると 考えてよさそうではある。

"利用者評価による質向上サイクル"の困難性

サービスに関する情報が巷に流通することで、 事業者間の競争が活性化されてサービスが向上し ていくサイクルが見られる市場の例として、飲食 業の市場を挙げることができる。飲食業の市場に おいては、グルメガイドブックや、来店した客の 感想・評価のSNSでの公開等、サービスの質の 評価情報(いわゆるクチコミ)が活発に発信されており、それが客の店舗選択に大きく影響することから、店側は客の好評価を得ようとサービスの向上に努め、客はその恩恵を受けることが出来るという好循環が、自然に実現している。この飲食業と似たような状況が、市場化から20年が経過しても、未だに福祉サービスの市場で実現していないのは、なぜだろうか。

その要因として、まず公開される情報それ自体 の問題を指摘できる。情報公表システムは、事業 者の事実情報(運営法人、職員数、サービス内容 等)を公開するものであるが、例えばわれわれが 飲食店を探すとき、店の経営者や従業員数の情報 が、どれだけ役に立つであろうか。その店で実際 に食事をした人の感想(評価情報)こそが、最も 役に立つ情報であろう。しかし情報公表システム は、評価情報を扱うものとはなっていない。また、 第三者評価事業等の取組については、その評価が 利用者にとって具体的にどのような良さを約束す るのかが、わかりにくいという点を指摘できる。 飲食店やホテルの格付けのようなわかりやすさが 無ければ、利用者が評価結果を参照することも、 事業者が第三者評価を受審することも、どちらも 普及し難いと思われる(もっとも、福祉サービス の「良さ」とは何か、それをどのように「わかり やすく」表現できるのかという、より本質的な問 題があるのだが…)。

さらに根本的な話として、福祉サービス市場では、利用者からの評価情報の流れが生じにくいという、構造的な問題を指摘できる。福祉サービスにおいては、概して利用者本人が質を評価して事業者を選択することが困難であるため、主に家族や介護支援専門員等が「利用者」の立場で事業者情報を利用することとなる。これらの人たちは、利用者本人が受けるサービスの質に無頓着というわけではないが、実際にサービスを受ける当事者ではない。加えて、事業者からのサービス提供は1回きりで終わらず関係が継続することや、家族等には概して事業者に「お世話になっている」的

な感覚が強いこともある。これらの要素が重なって、福祉サービスの市場は、飲食業等と比較して、利用者側からの評価情報 (クチコミ) の発信が抑制されて、質向上のサイクルが生じにくくなっていると考えられる。

2-2-③ インセンティブ インセンティブの諸形態

「インセンティブ」は、事業者が基準以上の職員配置 (例えば医療職の配置) やサービス提供 (例えば医療的ケア) に取り組んだ場合に報酬 (加算) を手厚く給付したり、サービス提供の成果 (例えば利用者の自立度の向上) に基づき報酬を増減させることにより、事業者が自発的に質の向上に取り組むよう動機づけるアプローチである。ビジネス化が進んだ現在においては、最も実効性のある手法かもしれない。

福祉サービスの報酬体系は、事業者によるサービス提供を、主に「ストラクチャー (構造)」「プロセス (過程)」「アウトカム (結果)」の3つの

観点から評価して、報酬に反映するように変わってきているが、これは事業者に対してインセンティブになることを意図したものである(図3)。

ホモ・エコノミクスの社会福祉経営

経済学が市場の分析を行う際、市場参加者は利潤の最大化を目指して行動する「合理的な経済人(ホモ・エコノミクス)」であると仮定して議論が進められる。実際の福祉サービス事業者において利潤動機100%の者は、例え営利法人であってもほとんど存在しないと思われるが、インセンティブについて考察するための補助線として、ここではホモ・エコノミクスの事業者を仮定し、利潤の最大化を目指すとどのような事業経営となるかを考えてみたい。

まず、福祉サービスのビジネス面での特徴を確認しておこう。事業者が手にする収益は、「売上」と「経費」の差分であり、事業者が収益を上げる方法は、単純化していえば、売上をアップさせるか、経費を抑えるか、その両方を組み合わせるか

2. 基本的な考え方とこれまでの取組(1)

介護サービスの質の評価の視点

○ サービスの質を踏まえた介護報酬については、以下のような3つの視点に分類でき、それぞれの特性に応じた介護報酬が導入されている。【参考3・4】

①ストラクチャー(構造)

- 人的配置等(人の加配等)
- 事業者と利用者間の相互作用等(要介護度別の基本報酬、訓練等の実施)
- ②プロセス(過程)
- •サービスによりもたらされた利用者の状態変化等(在宅復帰等)

介護報酬でのサービスの質の評価の導入経緯

介護保険制度創設時から導入されている。 <サービス共通>要介護度別の基本報酬 ストラク <訪問看護>特別管理加算 チャー評価及び 成果にとらわれず、かけた手間や体制等を客観的に評価できる。 <特巻>看護体制加質 等 <u>事業者は手間をかけること自体が評価</u>されるため、<u>サービス提</u> 利用者の状態改善等 プロセス評 供方法を効率的にするインセンティブや、利用者のも の効果をあげようとするインセンティブが働きにくい。 アウトカム 平成18年度に介護予防サービスにおいて初めて導入され、<u>アウ</u> <介護予防通所介護・介護予防通所リハ 評価 トカム評価が可能なものについては、加算の見直し・拡充等によ ション> 事業所評価加算(要介 り、順次導入が進められている。 護度の維持・改善を評価) より効果的・効率的な介護サービスの提供に向けた取組を促す <老健> 在宅復帰·在宅療養支援機能 加算(在宅復帰を評価) には、利用者の状態改善等のアウトカム(結果)の観点からの評 価を活用することが適していると考えられる。 <訪問リハビリテーション・通所リハビリ 事業者がアウトカムの改善が見込まれる高齢者を選別する等、 -ション> 社会参加支援加算(リハビリ いわゆるクリームスキミングが起こる可能性がある。 テーションによる社会参加を評価)

出典:厚生労働省 第123 回社会保障審議会介護給付費分科会(平成27年6月25日開催)資料6(抜粋)

の、いずれかになる。しかし、福祉サービスにおいては、「価格(サービス報酬額)」が固定されているため、サービスそのものの価値を高め、価格を上げて売上をアップさせるという、通常のビジネス手法が存在しない。また、福祉サービスの「原価」については、主なものは人件費であり、それを下げること(職員の賃金を低く抑える等)には自ずと限界がある。このように、売上と経費を規定する要素がどちらも固定されている中で、どのように運用すれば収益を最大化することができるか、というのがホモ・エコノミクスの事業者が解くべき経営問題となる。

この問題に対して、利用者に数多く利用してもらうことで売上を増やす、という解決法がまず考えられる。しかし、福祉サービスは一般的に、マンツーマン対応ないし利用者1人に対して配置の必要な職員数が定められているため、サービス提供量を増やすためには職員を増やさざるをえず、飲食業等と異なり、客の増がそのまま収益の増になることが難しい構造となっている。

それゆえ、経済的に最も合理的な経営方針は、 1人当たりの客単価の高い利用者を、職員数を増 やさずに済む範囲内で大勢集めてくる、というも のとなるだろう。この「客単価の高い利用者」に は、障がいが重いなど支援の必要性が高い人(基 本の報酬単価が高い)や、周囲に支えてくれる人 がいない等のため生活の全般にわたり様々な援助 を要する人(同一人物に複数のサービスを利用し てもらえる) 等が考えられる。また、多数の利用 者を1か所に集め、同じ場所でサービス提供を行 えば、より効率的な運営が可能となろう。以上の 内容を総合すれば、身寄りのない多数の重度者を 一か所に集めて生活丸抱えの支援を行う、という のが最も経済的に合理的な福祉サービスの経営モ デルとなる。これは、数年前に生活保護の世界で 問題となった「貧困ビジネス」と同じ構造である。

ここまで極端な儲け主義の福祉サービス事業者 はほとんど存在しないと思うが、逆に言うと、薄 まった貧困ビジネスのようなことを考えてしまう 事業者は少なくないのかもしれない。例えば、介護保険グループホームの情報公表データを検証した金谷(2017)によると⁽⁵⁾、「サービスの質あるいは介護職員の質が比較的低い事業者が、より高度な介護を要する重介護度の利用者をケアするという矛盾した状況が生まれ」ているという。利潤追求のバランスが崩れると、即座に貧困ビジネス的なものに転じてしまう危険性があることについては、全ての事業者において常に意識しておいていただきたいと思う。

インセンティブが働く機制とその問題

インセンティブは、事業者に対して実際どのように効いているのだろうか。サービス報酬の改定の効果に関して、国は改定の度に調査研究事業を実施しているが、国の社会保障審議会の資料を読む限りでは、報酬改定によるインセンティブの効果があったのかどうか、筆者には判断できないというのが正直なところである。

ストラクチャーやプロセスの向上に対するインセンティブについては、それを行うことにより利潤が生じるのであれば、事業者は積極的に取り組むであろう。しかし、この種の加算額は概して低めに設定されており、儲けが生じることはまずない。それゆえ、加算等の対象となる質向上の取組を、既に自費で行っているか、前々から実施したいと考えていた(が経費的な問題で着手できないでいた)事業者にしか、インセンティブとして機能しないと思われる(逆からいえば、インセンティブを機能させるためには、事業者の課題意識を高める取組が先行して必要ということである)。

アウトカムに対するインセンティブについては、サービス提供の結果に対する事業者のコミットメントを強化するものである。介護給付費分科会では、ストラクチャーやプロセスに対するインセンティブよりも、質向上の実効性を期待する意見が見られる。自身のサービスが利用者にもたらす結果に無頓着で、その向上の努力を欠いた事業者が少なくないということであろうか。そういう

しかしながら、アウトカムに対するインセン ティブの強化に対しては、次の問題を指摘できる。 まず、事業者において、支援効果の出やすい利用 者を逆選択する傾向を助長しないか、という懸念 がある。支援効果の出にくい人ほど支援が必要な 人だと思うが、そういう人が取り残される可能性 を高めることにならないだろうか。また、より本 質的な論点として、社会福祉実践に性急に「成果」 を求めること自体の是非、という問題がある。結 果を出すことに駆り立てられながら行われる社会 福祉実践が(利用者・支援者双方にとって)良い ものになるとは想像し難い。アウトカムに意識が とらわれすぎて、人間の変化 (成長等) は人それ ぞれのスピードで進むものであり、社会福祉実践 はそれに粘り強く寄り添うものであるという当た り前のこと(!?)が、福祉の現場において見失わ れてしまわないか危惧されるのである。

インセンティブの逆機能!?

金銭的なインセンティブを付与することが、か えって社会福祉実践のパフォーマンスを低下させ る可能性についても触れておく必要があるだろ う。

社会的な意義の認められた無償の行為が、金銭的な報酬の対象となることにより、その行為の公的な意義を薄れさせ、かえって行為者のパフォーマンスを低下させる現象——アメリカの哲学者マイケル・サンデルは、これを「商品化効果」と呼ぶ——については、行動経済学等において様々な調査研究が行われ確認されている。

社会福祉の世界において商品化効果の問題は、これまで主にボランティア活動の有償化の是非として論じられてきた。元より金銭報酬を対価として行われている福祉サービスにおいて、更に金銭的なインセンティブを設けることで、そのパフォーマンスが低下するようなことがあるだろうか。

利潤動機100%の事業者であれば、インセン ティブにより発奮することはあっても、パフォー マンスが低下することはないだろう。しかし、社 会貢献的な動機に基づき社会福祉事業に参入して いる(大多数の?)事業者にとってはどうだろう か。提供するサービスとその報酬との結びつき方 が緩やかな場合、事業者は「社会福祉実践にあた り必要な経費(費用弁償的なもの)」として報酬 を受け取ることが可能であり、公的な役割意識に はあまり影響しないだろう。しかし、インセンティ ブを重視したメリハリのある報酬体系は、事業者 に対して自身の実践を報酬で評価する視点を強化 することとなり、事業者において、自分が(利潤 に動機づけられることなく) 公的な役割を果たし ているという意識を保持し続けることが、困難に なるのではないだろうか。

支援の困難なケースの場合、利潤動機だけでは 関わりを継続できないと思う。事業者に、自分た ちが公的な役割を担っているという自覚・使命 感があって、はじめてギリギリのところで踏み留 まって支援が継続できるものと思われる。しかし、 インセンティブを重視した報酬体系は、事業者の そのような役割意識を薄れさせ、利潤が見込めな い場合は困難な現場から撤退する、機会主義的な サービス提供を当然とする風潮を広めることにつ ながらないか、懸念されるのである。

2-2-④ その他の手法

科学的介護情報システム(LIFE)

介護保険において、国は平成28年度から通 所・訪問リハビリテーションデータの収集シス テム(VISIT)を、また令和2年度からは高齢者 の状態やケアの内容等のデータの収集システム (CHASE)を運用してきたが、令和3年度からは 両者を一体的に運用する「科学的介護情報システム(LIFE)」を開始した(図4)。

このシステムにおいて事業者は⁽⁶⁾、「ケア計画等の情報をLIFEに提出することで、利用者等単位又は事業所・施設単位で解析された結果

通所・訪問リハビリテーション事業所 ADLやIADL等の評価 ・リハビリテーション計画書の作成等 VISITの導入・活用 リハドリテーション計画書の作成支援等 ・リハドリテーション会議の実施 利用者ごとにリハビリ (利用者等・他職種連携による質の管理) ションマネジメント を実施 データ入力 データの分析結果をフィードバック 現場にフィードバックされた結果をもと リハビリテーションマネジメントに必要な様式を作成し、データを提出 (利用者単位、事業所単位) により質の高いリハビリテーションを提供 厚牛労働省 データベーフに収集し 根拠に基づく施策の立案等 提出されたデータは たデータを分析 データベースに収集 (エビデンスの創出) リハビリテーションマネジメン トの実態と効果の把握 他の公的DB等との連携

VISITを用いたPDCAサイクルの好循環のイメージ

出典:厚生労働省 第178 回社会保障審議会介護給付費分科会(令和2年6月25日開催)資料1(抜粋)

エビデンスに基づき、施策の効果や、課題等を把握し、施策の見直し

図4 科学的介護情報システム(介護保険サービス)

のフィードバックを受けることができ」、「このフィードバック情報を活用することで、利用者等の状態やケアの実績の変化等を踏まえたケア計画等の見直し・改善を行うことが可能となり、サービスの質の一層の向上につなげることが可能となる」という。国は新たな加算を設け、事業者にこのシステムの活用を促している。

これは、事業者に対して、人工知能(AI)により効果的なサービス提供方法等を指示し、直接的にサービスの質の向上を図ろうとするアプローチといえる。

社会福祉実践とAI

現在、様々な産業分野において、大量に収集されたビッグデータを元に深層学習を行い、人間以上の知的能力を発揮する AI の導入が進められている。科学的介護情報システムは、福祉分野における AI の本格的な導入の試みといえよう。 AI に社会福祉実践を指示される時代が来たということである。

今後、全国から多数の症例データが収集されて

分析が一層進むことにより、このシステムによる 事業者へのフィードバックの精度が上がり、アウトカムが向上していくことが期待される。

ただし、AIによる質の向上の効果については、 本質的な限界があると思われる。このシステムは、 機能回復や褥瘡対策など、高齢者介護の中でも医療との結びつきが強い領域で導入されているが、 これには、医療は自然科学の一分野であり、データ分析になじみやすい、ということがあるのだろう。しかし、社会福祉実践は人間の生の総体を対象とするものであり、人間の成長やエンパワメントに関して、大量のデータを統計的に分析するだけで、正しい支援の方針を導き出せるものではないと思う。

AI 導入による質の向上は、人間の心身機能等の医療的側面に限定した効果となるだろう。福祉サービスの提供にあたり、AI が提供する科学的な知見に従っているだけでは不十分であり、従事する支援者が人間的な観点を補うことで、はじめて社会福祉実践として成立するということは、忘れてはならない視点である。

3 福祉ビジネスから真の社会福祉事業へ 社会福祉事業は「サービス業」なのか

前章では、行政が用いる法令や報酬等の〈見えざる手〉では働きかけることが難しいが、福祉サービスの質を左右する重要な要素――前章では「社会福祉実践の最も大事なコアの部分」等と表現してきた――について、繰り返し論じてきた。本章では、この福祉のコアの部分へのアプローチについて考えてみたい。

ある社会福祉法人の代表者は、自分たちの障がい者支援の実践について、次のように述べている(*)。「われわれは、障がいのある人に「サービス」をしているつもりはさらさらない。もちろん、対価はあるんだけれども、そこはわれわれの思いの世界でね、出会っていく、寄り添っていくことが大事であって。それが「サービス」という言葉で切られると、ぼくは違うだろうなという…」。このコメントの中に、この問題を考えるための手がかりがあるように思われる。

社会福祉事業は、いわゆる「サービス業」であろうか。社会福祉事業は、法律上は社会福祉法第2条に列挙されている「福祉サービス」の総称であり、サービス業という認識が間違っているわけではない。20年前には、社会福祉事業におけるサービス業としての自覚の不足が、むしろ問題とされていたぐらいである。

しかしながら、基礎構造改革前からこの世界で働いている筆者には、社会福祉事業を他のサービス業と同じように「お客様へのサービス提供」 ——そういう側面もあることは間違いないが——だけで成立しているかのように論じることには、上に引用したコメントと同様、強い違和感がある。

筆者が(限られた経験を通してではあるが)理解している社会福祉事業(実践)は、マニュアルに従い利用者の注文通りにサービスを提供できればそれでオッケー、というようなものではない。

それは、社会生活上の様々な悩みや苦しみ等を 抱えた対象者の人生に介入し、その人の生がより よいものとなるよう、支援者の方ももがき苦しみ つつ、対象者と組んずほぐれつしながら関わり続ける、人間の実存に関わる活動であり、それゆえ「サービス」として商品化できるような性質のものでは本来ないだろう(なお、これは支援困難ケースだけではなく、程度の差はあれ全ての社会福祉実践に共通する構造であると思う)。

そして、「質が高い社会福祉実践」ということで、 具体的にイメージするものは人によって様々であ ろうが、それらに共通する要素として、事業者(支 援者)が「サービス」を超えた姿勢でもって取り 組まれている、ということがあると思う。人が人 を支える営みであることを本態とする社会福祉事 業(実践)には、「サービス」の範疇を超えた人間としての関りの部分が不可欠であると考える。

真の社会福祉事業の担い手へ

以上のような筆者の(古くて泥臭い!?) 社会福祉事業観が少しは正しいのであれば、サービス業(福祉ビジネス)として参入してきた事業者に対して、このような意識をもってもらうこと、つまり福祉ビジネス事業者から真の社会福祉事業の担い手に成長してもらうことは、いかにして可能かが次に問われるだろう。その方策を今ここで提示することは筆者の能力では難しいが、今後の検討の手がかりになりそうなことを以下では記しておきたい。

事業者に、サービス業を超えたものとして社会 福祉事業に取り組んでもらうには、行政による啓 発の取組はあまり効果がないように思われる。こ のような意識は、外から言われて身につくもので はなく、当事者の胸中に自発的に生じるものでな ければ意味がないだろう。これを促すものは、事 業者同士の相互啓発的な取組しかないと思う。職 業倫理的なものは、その職業の従事者たちによる 自己研鑽の取組の中からしか生み出されないもの である。

自らの社会福祉実践を、相互に評価し啓発し合う、福祉サービス事業者の横のつながりによる質の向上。このようなことは非現実的だろうか。こ

のイメージに近いものとして、例えば国家資格の 専門職による様々な職能団体が挙げられる。これ らの団体では、専門職としての自負の下、自分た ちの資質向上等に向けて、研修その他の活動に取 り組まれている。筆者がイメージするものは、こ のような職能団体的つながりの社会福祉事業者版 である。事業者間の横のつながりが、メンバーに 対して啓発的に作用し、公的な役割意識を刺激す ることは、現実的に期待できる作用である(その 実例については城東区地域自立支援協議会有志・ 松藤(2011)参照)。区や地域によっては、事業 者の連絡会等が既に存在しているが、そこでの取 組を、情報連携や交流等から、社会福祉事業者と しての自己啓発・研鑽(困難事案に共同で関わり、 支援の経験値を高める取組等も含む)を主眼とし たものに変えていくことが、着手しやすい進め方 のように思われる。

もっとも、事業主体が多様化し同質性が失われ た現在の福祉サービス市場において、事業者間の 職能団体的なつながりを形成・維持することは容 易ではない。おそらく、筆者と同じようなことを 考えて事業者間のネットワーク作りに取り組んだ ものの、上手くいかなかった事例は少なくないで あろう。どうすれば上手くいくのか、筆者にも今 のところ答えはないが、はじめから地域の事業者 全体を対象とした場を作ろうとするのではなく、 まずは社会福祉実践の質に対する意識の高い事業 者で集まって取組をスタートし、少しずつ参加者 の輪を広げていく「小さく生んで大きく育てる」 式の進め方が現実的なように思われる。その取組 自体が高い質を保障するシグナルとして機能する ようになれば、合流する事業者は自然に増えてい くはずである。

そして、このような事業者主導の質向上の取組を、側面から促し育成していくことが、これから福祉行政が取り組むべき課題の1つとなるだろう。例えば、福祉サービス事業者が集まる場に行政職員も参加して、その交流の中で参加者に社会福祉事業の担い手としての自覚や使命感を抱いて

もらうよう働きかける、ある種のファシリテーター的な取組が考えられる。しかし、このような事業者に対する取組は、従来の指導・監査・啓発等とは性質の異なるものであり、行政においては未だ習熟していない領域であると思う。福祉サービス事業者による支援の質の向上を図るためには、われわれ福祉行政による支援(enabling)の質の向上もまた、同時に求められるのである。

4 おわりに

新型コロナウィルス禍を経て

最後に、今この時期(令和3年7月)に福祉サービス事業者論を書く以上は避けて通れない話題である「新型コロナウィルス禍と社会福祉事業」について、少し述べさせていただく。

新型コロナウィルスの感染リスクの中で、どのように社会福祉実践を継続していくのかについては、昨年来、全ての福祉関係者が思い悩んでいる問題である。福祉サービスは、有事であっても市民生活の維持に欠くことができない「エッセンシャルワーク」であることが改めて認知され、大多数の事業者においては、感染の不安と戦いながらサービス継続を死守していただいている。しかし、中には撤退を判断した事業者(従事者)もあり、コロナ禍を通して全ての関係者において、この仕事に対する(サービス業を超えた)覚悟のようなものが問われることになった(今も問われ続けている)のではないだろうか。

コロナ禍が今後どのように推移していくのか予断は許されないが、この覚悟を問う試練の経験を通して、福祉サービス市場(事業者)がどのように変化(成長または後退?)していくのか、注視していきたい。

結語

本稿では、福祉サービスの質の向上を図るために、行政が市場に対して用いる〈見えざる手〉について、その効果と限界を概観してきた。〈見えざる手〉は、いずれも国が定めた取組であり、自

治体でやり方を大きく変更することは難しいが、それぞれにどのような効果や限界、逆機能の可能性等があるのかを、われわれ行政と事業者の双方があらかじめ理解しておくことは、〈見えざる手〉が市場で適切に機能するうえで不可欠と考える。本稿が、この趣旨に適ったものとなっていれば幸いである。

本稿では示唆するに留まった多数の論点・課題 等については、同僚の皆さんや事業者の皆さんと 共に引き続き考えていきたい。

(まつふじ えいじ:大阪市福祉局地域福祉課)

注

- (1) 事業者数と (次段落で述べる) 法人種別割合 については、厚生労働省「介護サービス施設・ 事業所調査」に拠る。
- (2) カギカッコ内は、筆者がインターネット上で 見かけた文章である。
- (3) この段落のカギカッコ内は、大沢 (2004) 613 頁、615 頁からの引用。
- (4) この段落のカギカッコ内は、厚生労働省『放課後等デイサービスガイドライン』からの引用。
- (5) カギカッコ内は、金谷(2017)57頁からの引用。
- (6) この段落のカギカッコ内は、厚生労働省通知 「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算 に関する基本的考え方並びに事務処理手順及 び様式例の提示について」からの引用。
- (7) カギカッコ内は、社会福祉法人そうそうの杜の YouTube 動画『そうそうの杜とは』における同法人理事長 荒川輝男氏の発言からの引用。

参考文献

赤木博文・稲垣秀夫・鎌田繁則・森徹 (2008)「介 護サービス市場における情報の非対称性とサー ビスの質-介護サービス供給政策の比較静学分 析とその実験経済学的検証-」『医療経済研究』 第19卷3号

- 岩間大和子(2005)「介護・福祉サービスの質保障のための政策の展開と課題 監査、第三者評価及び情報開示を中心に 」『レファレンス』第55巻4号
- 宇山勝義 (1993)「民間社会福祉事業に対する行 政監督の態様と効果」『社会福祉研究』第 57 号
- 江口厚仁 (1994) 「法システムと市場の論理 システム制御の問題を中心に 」 『法哲学年報』 1994
- 遠藤久夫(1995)「医療・福祉における営利性と 非営利性-民間非営利組織とサービスの質-」 『医療と社会』第5巻1号
- 大沢光 (2004)「介護保険法における指定制度の 法的意味」神永勲他編『公共性の法構造』勁草 書房
- 角谷快彦(2016)『介護市場の経済学 ヒューマン・ サービス市場とは何か』 名古屋大学出版会
- 金谷信子(2017)「準市場における非営利・営利 事業者のサービスの質と経営戦略的行動 - 介護 保険グループホームの場合」『広島国際研究』 第23号
- 北村喜宣(2008)「規制改革時代における行政執 行過程の課題」『法社会学』第68号
- 佐橋克彦(2006)『福祉サービスの準市場化-保育・介護・支援費制度の比較から-』ミネルヴァ書
- サンデル、マイケル (2014) 『それをお金で買いますか-市場主義の限界』早川書房
- 志賀弘幸(2017)『ビジネスとしての介護施設 こうすれば職員が定着する』時事通信社
- 周燕飛・鈴木亘 (2004) 「日本の訪問介護市場に おける市場集中度と効率性、質の関係」『日本 経済研究』第49号
- 城東区地域自立支援協議会有志・松藤栄治(2011) 「ローカルガバナンスによる福祉コミュニティ の創造-城東区地域自立支援協議会の事例を通 して-」『大阪市社会福祉研究』第34号
- 鈴木亘 (2002)「非営利訪問介護業者は有利か?」

『季刊社会保障研究』第38巻1号

- 谷口泰司 (2008)「介護事業の経営にとって大事 なことは何か? - 経営の安定とサービスの質 - | 新村聡編『介護福祉のための経済学』弘文 堂
- 永島健一・松藤栄治(2009)「〈基礎構造改革〉と は何だったのか-ケアマネジメントの日本的な 定着と社会福祉業界の変容 - 」『想創奏』第23 뭉
- 宮﨑文彦(2009)「「新しい公共」における行政の 役割-NPM から支援行政へ」『公共研究』第 5巻4号
- 吉田初恵(2010)「介護サービスを供給する非営 利法人の抱えるジレンマー効率性、有効性のは ざまで揺れる非営利法人 - 」『総合福祉科学研 究』第1号
- ルグラン, ジュリアン (2010) 『準市場 もう一つ の見えざる手 - 選択と競争による公共サービ ス』法律文化社
- Donabedian, Avedis (2007) 『医療の質の定義と 評価方法』健康医療評価研究機構

地域活動を支える専門職の役割 ~学び合い助け合うマンションコミュニティ~

佐々木 さやか 忌 部 周

サマリー

社会が多様化、複雑化し、急激な変化を遂げている現代において、地域における問題の変化に行政や専門職が追いつくことができなくなってきている。そういった状況では、問題が深刻になって初めて対応しなければならない。このような課題に対して、介護保険サービスの充実や行政による住民支援サービスの拡充、住民主体の地域の助け合い、などの解決方法が考えられる。

日本はこれまでに類をみない超高齢社会となっている。医療・介護費の上昇と財政逼迫の中、今まで以上の介護保険サービスの充実や行政による住民支援サービスの拡充は望めないという現状がある。そのため、今回我々は住民主体の地域の助け合いについて研究を行い、住民主体となる地域活動を支援する専門職としての関わり方を、社会福祉法人と医療法人というそれぞれの立場で考え、地域活動の支援者として協働で実践したのでここに報告する。

キーワード

住民主体、地域づくり、ともに学ぶ、マンションコミュニティ

目次

- 1 はじめに
 - 1-1 研究背景と問題意識
 - 1-2 本論の目的と研究方法
 - 1-3 本論の構成

- 2 大阪市都島区の現状と課題
 - 2-1 大阪市都島区の歴史と現状
 - 2-2 大阪市都島区社会福祉協議会の生活 支援体制整備事業の現状と課題
 - 2-3 大阪市都島区における在宅医療・介 護の現状と課題
- 3 学び合い助け合うマンションコミュニティ
 - 3-1-① 毛馬コーポの歴史的背景と課題
 - 3-1-② 毛馬コーポゆうゆうクラブの成り立ち
 - 3-2 住民主体となるための組織のあり方、 専門職の関わり方
 - 3-3-① 「ちょっと楽しい在宅医療勉強 会 |
 - 3-3-② コーラス
 - 3-3-③ 有償ボランティア
 - 3-3-④ コロナ禍での支援
- 4 新たな展開に向けての提案
 - 4-1 毛馬コーポゆうゆうクラブの成果と 課題
 - 4-2 これからの毛馬コーポゆうゆうクラ ブへの提案
- 5 おわりに
 - 5-1 本論文のまとめと貢献
 - 5-2 本論の限界と研究課題

1 はじめに

1-1 研究背景と問題意識

ガワンデ (2016) は、現代の特徴を次のように

述べている(1)。「昔は、高齢まで生きながらえる のが珍しく、長く生きたものは伝統や知識、歴史 の擁護者として特別な役割を持つことができた。 一家の主として地位や権威を死ぬまで保つことが 多かった」が、現代では高齢者の割合が20%を 超え、「高齢者は希少価値を失った」のである。「高 齢者による知識と知恵の独占もくずれていく。情 報伝達技術の発展」のせいである。「最も重要な ことは、平均寿命の延長によって高齢者と若年者 の関係がシフトしたことだ。伝統的には、安心を 求める若い家族に対して上の世代の親が安定した 基盤と助言、経済的支援を提供していた |。しか し、「親が著しく長寿になることで緊張関係が生 まれ」、「伝統的な家族制度は安心装置というより もトラブルの種になった」(9-12頁)のだ。そこで、 加齢と介護は、多世代で共同して責任を持つとい うシステムから、個人的な問題になり、個人が福 祉や医療・介護サービスの助けを借りながら、過 ごすものに変わった。家族から個人への転換、そ こに多職種が協働し、家族のように寄り添い考え ていく必要性が生まれたのである。

このように現代では、加齢と介護は多世代で共同して責任を持つシステムから、個人的な問題に変化してきた。その中で専門職は特に重要な役割を担うようになってきているが、我々は専門職が主導して関わるのではなく、専門職が緩やかにつながった住民主体の地域活動が必要と考えている。広石(2020)はこのように述べている⁽²⁾。

「それぞれが自分の限界を認識した上で、改めて、地域の助け合い・支え合い、住民の協力による活動の意味を見直し、『まちを生きる人』を支える多層的な仕組みを再構築しないといけない。それに踏まえて、『専門職と住民の連携の形も変化しなければ、様々な場面で社会が立ちいかなくなる』という危機感が、『住民主体』への期待感につながっているだろう」(23頁)

このように我々も、緩やかにつながりながら住 民を多層的に支える仕組みを再構築しなければな らない、という問題意識を抱え、専門職も住民と 協働して社会を支えていく必要がある。

しかし、社会が多様化、複雑化し、急激な変化を遂げている現代においては、地域における問題の変化に行政や専門職が追いつくことができなくなってきている。そういった状況では、問題が深刻になって初めて対応しなければならない。このような課題に対して、素早く気づき対応することができるのは、地域の助け合いである。

だが、住民が主導で行っている地域活動は、必要な知識が得られないために継続的な活動にならず、専門職の支援を必要としている場合が多い。一方で、専門職が主導して立ち上げた地域活動は、専門職の関わりがなくなると、継続性がなくなり消滅するような事態が現実としてある。また、専門職が強く関わりすぎると住民の主体性が保てなくなり、地域の問題に素早く対応できなくなる、という矛盾が生じる。住民が主体的に活動し、専門職が支援するような社会資源の在り方が必要と考えられるが、実際にはそのような活動報告は少ない。

さらに、住民が主体となることが必要になってきているのは、医療・福祉・介護分野においても同様である。日本はこれまでに類をみない超高齢社会となっている。医療・介護費の上昇と財政逼迫の中、一部の医療組織の利潤追求のために、専門職が知識、地位の差を利用し患者(利用者)を支配することにより、医療や福祉サービスが浪費されてしまっている現実がある。医療や福祉サービスの患者価値を向上するとともに、医療や福祉サービスが浪費されないようにするためには、まずは与え手と受け手の間にある上下関係を、対等な関係に変えることが必要である。つまり、住民が主体的に医療に関わりを持つことが重要となる。

我々は、住民主体となる地域活動を支援する専門職としての関わり方を、社会福祉法人と医療法人というそれぞれの立場で考え、地域活動の支援者として協働で実践したのでここに報告する。

以下、本論の目的、研究方法、本論の構成について述べる。

1-2 本論の目的と研究方法

本論文の目的は、社会福祉法人大阪市都島区社会福祉協議会(以下、都島区社会福祉協議会)、医療法人福愛会いんべ診療所(以下、いんべ診療所)を研究対象とし、住民主体の社会活動という視点から、専門職の個人行動を始めとして、組織の構築を検討し、地域住民の価値を高めることである。そのために、住民主体の地域活動ができるように専門職として支援する必要がある、ということを実践報告する。

1-3 本論の構成

第1章では、本研究の背景と問題意識、本研究の目的を明らかにする。第2章では、都島区社会福祉協議会、いんべ診療所が位置する大阪市都島区の歴史的経緯、社会状況という視点から、生活支援体制整備事業や在宅医療・介護の現状と課題を検討する。第3章では、学び合い助け合う地域づくりと専門職の支援のあり方を明らかにする。第4章では、新たな展開に向けての提案を記載する。第5章では、本論文のまとめとしてその内容を要約し、本論文の実践的貢献を明らかにするとともに、その限界と今後の研究課題を具体的に検討する。

2 大阪市都島区の現状と課題

2-1 大阪市都島区の歴史と現状

大阪市都島区は、大阪市の北東部に位置している比較的小さな区である。1943年4月1日、22行政区制実施により現在の区域として誕生した。明治時代から産業地として発展し、戦後は大規模な集合住宅が建設された。南部は京橋駅を中心とした繁華街で、北中部は住宅地で、新旧のマンションが混在している。高齢化率は23.6%(2015年)で、大阪市内では平均的な高齢化率である。

区内は9つの連合町会に区切られており、今回

我々が研究を行った毛馬コーポがある毛馬町は、 淀川連合町会(以下、淀川地域)内にある。淀川 地域は、都島区の北部に位置し、俳人与謝蕪村の 生誕の地であり、淀川と大川に囲まれた地域であ る。高齢化率は28.7%(2015年)で、都島区内の 9地域の中では2番目に高い高齢化率である。

高齢化が進むにつれて、都島区では「高齢者の孤立」が地域課題となっている。地域とのつながりをもたない高齢者が、体力や認知力の衰えとともに生活が困難になっても誰にも気づかれないケースが増加している。また淀川地域は、「高齢者の孤立」に加えて「区内の主要施設へのアクセスの悪さ」「買い物弱者の増加」などが地域課題となっている。

2-2 大阪市都島区社会福祉協議会の生活支援 体制整備事業の現状と課題

生活支援体制整備事業(以下、体制整備事業)とは、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせる体制を整備することを目的とした介護保険事業である。大阪市では、各区社会福祉協議会が受託している。平成27年から体制整備事業を推進し、段階的に各区に生活支援コーディネーターの配置を進めている。

生活支援コーディネーターは、地域住民や、関係機関と協力しながら、高齢者の「介護予防」(健康づくり、居場所づくり)や、「生活支援」(困りごとへの助け合い)の充実をめざして、次のような役割を担っている。(1)高齢者が参加できる活動、利用できるサービスの把握・整理、情報発信、(2)高齢者を中心とした集いの場や、助け合い活動などの立上げ・継続等への支援、(3)住民・関係機関による話し合いの場の運営など、である。

都島区では、2017 年 10 月に生活支援コーディネーターが配置された。生活支援コーディネーターが支援をした結果、新たな活動の立ち上げや既存資源の拡充などに至ったケース数は以下の通りである。

	介護予防	生活支援			
	(就労、地域貢献、趣味、運動、	(買い物、家事、	合計		
	学習、交流)	外出、その他)			
新規立ち上げ	29	3	32		
既存資源の拡充	16	1	17		
継続支援 (2021年4月~7月)	4	0	4		
合計	49	4	53		

表 1 都島区生活支援体制整備事業実績(2017年10月~2021年7月)

出所) 筆者作成

都島区における体制整備事業の課題は、「新型コロナウイルスの影響で活動を中止しているグループが多く、再開のめどが立ちにくくなっている」「生活支援サービスの創出数が少ない」「専門職主導で立ち上げたサービスは、継続が困難」などである。また、体制整備事業では、仕様書に「立ち上げ創出数」や「維持・継続支援数」(大阪市独自の年間目標数)が記載されており、生活支援コーディネーターは年度毎に数での成果を求められている。住民主体とは住民が自分で考え、決めて、行動することである。生活支援コーディネーターが数を重視すると、住民を動かそうとしてしまう恐れがあり、そうなると住民主体を崩してしまう恐れがあり、そうなると住民主体を崩してしまうことになり、もはや支援ではなくなる。広石(2020) は次のように述べている⁽²⁾。

「専門職は住民を指導する立場でも、自ら定めた課題、解決策に効果的に導くのでもない。住民の話し合いたいこと、納得できる進め方やペースを大切にし、行動も住民が決める」(99頁)

時間をかけて住民の思いに耳を傾け、住民のペースに合わせて支援を進めていくことが体制整備事業の本来のあり方である。生活支援コーディネーターが住民主体を支えるためには、大阪市の評価基準に何らかの改善が必要である。

2-3 大阪市都島区における在宅医療・介護の 現状と課題

都島区の住民からは、「医師はなかなか相談に のってくれない」、「介護サービスのことがよく わからないしなどの話を何度か伺うことがあっ た。都島区では、医師、看護師などの専門職が参 加する住民に対する定期的な勉強会も行われてい るが、そのような場では、専門職が相談にのって 問題を解決してしまうこととなる。結局、専門職 が主体になってしまい、相談活動を媒体に、専門 職をトップとした階層構造を再構築することとな る。また、勉強会の内容は、専門職を主体に決 められており、結局そのような勉強会では、地域 の問題に素早く対応できなくなることは先に述べ た。次章で詳しく述べるが、本研究は専門職が地 域にアウトリーチし、バウンダリーオブジェクト などを使用し、リーダーシップによる一体感を生 み出しつつ、住民を支援することで住民と専門職 の協働を可能とすること、また住民主体の組織づ くりは、結果として地域住民が主体となり住民の 価値を向上すること、につながることを明らかに する。

3 学び合い助け合うマンションコミュニ ティ

3-1-① 毛馬コーポの歴史的背景と課題

毛馬コーポは 1979 年 3 月築の地上 11 階建てのマンションで、総戸数 198 戸である。2021 年 1 月現在で 400 人余りが暮らしており、そのうち約半数が 70 歳以上である。独居高齢者世帯数も 36世帯となり、増加傾向にある。以前は、マンションで運動会などの行事が行われたり、屋上の共同物干し場が主婦たちのコミュニケーションの場となっていたりと住民コミュニティは存在していた。しかし、子供世代が転居するなど高齢化が進むにつれて行事はなくなり、住民同士の付き合いが希薄化していた。

3-1-② 毛馬コーポゆうゆうクラブの成り立ち

住民同士の付き合いが希薄化する中、助け合える関係性を求めて、毛馬コーポの住民 A さんを中心とした有志数人が 2013 年にカフェ形式の集まりを始めた。当時を振り返って A さんは、「きっかけは、2025 年問題を知ったこと。2025 年には後期高齢者が増えて大変なことになると聞いた。私はその時は 80 歳を過ぎる。在宅医療が進むというけど、私たちはどう暮らせばいいのか全然わからない。仲間と勉強しなければと思った。市や区などに相談したが、具体的な提案はもらえなかった。それなら自分たちで考えて行動しようと、まずは数人で遊ぶことを主としたグループを作った。遊びながら仲良くなっていけば、いざという時に助け合える関係になれると思ったから」と語った。

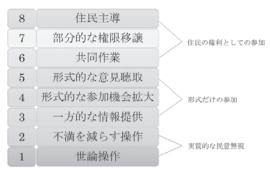
A さんをはじめとした数人で話し合い、グループ名は「毛馬コーポゆうゆうクラブ」(以下、ゆうゆうクラブ) に決定した。会長や会計などの係を決めず、皆ができることをしながら参加することを約束し、住民が自由に使えるマンション集会室に集まっては、おしゃべりをしたり、ビアパーティを開いたりするようになった。参加者も徐々に増え、ピラティスや、主に男性の参加を狙った

囲碁将棋などのサークル活動も始まった。

その後、活動の中心となる世話人会を組織し、A さんが世話人代表になり、10人ほどの世話人がゆうゆうクラブの運営に関わっている。我々専門職もこの世話人会に途中から参加しているが、ゆうゆうクラブは住民が多数を占める組織であり、住民が主導的な立場を取り組織を運営している点が、次に述べる Arnstein (1969) の言う「住民の権利としての参加」という意味において非常に重要な点となっている。

3-2 住民主体となるための組織のあり方、専門職の関わり方

ここでは、住民はどのように主体的に参加する べきであるか、を考えていきたい。住民参加の概 念については、図1に示すように、米国の社会学 者の Arnstein (1969) が「参加の梯子」という 表現で以下のように説明している(3)。8段から成 る梯子の最下段に位置する1段目は、「世論操作」 の段階であり、最上段に位置する8段目は「住民 主導 | とされている。1段目は、「住民参加 | の 名を借りた権力者による支配・統制の状態を示す。 その1段上の「住民の不満を減らす操作」ととも に、実質的には参加不在の状態を意味する。3、4、 5段目は、「一方的な情報提供」、「形式的な参加 機会拡大」、「形式的な意見聴取」などの形式だけ の参加があり、6段目の「共同作業 | から「部分 的な権限移譲しへと続く段階で、ようやく住民の 権利として参加が認められる。8段目は住民が主 導する段階とされている (pp.216-224)。このよう に、Arnstein (1969) は、「住民の参加とは、住 民に対して目標を達成できる権力を与えること」 (pp.216-224) と定義している。これを地域づくり や都市開発に当てはめれば、住民が住みたいと思 い、こうあって欲しいと考える目標の実現につい て、住民に対し一定の実行力を与えることを指し ている。



出典)Arnstein (1969)、pp.217、Figure2 をもとに筆者 作成

図1 住民参加の梯子 (A Ladder of Citizen Participation)

住民が主体となるためには、Arnstein (1969) の言う、可能な限り住民が主導的な立場を取り、組織を運営していく必要がある。

また、住民と専門職がコミュニケーションを取る際には、多様なタイプの境界を超えてコミュニケーションをはからなければならない、という隠れた困難を克服する必要がある。エドモンドソン(2014)は、以下のように述べている⁽⁴⁾。

「マネジャーとチームメンバーは自分たちが多様な見方を持って集まっていることを、しばしば

自分の信念や価値観にとって『正しいもの』を当たり前だと思うようになっていることを認識しなければならない。つまり、団結しようと言うだけで万事がうまくいくわけではないということだ。ともに頑張ろうという気持ちがどんなに強くても、境界はしばしば目に見えない、しかし強力な方法で協働を制限するのである」(253 頁)

ここで、連携を妨げるよくある境界と協働を可能にする方法を述べる。下記の表2に示すように、エドモンドソン(2014)は、境界は(1)物理的距離、(2)地位、(3)知識に基づくものであり、それぞれの解決策として、(1)他のメンバーの職場を定期的に訪問、共通目標に集中する、知識を保存・交換する、(2)リーダーシップにより一体感を生み出し、経験される地位による相違を最小限にする、(3)一人ひとりの考え方を明確に共有する、組織それぞれが持つ価値を重視する、共通の目標を集中する、専門技術に基づく知識を事前対策的に共有する、図面、モデル、試作品などバウンダリー(境界)・オブジェクトを使う、などと述べている(4)。

表2 連携を妨げるよくある境界と協働を可能にするもの

境界のタイプ	物理的距離	地位	知識に基っ	がくもの
原因	地理的に分散	ピラミッド型組織	多様な組織による協働	さまざまな専門家による協働
チーム構成	地理的に分散さ れたチームメン バー	様々な権力や地位の 人々	異なる企業の人々あるいは同じ企 業の異なる部署の人々	教育上あるいは職務上の多様 なスキルと専門知識を持つ 人々
チームにとっての チャレンジ	誤解、意思の疎 通が図れない 協働できない	権力に服従という社 会的規範	組織目標・価値観から生じた当た り前になっている思い込みによる 対立、動機の対立	専門知識をもとにしたサブグ ループに対するチームメン バーの忠実さ
協働を可能にする もの	他のメンバーの 職場を定期的に 訪問 サする の保存・交 換する	リーダーシップによ り一体感を生み出し、 経験される地位によ る相違を最小限にす る	一人ひとりの考え方を明確に共有する 組織それぞれが持つ価値を重視する 共通の目標を集中する	専門技術に基づく知識を事前 対策的に共有する 図面、モデル、試作品などバ ウンダリー(境界)・オブ ジェクトを使う

出典) エドモンドソン (2014)、264 頁、表 6-1 より筆者作成

このように、住民が主体となるために専門職が 地域にアウトリーチすることが重要ではあるが、 ただアウトリーチするだけでは住民主体となるこ とは難しい。アウトリーチすることに加え、専門 職の振舞い方が重要になってくる。つまり、専門 職の権限を振りかざすのではなく、あくまでも住 民の意思を尊重する形で、意思決定を支援する必 要がある。ここで、サーバントリーダーシップを 述べる。

金井(2014)は、グリーンリーフ(2014)が述べた「サーバントリーダーシップの属性」をスピアーズが10に整理したものを、さらに以下のように要約している(5)。(1)傾聴、(2)共感、(3)癒し、(4)気づき、(5)説得、(6)概念化、(7)先見力、予見力、(8)執事役、(9)人々の成長に関わる、(10)コミュニティづくり、である。これらが、サーバントリーダーシップにおける重要な点である(金井、2014、572-573頁)。 その中でも特に、専門職は傾聴し、共感し、気づき、それによって、視野を広げる能力を身につけなければならない。筆者らはそれらに加え、心理的な安全を担保できるように、服装(普段着で参加する)や話を聞く姿勢にも特に注意を払った。

3-3-① 「ちょっと楽しい在宅医療勉強会」

このようなことを踏まえ、ゆうゆうクラブの「ちょっと楽しい在宅医療勉強会」では、レゴ®ブロックを用いたワークショップを行った。テーマは「認知症」とした。これは、平均寿命が80歳を超え、誰もが認知症になる可能性が高い時代となっているが、偏見などの問題もあり地域では認知症当事者がなかなか声を上げにくい状況となっている、と考えられるためである。まず、ワークショップでは、本などを通じて認知症当事者の語りや想いを共有した上で、認知症になっても住み続けるためにはどうしたら良いか、実際にどのように地域を変えられるのか、を住民も専門職も一緒にレゴ®ブロックを用いて考え表現してもらった。「監視しない」、「緩やかに見守る」、「声

をかける」、「挨拶する」など地域で実施するべき 課題を、住民や専門職が発表し、さらに視覚を用 いることで言語化できない知識を参加者全員で共 有する事ができた。

このことは、それぞれの住民や専門職の思いを、 共通する言葉や視覚で感じることができた最初の 体験となった。ワークショップの際に、特に印象 的であった場面は、「実は私は認知症です」と自 分の経験や思いを、レゴ®ブロックを用いて参加 者全員の前で話された住民の方がいた。これは、 このワークショップが心理的に安全な場となり、 なんでも話して良いのだ、と感じることができた からこそではないかと考える。

このワークショップがきっかけとなり、自分の体験を話される住民の方も増え、専門職も含め、「ちょっと楽しい在宅医療勉強会」を通じた学びを、相互交流を通じて深めていくコミュニティになったのではないかと考える。



出所) 筆者作成

図 2 認知症をテーマにしたレゴ®ブロックを 用いたワークショップの様子

3-3-2 コーラス

2019 年、ゆうゆうクラブでは新たな取り組みがスタートした。「高齢になり行動範囲が狭くなっても、以前からの趣味を継続したい」という住民のために、毛馬コーポの集会室で「コーラス」が

始まった。

Aさん(世話人代表)が中心となり、筆者(生活支援コーディネーター)に相談を繰り返しながら立ち上げに至った。Aさんが、いんべ診療所で開催されている「歌声サロンそよ風」という集まりを主催している住民(歌手)に、講師を依頼した。また、電子ピアノ購入にかかる費用に関しては、筆者(生活支援コーディネーター)が都島区社会福祉協議会の「善意銀行運営事業 居場所・つどいの場立ち上げ助成」を情報提供し、世話人たちが申請した。

一般的に助成金の申請は、手続きが煩雑であり、 必要書類を揃えたり物品購入後の手続きが必要 だったりするために、申請をためらう住民も多い。

そこで筆者(生活支援コーディネーター)は次のような支援を行った。(1)助成を受けることのメリットを住民に伝える。(2)今後、支援なしでスムーズに申請手続きが行えるように、わかりやすく手続き方法を伝える。

これらの支援を行った理由は、活動が継続性を 持つために長期的な視点で支援をする必要がある からである。生活支援コーディネーターからの支 援がなくても申請できるようになれば、住民の課 題解決能力が向上し、より住民主体の活動になる ことを期待できると考えたからである。

コーラスは、緊急事態宣言中以外は筆者(医師)から感染予防対策の助言を受けながら活動を継続しており、常に30~40人ほどの住民が参加している。悪天候でもエレベーターで1階に移動するだけで集会室にアクセスできるため、高齢者にとっては参加しやすい活動の場となっている。また、短距離の移動でも介助が必要な住民には、住民から自然発生的に介助の手が差し伸べられている。

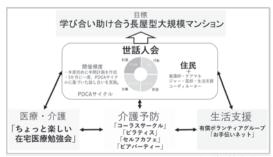
3-3-3 有償ボランティア

前に述べたレゴ[®]ブロックを用いたワークショップでは、「将来の毛馬コーポ」について住民同士が意見を出し合った。「認知症になってもここで暮らしたい」「ちょっとした手助けがあれ

ば、最後まで暮らせるのではないか」「監視ではなく見守りがあれば、暮らしやすいマンションになるのではないか」など、活発な意見交換が行われた。そしてそれは、そのようなマンションにするために必要なことが具体的に見え始めた瞬間でもあった。

以前から世話人会では助け合いの仕組みづくりについて話し合われていたが、具体的な進め方を議論するまでには至っていなかった。そこで筆者(生活支援コーディネーター)がBさん(世話人・大学教授)に「ゆうゆうクラブで有償ボランティア活動を立ち上げる時期なのではないか」と提案し、他の地域で活動している有償ボランティアグループの情報を提供し、より具体的な住民ニーズの把握を勧めた。Bさんを中心とした世話人たちがアンケート調査を実施し、住民の困りごとを把握した。そして2019年6月に有償ボランティアグループ「お手伝いネット」が立ち上がった。

世話人たちは、現在も普段の立ち話などから住民の困りごとを把握し、きめ細かく対応している。例えば、マンションの大規模修繕工事期間中、配管工事のため台所のシンク下に収納している物を出す手伝いをしたり、新型コロナワクチン接種ができる医療機関の情報をマンション掲示板に張り出したりした。「誰に尋ねればいいのかわからない」「こんなこと頼めるのかわからない」という住民の戸惑いを世話人たちが受け止められるのは、同じ場所に住む住民同士の気安さはもちろん、「困った時はお互い様」という意識が醸成されつつあるとも言えるだろう。



出所) 筆者作成

図3 ゆうゆうクラブ組織図

3-3-④ コロナ禍での支援

2020年春、新型コロナウイルスの影響で、ゆ うゆうクラブの活動は中止が続いていた。住民同 士のコミュニケーションが激減したことに危機感 を覚えた A さんから専門職に「このままでは大 切なコミュニティが壊れてしまう。なんとかでき ないか一緒に考えてほしい」と相談があった。そ こで、2020年5月に生活支援体制整備事業協議 体会議で「コロナ禍におけるゆうゆうクラブの活 動を継続するためには」という議題で、ゆうゆう クラブの A さん、B さん、専門職などで協議し た。この中で専門職から「オンライン会議システ ム Zoom®を使って活動(「ちょっと楽しい在宅医 療勉強会|)を継続してみてはどうか|と提案が あった。当初 A さんは、「世間では Zoom® を使っ ている人が多いらしいが、ゆうゆうクラブのメン バーは高齢者ばかり。使える人はいない」と否定 的であった。しかし、専門職から「Zoom®の使 い方を学ぶ方法や Zoom® を使って活動を継続す る方法を、私たちと一緒に考えてみてはどうか」 と提案すると、「やってみようかな。何もかも止 まってしまうよりか、ましかもしれない」と最終 的に提案を受け入れた。

後日、Aさんに「なぜ専門職からの提案を受け入れたのか」と尋ねると、「それまでに支援してもらっていて、信頼関係ができていたから。それがなければ、いくら良い提案でも受け入れていなかったと思う」との回答であった。

専門職からの提案の内容とタイミングについては、(1)住民と十分な信頼関係を構築してから提案する、(2)住民が課題解決に向けて話し合い意見が出ている時には、提案をしない、(3)継続が見込めない提案はしない、(4)提案した結果、専門職主導になることが予想できる場合は、提案をしない、という4つの点に気を付けた。

コロナ禍での支援に限らず、ゆうゆうクラブに 関わる専門職は、支援の結果を意識し、住民へ提 案する際には事前に他の専門職と相談、協議をし ながら慎重に進めた。結果、「ちょっと楽しい在 宅医療勉強会」では、コロナ禍でも Zoom®と対面を組み合わせたハイブリッドでの開催を継続している。また、住民である 19歳の大学生 C さんが活動に加わり、パソコンなどの機器操作を担当したり、住民へ Zoom®や LINE®の使い方を教えたりと、新たな活動の担い手となっている。C さんに、若い人に活動の担い手になってもらうヒントを尋ねると、「ただ漠然と『手伝って』と言われても、世代の違う人の中には入りにくい。今回のように、『パソコンの使い方を教えて』と具体的に手伝う内容を伝えてもらえると、自分の役割がはっきりわかるので入りやすい」との回答であった。

また、Zoom®での参加が可能となり、世話人の遠方に居住する子や孫、これまで参加していなかった男性住民、毛馬コーポの住民ではない近隣住民などの参加が増加し、参加者に多様性が生まれた。

4 新たな展開に向けての提案

4-1 毛馬コーポゆうゆうクラブの成果と課題

ゆうゆうクラブは、これまでの活動が高く評価され、2020年11月に第9回健康寿命をのばそう! アワード(介護予防・高齢者生活支援分野)厚生労働大臣最優秀賞を受賞した。オンラインで行われた授賞式で、審査委員長のさわやか福祉財団会長堀田力氏が以下のように講評を述べた。

「大阪市の毛馬コーポゆうゆうクラブは、都市型の大規模マンション。一般的に都市部のマンションでは、温かい関係は結べていないが、毛馬コーポゆうゆうクラブでは、どこからの補助金もなく住民が動き出し、コーラスに男性、若年者が参加する。医療問題の勉強会は専門職の協力を得て学び、また有償ボランティアをマンション内で展開している。非常にきめ細かく、分厚い活動、重層的な活動を展開している。これから進む介護予防の到着点の姿を見せはじめている。これからの行く先を示す素晴らしい活動である」

受賞を機に、様々なメディアから取材を受け、

AさんBさんは研修会などで登壇する機会もあった。脚光を浴びることで、これまで興味を示していなかった住民の参加につながった。また、生活支援コーディネーターの元にも問い合わせが数多くあり、大阪市以外での研修などでも「専門職が住民主体の活動を支援する方法」を話す機会に恵まれた。そして、何よりの成果は、外部から評価されたことにより、ゆうゆうクラブのメンバーが自分たちの活動に自信と誇りを持ったことである。受賞の知らせが届いたときは、喜びより戸惑いが大きかった印象があるが、今では世話人たちの間で「もっと良いものにしていきたい」という機運が高まっているようである。

課題は、(1)男性の参加が少ない、(2)次の世代の世話人の確保、である。(1)に関しては、コロナ禍で「ちょっと楽しい在宅医療勉強会」にZoom®を取り入れて活動するようになり、男性の参加者が増えた。自宅からZoom®を使って参加している男性は、継続して参加する一方で、画

面に自分の顔を写さない「ビデオオフ」で参加する傾向がある。

活発に発言する男性参加者はまだ少数である が、Zoom®を取り入れたことで、今後も男性参 加者の増加は期待できる。(2)に関しては、現 在世話人会のメンバーのほとんどが70歳代、80 歳代である。A さんは「あと5年もしたら、世話 人会のみんなが頑張れるかどうかわからない。そ うなる前にもっと若い世代の人に世話人を担って もらいたい」と常々話している。その課題を解決 するために、世話人たちは、押し付けにならない 程度に住民にゆうゆうクラブへの参加を呼びかけ ている。ポスターやチラシを見るだけでは参加に 至らなかった住民も、直接声をかけられる事が参 加へのきっかけとなるからである。世話人たちの 「住民の誰かが通いの場が欲しくなったときに選 択肢の一つでありたい という思いが、緩やかで あるが若い世代の参加につながっている。

第一段階(導入期)

著者(生活支援コーディネーター)が、毛馬コーポゆうゆう クラブに参加し始める。

住民の気持ち

生活支援コーディネーター自体がわからない。職名もも役割も何をしてくれるのかもわからししが、混乱やゴタゴタを起こ割り込んだり、自分の意見を出してこないな。この人は何なんだろう?まあそ、のうちにわかるかな。あるい、あるいな、あるいたいのかな。あるい、

そのうちに来なくなるかな。様

子見をしよう。

第二段階(展開期)

著者(生活支援コーディネーター)が、エンパワメント重視の支援を行う。(広報誌への掲載、助成金情報提供、コロナ禍支援など)

住民の気持ち プロフェッショナルとして持つ

情報、知識、技能、ネットワークのフル活用。 フットワークの軽さ、速さ、気軽さ、マメさがあるんだな。こういうことをする人なんだな。

第三段階 (離脱期)

著者(生活支援コーディネーター)が、2020年度末で緩やかな支援に切り替える予定であることを住民に伝える。支援なしでも活動が成り立つことを見越した支援に切り替える。

住民の気持ち

私たちの仲間だと思っていたのに …。落胆、さみしさ。私たちだけ でできるかな。でもやらないと。 必要な時にはまた来てくれる。 次れ て私たちのネットワークが広がる かも。

まとめ

生活支援コーディネーターは、地域住民の仲間に入り、そこでいなくてはならない人になり、住民が自立したその後は、いなくてもよい人になる、三段階のプロセスを経る。

出所) 筆者作成

4-2生活支援コーディネーターの支援あり方

Bさんが住民と生活支援コーディネーターの関わりを以下のように表現した。

生活支援コーディネーターが地域住民の活動を 支援する手法は数多くあるが、筆者(生活支援コー ディネーター)は、伴走型支援を心掛けた。いつ でも気軽に相談や雑談ができて、課題があれば一 緒に考えてくれる、そんな存在を目指した。具 体的には、図4の第一段階(導入期)では、住民 の意見や気持ちを時間をかけて聴くように心がけ た。「そういう考え方があるのか」「その思いは大 切にしたほうがいいな」と、住民への関心を持ち ながら話を聞いた。第二段階(展開期)では、対 話を心掛けた。住民から意見を求められると、住 民の意見を尊重しながら生活支援コーディネー ターとしての経験や思いを語ったり、違う職種の 専門職(医師、ケアマネジャー、看護師)と互い の支援のあり方を振り返る機会を設けたりした。

そして、住民に力がついたら第二段階のような 支援は不要である。手厚い支援から緩やかな支援 へと移行する第三段階(離脱期)に入る。現在は 第三段階であるが、ゆうゆうクラブの活動を外部 に発信する支援を行っている。具体的には、研修 会や交流会でAさん、Bさんとの登壇や、メディ アからの取材対応である。発信することで、新た な団体やグループとのネットワークができて、ゆ うゆうクラブは外部からの良い刺激を受けて、さ らなる住民主体の活動へとつながっている。また、 筆者(生活支援コーディネーター)はゆうゆうク ラブでの学びを次の地域やグループへの支援に活 かしている。Bさんの言う離脱期の次の段階は、 住民にとっても生活支援コーディネーターにとっ ても「発展期」と言えるのかもしれない。

4-2 これからの毛馬コーポゆうゆうクラブへ の提案

これからのゆうゆうクラブに生活支援コーディネーターとして期待することは、「他の地域や集合住宅への波及」と「さらなる住民主体の活動」

である。受賞をきっかけに、ゆうゆうクラブを知っ た都島区内の他のマンション住民から、「自分の マンションでも何かできないだろうかしという相 談が、専門職の元に複数寄せられている。住民の 感じている課題や地域特性はそれぞれ違うので、 全く同じ活動が進むわけではない。しかし、今ま で何をどうすればいいのかわからなかった住民 が、都島区内で成功している事例を目の当たりに し、「自分でも何かできるかもしれない」と思え るようになってきている。専門職から「地域のた めに何かやりませんか」と呼びかけるのではなく、 住民が自ら考え、相談し、行動すると、より住民 主体の活動に結びつきやすい。今後、ゆうゆうク ラブと他のマンションがネットワークを作り、と もに考える関係になると双方の発展が期待できる だろう。

5 おわりに

5-1 本論文のまとめと貢献

住民が主体的に行動するために、専門職がどのようにあるべきかを本論で述べた。専門職の関わり方次第では、住民が心理的安全を感じることで、各々の境遇をコミュニティの中で理解し合い、互いを思いやり、さらには学びを深め、コミュニティを維持し拡大することができる。今回は、結果として、コーラスや有償ボランティアなどの共助活動につながった。

5-2 本論の限界と研究課題

はじめに述べたように、社会が多様化、複雑化 し、急激な変化を遂げている現代において、地域 における問題の変化に行政や専門職が追いつくこ とができなくなってきている。このような課題に 対して、素早く気づき対応することができるのは、 地域の助け合いである。本研究では大阪市都島区 という地域における特徴を考え、マンションコ ミュニティに対して本論のような実践を行った。 当然のことながら、地域ごとにその地域の特徴

当然のことながら、地域ごとにその地域の特徴 があり、今回のような実践が成果を結ぶかどうか はわからない、ということが本論の限界である。 今後はその他のマンションでも、住民が主体と なるように専門職が働きかけ成果を結ぶ事ができ るかどうか、をこの研究の課題としたい。 本実践報告で扱った毛馬コーポゆうゆうクラブ の事例については、事例を発表することの了解を、 毛馬コーポゆうゆうクラブ世話人会代表者から文 書でいただいています。

(ささき さやか:社会福祉法人 大阪市都島区社 会福祉協議会)

(いんべ しゅう:医療法人福愛会 いんべ診療所)

引用文献

- (1) アトゥール・ガワンデ (2016) 『死すべき定め』 みすず書房、9-12 頁。
- (2) 広石拓司 (2020) 『専門家主導から住民主体へ(場づくりの実践から学ぶ「地域包括ケア×地域づくり」)』 地産知縁ライブラリー、23.99頁。
- (3) SherryR. Arnstein (1969)" A Ladder of Citizen Participation," Journal of the American Planning Association. Vol.35, No.4, pp.216-224.
- (4) エイミー・C・エドモンドソン (2014) 『チームが機能するとはどういうことか』 英治出版 株式会社、253. 257-283 頁。
- (5) 金井壽宏 (2014)「スピアーズによるサーバ ント・リーダーの属性」『サーバントリーダー シップ』 英治出版株式会社、572-573 頁。

参考文献

都島区ホームページ (2019 年 10 月 23 日、人口 世帯数)

(https://www.city.osaka.lg.jp/miyakojima/page/0000482867.html 2021年7月12日)

都島区ホームページ (2009 年 10 月 2 日、位置・ 地勢)

(https://www.city.osaka.lg.jp/miyakojima/page/0000000950.html 2021年7月12日)

大阪市福祉局 生活福祉部 地域福祉課 (2021) 「大阪市地域福祉基本計画 令和3年度から令 和5年度」

児童福祉施設内児童間性問題に対する 職員への再発防止支援

高 下 洋 之

サマリー

児童福祉施設内児童間性問題は、どこの施設でも起きうるといえるが、職員が性問題について話しあうことは、抵抗や否認等、職員個々の感情反応の強さから難しくなることが多い。結果的に性問題が起きた要因や、再発が起きにくい対策まで話し込むことが難しく、同じ問題が継続し、職員が疲弊し自信を失うことも少なくない。

本報告では、児童間性問題について、参加型継続研修を通し、職員間で率直に話しあうコミュニケーションを作り出し、職員がワン・チームとなって再発防止に取り組めるよう支援した。それは性問題に困窮する職員に、解決の糸口と、子どもを理解し支援する施設文化の醸成をもたらし、職員のエンパワメントにつながったといえる。

キーワード

児童福祉施設(児童養護施設・障がい児入所施設)、児童相談所、児童間性問題職員支援

目次

- 1 問題提起
 - 1-1 施設内児童間性問題に対する従来の対応
 - 1-2 施設入所児童の育ちの過程における 心の傷
 - 1-3 子どもらの安心で安全な生活を作り 出す重要性
- 2 実践報告

- 2-1 目的
- 2-2 対象施設
- 2-3 本報告での性問題
- 2-4 施設支援の内容
- 2-5 参加者の反応と子ども支援における 変化
- 3 考察
 - 3-1 施設支援の取り組みを通した私自身の気づき
 - 3-2 問題解決の鍵は風通しの良い施設文 化の醸成
 - 3-3 ピンチはチャンス
 - 3-4 性問題についての施設職員への期待

1 問題提起

1-1 施設内児童間性問題に対する従来の対応

虐待など親からの不適切な関わりや、経済的理由などで養育することが難しくなり児童福祉施設に入所する子どもの児童間性問題は、現在どこの施設でも起きうる課題として認識されるようになっている。平成29年度に実施された全国調査(みずほ情報総研2019)によれば、1年間に1施設において1.2件発生する計算になる(表1)。性問題は発見自体が遅れやすく把握されにくい暗数を多く含むため、現実にはもっと深刻な状況が潜在的にあると考えられる。

施設内児童間性問題は、適切な対処がなされない状態が続けば、児童福祉法で被措置児童等虐待

表1 H29 年度に施設で生じた子どもの問題のう ち性的問題が見られた件数

施設種別	児童養護施設
発生件数	544件
回答施設数	4 4 5
1施設当たりの発生件数	1.22件
関与する子どもの数	1005人

として捉えられる。児童相談所(以下、児相とする)と施設の主管部局(大阪市の場合こども青少年局や福祉局)は、施設と協働し問題発生の要因と再発防止を検討し改善に努めることが求められている。

しかし遠藤ら(2017)の調査によれば、こういっ た取り組みに対する施設職員の実感は、『時間的 余裕も与えられず、事故報告、原因の特定と改善 策の提示を文書で求められ、さらには調査・監査 により運営体制の不備を指摘され、その対応に膨 大な時間と労力を取られる』『十分な検証を行う 時間が持てないため、「加害児の個人病理」や「職 員の勤務体制、専門性」「施設の物理的条件」等、 ステレオタイプな原因論に基づいた、抽象的な解 決策に帰結している』と報告され、拙速で再発防 止の有効な手立てが検討されていないといえる。 また施設では問題が起きたからといって、子ども の日常ケアを止めることはできないため、問題発 生後の上記作業や細かい情報は施設長や管理職に 集中し、結果的に子どもの支援にあたる現場職員 と情報共有がされにくい状況も起きていたといえ る。

また性問題は、一般的に抵抗の起きやすい話題で、職員個々の感情反応や捉え方の違いも大きく、話し合い共通理解を持つことの難しさがある。そのため職員間の理解のずれから、施設全体で解決に向けた取り組みがなされてきたとはいい難い。大半の職員は性問題に対し「どうしていいかわからない」という不安を強く抱え、個々に一貫性のないバラバラな対応から性問題の再発が起き、施設の安心・安全が崩れるということは珍しいことではない。

これまで施設で性問題が起きた際どう対処されてきたのかといえば、加害児童の持つ個人的課題や特異性が問題発生の要因とされ、被害児童の安全を優先するという名目で、加害児童を施設から分離する措置変更が取られてきた。

被害児童の安全を優先するということは理解でき得るが、本来それで終わりなのではなく、なぜそういった問題が生じたのか、今後同様のことが起きないようにしていくために、どうすればいいのかという根本的なことについて十分検討し、改善の手立てを打たなければ、単なる対処療法でしかなく、第二、第三の問題が発生しても不思議ではない。

施設内性問題は、その問題を契機とし、子どもへの理解や職員の関わりを振り返り、子どもの育つ場の安全の見直しや支援する技術の向上につなげることが必要である。しかし施設としては、振り返りたくない「失敗」や「汚点」として刻印されやすく、時間がたつと日々の業務に追われ、また同じような問題が繰り返されてきたといえる。

1-2 施設入所児童の育ちの過程における心の傷

児童福祉施設に入所する児童は、虐待相談件数の増加と並行するよう、被虐待体験が高率で、児童養護施設では入所児童の65.6%になる(厚生労働省2018)。

親から躾と称し暴力を受けることや、十分な関わり(ケア)が受けられない状態が続くと子どもは自分自身が尊重されていないと感じるようになる。当然自分自身や相手も尊重することが難しくなる。不適切な養育の中で傷つけられた子どもが、施設内で自分が受けてきた対応を他者にしてしまう。相手の物や境界線を勝手に侵害することや、暴力を用い相手を支配しようとすることが、対職員そして児童間で起きてくる。

また、子どもたちの中には「不適切な関わり(暴力・ネグレクト)を受けた自分の方がなぜ施設に 入所させられているのか」という疑問と怒りを抱え、「自分が頑張ったところで、この先家で生活 できる見通しはあるのか」という将来への不安や 報われない思いから、大人への不信を募らせ、不 安定になる子どもも少なくない(高下ら 2012)。

施設内で起きる性問題は、上記理由等を考慮すれば、単に性的関心に基づき起きると捉えるより、子どもたちが育ちの中で尊重され十分なケアを受けることができなかった負の体験が、性問題として表面化していると考えた方が実態に即しているといえよう。

1-3 子どもらの安心で安全な生活を作り出す 重要性

施設内で性問題があると、子どもらの正しい性 知識が不足しているからと「性教育」に取り組む 施設が少なくなかった。その取り組み自体を否定 するつもりはないが、入所している子どもたちの 背景を考えると、そう簡単なことではないといえ よう。

暴力や暴言などにより自分の境界線を侵害され、安心や安全を脅かされ続けてきた子どもらに とっては、「性」に特化した取り組みの前に必要 なことがある。

それは、まず施設環境が子どもに安全で安心を 感じさせることが最優先されよう。具体的には、 職員からの細やかな日常的な世話や思いやりのあ る関わりを通し、子ども自身が大切にされ守られ ていると感じ、平穏な生活が持続する見通しであ る。

施設内で性問題が生じる前兆(サイン)には、 児童間の暴力や暴言、物の紛失・盗難・搾取等の 「性」以外の境界線の侵害が散見する場合が多い。 職員は、性問題に焦点をあてる前に、子どもらが 施設で安心できる環境について、まず取り組む必 要がある。

子どもらが集団で生活する施設では、そういった問題への対処として、ルールを示し、ルール(それはしばしば多く・細かくなりがちである)によって秩序と安心を作ろうとしてきた。しかし問題が多発してくると、子どもらがそうせざるを得ない

事情や心情を聴きこむよりも、ルール先行の管理 的対応になり、子どもらと職員の関係がより難し くなる悪循環に陥る場合が少なくない。

施設内の安心を作り出すためには、子どもが 困ったことについて、いつでも職員に話を聴いて もらえ、一緒に問題解決に取り組んでくれる信頼 を持たせていく必要がある。子どもらが施設に 入ってくるまでの、人への不信や傷つきを考えれ ば、スムースに職員と信頼しあえる関係を作り出 すのは簡単ではなく、むしろ大人への不信と警戒 に満ちたマイナスからのスタートとなる方が多い かもしれない。職員一人で抱え込み支援するのは、 多大な労力と精神的なタフさが求められる。それ よりも職員全員で子どもの情報を共有し、ワン・ チームとなって、子どもを理解し支援する方が継 続性や安定性を担保できるよう考える。

性問題というピンチを、施設内で全職員が共有・ 検討するプロセス作っていくことと、その課題に 取り組んだ実践と振り返りの継続が、職員の経験 値や実践知を向上させ、子どもたちの安全を作り 出す体制づくり(施設文化の醸成)につながるも のと考える。

2 実践報告

2-1 目的

- ① 施設職員間のコミュニケーションを活性化 し、個々で課題を抱え込むのではなく、チームで課題に取り組む体制を作り出すこと。
- ② 性問題に関わった子どもへの支援について、児童の背景や行動を考察し、施設として 共通のビジョンを持ち、具体的なプランと方 法を持てるようになること。
- ③ 性問題が起きた要因について洗い出し、再 発防止策を施設職員が作り、実践し、同様の 問題が起きない施設文化(土壌)を作り出す こと。

2-2 対象施設

2か所の児童養護施設と、1か所の障がい児入

所施設である。

3施設とも複数年にわたり施設内児童間性問題が反復して起き、対応に苦慮していた。

施設、児相、担当部局(こども青少年局)との協議の場で、筆者らの施設支援研修の提案を施設が受け、本報告の取り組みが始まった。

2-3 本報告での性問題

本報告で取り扱う「性問題」は、「子どもの発達段階にそぐわない性的行動。自分自身や他の人を傷つける方法で身体の性的部分に触れる、触れさせる、見る、見せる等の行動で、力関係の差を用い、相手の望まない形で行われるもの」とする。それぞれの施設で発生した性問題は、継続的に複数回生起し、早急に対応する必要があったものである。

2-4 施設支援の内容

3施設における実施状況は表2にまとめたとおりである。各回2時間で合計7回(X施設は6回)、概ね月1回ペースで、各施設を会場として行った。 各回終了毎に、以下の項目からなる振り返り シートを参加者に記入してもらい、受動的参加で はなく、主体的に考え、日常的な子どもの支援に つながっていくよう働きかけた。

【振り返りシート】

- ◎今回の研修でよかったこと・新たな発見気づき
- ◎研修についての意見・感想など
- ◎自分自身の課題と思うこと
- ◎上記に対し、最初にやろうと思うこと具体的・ 行動(アイデア)

1回目 「性問題を職員間で安心して話し合う関係性(ファーストサークル)の形成・オ リエンテーション」

施設内性問題は、問題提起でも示したよう、詳細な情報や対処について管理職などに集中し、全職員に集約されにくい面を持つ。また性問題はもともと語られにくく、職員が個々に抱え込み、各々の職員が何を考え、どうしていこうとしているのかが共有されにくい性質がある。加害・被害を問わず、性問題は職員にとって受け入れがたい体験で、しばしば問題の否認や最小化が起きやすく、一種のパニック状態・思考停止状態から、どう対

表 2 研修実施状況

	X施設	Y施設	Z 施設
1	ファーストサークルを作ろう	ファーストサークルを作ろう	ファーストサークルを作ろう
	オリエンテーション	オリエンテーション	オリエンテーション
	1 1名+CW・CWSV・CPB・CPC	1 4名+CWSV - CPB - CPC	27名+CW・CPC
2	加害児童ケースカンファレンス 1	加害児童ケースカンファレンス 1	被害児童カンファレンス
	6名+CW・CWSV・CPB・CPC	7名+CW・CWSV・CPB・CPC	27名+CW・CPC
3	加害児童ケースカンファレンス 2	加害児童ケースカンファレンス2	加害児童カンファレンス
	6名+CPA・CPB・CPC	7名+CW・CWSV・CPB・CPC	25名+CW・CPA・CPB・CPC
4	施設内性問題概論	施設内性問題概論	施設内性問題概論
	1 1名+CWSV - CPB - CPC	7名+CWSV - CPB - CPC	13名+CW・CPB・CPC
5	性問題再発防止心理教育	性問題再発防止心理教育	性問題再発防止心理教育
	4名+CWSV・CPB・CPC	7名+CWSV - CPB - CPC	3名※*+CPB・CPC
6	再発防止計画	再発防止計画	再発防止計画
	17名+CWSV - CPB - CPC	7名+CWSV・CPC	15名+CW・CPB・CPC
% ¹		回答 1 1	回答 1 5
7		フォローアップ	フォローアップ
		8名+CWSV・CPC	15名+CW・CPB・CPC

児相参加者 CW:担当児童福祉司、CWSV:児童福祉司 SV、 CPA:担当児童心理司、 CPB:心理相談係長、 CPC:筆者

各回終了後 振り返りシート配布 ※ 研修修了後アンケート実施

※*コロナ感染症対策のため児相で実施。研修委員のみ参加し、施設で伝達研修を実施

応していいかわからなくなることが多い。

職員がチームとして機能し、問題に対処していくためには、職員個々の感情の揺れも含め共有しておかないと、感情と行動の乖離が生じやすく、率直で深いコミュニケーションに至るのを難しくさせると考えた。それで問題対処について話し合う前に、表3の「性問題を知った当初と今の気持ちについて」を用い、性問題発覚直後に職員がど

のように感じ、時間が少し経過した現在どんな風 に感じているのか、グループディスカッションを 行い感情の共有を図った。職員の前後の感情の差 異を取り扱うことで、職員の子どもへの支援の動 機づけを形成する仕掛けになるよう意図した。

させると考えた。それで問題対処について話し合 このグループディスカッションの目的は、「性」 う前に、表3の「性問題を知った当初と今の気持 というナイーブな話題を、安全に率直に語り合え ちについて」を用い、性問題発覚直後に職員がど る場を作り、職員間の風通しのよいコミュニケー

表3 性問題を知った当初と今の気持ちについて

		= =	当初	現る	玍
◎否認:「まさか」	「信じられない・信じたくない」「そこまでとは	ţ] [%]		%]
◎ショック : 「うま	く頭が回らない」「何も考えられない」	1	%]	I	%]
◎自責感 : 「自分が	気づけなかったせいで」「何か見落としていたの	のか」【	%]	I	%]
◎嫌悪感:「身近な	生活の場でこんなことが・・・」「気分が悪い」	1	%]	I	%]
◎戸惑い・不安 : 「	どうすればいい?」「自分達にできるのか?」	1	%]	ľ	%]
◎回避:「考えたく	ない」「もう忘れたい」	1	%]	I	%]
◎原因探し:「○○	のせいだ」「ほらやっぱり ~がいけない」]	%]	I	%]
◎無力感 : 「我々に	何ができるの?」「専門家じゃないし」	1	%]	[%]
◎うんざり:「何を	してくれるんだ!」「これ以上困らせないで!」		%]	I	%]
◎使命感:「何とか	しなければ」「今頑張らないでどうする」]	%]	I	%]
◎挑戦・チャンス	:「膿(うみ)を出しきっていい施設にしよう」	1	%]	I	%]
【当初強かった気持	寺ちベスト3】				
1.	2.	3.			
【現在強い気持ち~	ベスト3】				
1.	2.	3.			

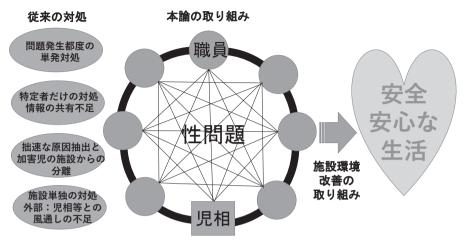


図1 性問題に対しワンチームで取り組む必要性

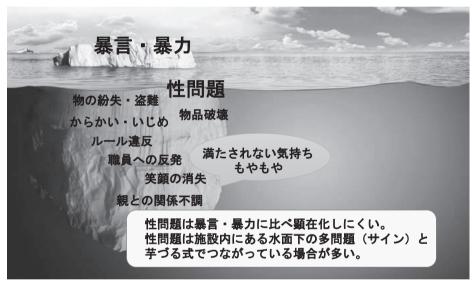


図2 性問題は多問題の一つ:氷山の一角

ションを活性化させることにあった。図1に示す網目状の関係性をイメージし、性問題という話題を軸に、職員みんなで取り組み共通理解を持とうとする関係性の形成にあった。この職員一体の支え合う姿勢(ファーストサークル)こそが、子どもの安心や安全を作っていくカギやモデルになると考えた。上記の考えや方法論は「治療共同体の方法」(藤岡 2019)を参考とした。

職員間でそれぞれの思いを共有した後に、性問題の背景には多問題が潜在化してあり(図2参

照)、「性」だけに特化せず、これまでの子どもの 生きづらさに目を向けていくことや、何より安心 できる生活環境を作る必要性について確認した。 特別なことを新たにやらなければならないという より、これまで職員がやってきた日々の関わりこ そが重要で、どうしていいかわからない不安から、 今やれることがあるという見通しを職員間で共有 することを最初の一歩にしようと考えた。

また、施設に入所している子どもの背景にある ことを理解していくことや、子どもとの個別の時 間や話を聴く関わりが重要で、子ども自身が抱える不快な感情や満たされない思いに耳を傾け、すくいとっていくことが、表面上の子どもの行動だけで捉えるのではない、子どもの内面理解になっていくことをオリエンテーションとして伝えた。

2.3回日「ケースカンファレンス」

子どもを理解し支援するには、職員それぞれが 複数の多様な視点から意見を出し合い、今どうい うことが起きているのか俯瞰的・冷静に捉え・考 えていく必要がある。

カンファレンスは、准行や方向性の持ち方に

よっては、ややもすれば問題志向(反省)になり やすいため、あえてうまくやれていることや関係 性について積極的に出すよう求め、今できている ことの延長として、次にできそうな(できる)支 援のアイデアを出しやすくしようとした。問題解 決に向かう具体的な取り組みを見出し実践してい くことが目的なので、サインズ・オブ・セイフティ の手法(菱川ら 2017)を用い、筆者が職員から の声を拾いその後、小グループでのディスカッ ションを行った。

また、子どもの起こした問題の動機や思いを捉 えるには、子どもの成育史や家族関係や現況に目

表4 ケース・カンファレンス

1. 子どもとの関係や支援が難しくなった場合に起きてくる課題

- ・職員が感情的反応を喚起させられ揺さぶられる。
- ・当該児童を理解しようとすることが難しくなる(視野狭窄・硬直)
 - ⇒ 優しくなれない、子どもを多角的に見ることができなくなる
- ・職員間の温度差。関わりの格差(関わる人は関わるけど、関わらない人は関わらない)。
- ⇒ ①効力感の低下(何をやってもうまくいかないような気持になる、疲労)
 - ②他責的志向(子どもの問題ばかりに着目、外に問題を作りやすくなる)
 - ③志気の低下 (一体感の低下、意思疎通する意欲が低下)
- ・職員間の関係がぎくしゃくしやすくなる。
- 支援の一貫性を保つことが難しくなる。

2. なぜケース・カンファレンスを行う必要があるのか

- ・対応が難しくなった児童の支援を巡って職員間のコミュニケーションが減り、チームとしての 一体感、結束力が低下し、バラバラな対応を取ることで子どもの不満が高まる悪循環が起きて くる。⇒ 早急に意思疎通のための話し合いの機会が必要。
- ・相互に話し合う中で、気持ちや考えの整理が図られることもある。
- 難しさの中にも、うまくいっていることがある。⇒ 希望を見出す機会
- ・複数の視点から子どもを捉えていける。⇒ 視野狭窄・硬直の緩和 ⇒ 柔軟性の生起
- ・自分の関わりの振り返り。⇒ 自分がどう関わっていくかの思考錯誤が生起

3. ケース・カンファレンスの目的およびマナー

- ・正しい・正しくないは焦点ではない。自由に思ったことを発言していい場。
- ・子どもに関わる上での正解は関わる人の数だけある(仮説はたくさんあってもいい)。
- ・カンファレンスは同僚の視点で実施される。縦の関係ではなく、横の関係である。
- ・うまくいかないことは誰にもあり、大切なのは次にどう関わっていこうかということ。
- ・カンファレンスは反省会ではない。次にどうするかの希望を語り発見していく場である。
- ・それぞれの経験や気持ちを話すことが次のステップ (支援) に進むために必要と考える。
- ・子どもの視点に立つということを、頭の片隅に必ず置いておくこと。
- ・子どもへの関わりについて意見のすり合わせを行うが、必ずしも一致しないかもしれない(白黒つける必要はない)。しかし、最低限(最大公約数)の約束事の共有を図ること。

4. ケース・カンファレンスの流れ

①基礎的な情報の共有

成育史、家族の状況、問題の経過、関わりの中味と子どもの反応。

- ②職員の関わりの上で出てくる感情を出し合い共有する。
- ③子どもの状態像の見立て・アセスメント。多様な視点から複数の仮説を立ててみる
- ④子どもへの対応方針をいくつか具体的に出してみる。
- ⑤実践結果を振り返り、②.③.④について再度更新する(この反復)。

を向けることが必要で、担当する児相職員が参加 し、これまでの経緯や背景について職員と共有す るようにした。

さらに職員の子どもへの支援の動機づけを高める工夫として、性問題の加害児や被害児、職員、保護者それぞれが対話するロールプレイを職員にやってもらい、子どもの気持ちを少しでも実感させ、職員の感情を揺さぶることで、今やるべきことの重要性を認識してもらおうとした。

なお、上記のケースカンファレンスで意図した ことを、表4にまとめて示す。

4回目 「施設内性問題概論」

ケースカンファレンスでの個別ケースの理解から、個々の事例だけにとどまらない、「施設入所 児童についての心情理解:被虐待体験の理解」や、 「施設内性問題に対する捉え方やメカニズム」、「子 どもにルールを課して施設内の安全を図るより、 子どものそばにいて理解していこうとする姿勢や 関係性こそが安定した安心と安全を作り出せること」「トラウマ・インフォームド・ケア」(詳細は 野坂 2019 参照)や「被害児童の理解と支援」に ついて、支援の理論化や整理のため、総論的概論 を提示し、職員間で意見交換・共有を行った。

5回目 「性問題再発防止心理教育」

虐待を受けてきた子どもの多くは、自分の領域に相手が踏み込んできた際に、相手に迎合したり(特に自分より強い相手に対し)、拒否できないことが多い。そのため「自分を守る境界線」や「自分の境界線が侵害された場合に大人に訴えることが大切であること」や「性行動のルール」等についての心理教育をどう行うかについて、パペット人形を用い実演した。また実演したものを録画し、実際に施設内で子どもに教えられるよう提供した。具体的な内容、シナリオを参考として下記に示す。

心理教育 シナリオ

「自分を大切にし相手も大切にする」約束 【エピソード1】

太郎 : 「お前のゲームソフト貸せや。貸さん としばくぞ |

ゆうき:「しばかんといて」「ちょっとだけ貸す けど、返してって言ったら返してよ」

太郎 :「わかってるわ。ごちゃごちゃ言わん と、はよ貸せや」(ゲームソフトを奪 う)

ゆうき:「太郎くん、そのゲームやりたいから ゲームソフト返して」

太郎 : 「俺もまだ使ってて、今いいとこやか ら、もうちょっと貸しとけや」

ゆうき: 「えー」

太郎 : 「なんか文句あんのか、ぶっとばす ぞ!! |

質問1 今のを見てどう思いましたか?グルー プで思うことを話してみましょう?

質問2 もし自分がゆうきだったらどうしますか? その結果どうなると思いますか?

【エピソード2】

ゆうきは、太郎くんが返してくれないゲームの ことで、先生に相談しようと思って、声をかけよ うとしています。

ゆうき: 「先生、ちょっと・・・」

先生 : 「え、何?」 ゆうき: 「・・・・」

先生 : 「今忙しいから、この用事すませてか らにしてくれる?」

質問1 これを見て、どう思ったか、グループ で話し合ってみてください

質問2 あなたがゆうきだったら、この後どう しますか?

【エピソード3】

太郎 :「ゆうき、布団の中でぎゅぎゅしよう?」 ゆうき:「他の子の布団に入ったらあかんて、

先生から言われてるやん? |

太郎 : 「ちょっとくらいええやんか、誰も見

てへんし

「ごちゃごちゃ言わんと、はよ入れや、

しばくぞ」

(ゆうきがしぶしぶ布団の中に入ると、 6回目 「再発防止計画」

太郎が布団の中で裸になり、ゆうきに

性器をくっつけてきました。)

ちょっと触ってみて」

ゆうき: 「・・・・」

質問1 今のを見てどう思ったか、グループで 話し合ってみてください

質問2 あなたがゆうきだったら、この後どう しますか?

5回目終了時「再発防止計画 | の作成を宿題と し、職員が準備、考えてきたものを、その理由や 太郎 : 「ゆうき、俺のちんこがどうなってるか、 どう実践していくのかについて意見交換し共有し た。各施設で作ったものを表5~7に示す。

表5 再発防止計画 X 施設

危険をもたらす状況	そのままにしてしまうと・・・	対応策
施設内で女児の下着が目に入った時	下着を見たことが刺激になり、再発が起きるか も。下着の盗りこみが起きる。	下着がちらつかないよう整理する。衣類置き場を分ける。居室の戸締り。露出の多い衣服のチェック・制限
TV 等で性的シーンを見た時。外出時等に性 刺激にさらされた時	ルールが曖昧になり他児のプライベートパーツ を触ってしまう。	性に関しての知識、教える内容を職員で話し合って決め、個別対応時に教える。
同性男児と上手に話せない等、いい関係を 作れなかった時	手が出たり、暴言が増え、職員からの注意が多くなり受け止めてもらえる居場所がなくなる。	まず大人との関係づくり(個別の時間、話を聴く機会)を行う。
ルール違反があるのに、職員が幼児だから と許す・スルーしてしまう時。遊びの延長 と軽く捉えてしまう時。	ルールが曖昧で、境界線が守られなくなる。	子どもの育ちをよく知った上で、スキンシップ と性行動の違いについて職員間で話し合いをす る。
職員が手薄で子どもだけで過ごしている時	子どもだけだとルールを増やさないといけなく なる。子どもにはしんどい状況になる。	見まわりの回数を増やす。どんな子も「嫌」と いえる環境を根づかせる。
子どもの基本情報 (生育歴・養育環境) をあまり持ってない時。	初期のサインを読み取れず、対応が後手になっ て悪化する。	入所前にこどもの情報について職員間で共有す る。疑問に思うことは児相に問い合わせる。

表6 再発防止計画 Y施設

危険をもたらす状況	そのままにしてしまうと・・・	対応策
児童間で力による支配関係が見られる時	力の強い者の言うことがルールブックになり職	力の強い児童と大人の関係がよくなるよう意識
子どもの暴言・暴力に即時に十分な対応が	員の指導がないがしろになっていく。子どもの	的に関わる。力の強い児童の活躍(リーダーシッ
できないことが続く時	表情が暗くなる。	プが発揮) できる場を作る。子どもが意見表明で
		きるよう意識する。
子ども同士の距離が近くなる(膝枕・膝の	女性職員・実習生の身体を触ったり抱っこが多	「腕一本ルール」「いいタッチ」を教える。実習生
上に乗る)	く見られるようになる。	へのガイダンス。
施設内のルール (ゲーム時間、就寝時間) を	こども間に不公平感が漂う。職員に対する不信	ルールがわかるよう貼り出す。職員が把握・運用
守ろうとしないのが常態化してしまう時	が出てくる。	できるものにする。
他児の居室に入る、他児の持ち物を触る等、	被害者(今までしなかった子)が加害をする(や	小さなことを放っておかないこと。職員が困って
境界線の侵害があるのに職員が流してしま	った者勝ち・弱肉強食)	いることをうちあけ子どもと一緒に対応策を考
う時		えていく。
職員間での報・連・相がおろそかになると	未然に防げたことが対応できない。問題の後追	引継ぎ帳を1本にしてシンプル化。最重要事項の
き。	いは効率悪く、誰かのせいにしてチームワーク	見落としがなくなるような工夫をする。
	が悪くなる。	
子どもが暇を持て余しているのに何も対処	施設の生活の QOL の低下。問題行動生起の要因	プラスの職員があると個別対応ができるように
がされていない時	になる。	なる。

危険をもたらす状況	そのままにしてしまうと・・・	対応策			
年上から年下への威圧。暴言が当たり前に	NO が言えない関係性。年上の顔色を窺い生活す	見かけたらその都度声掛けし個別で話を聴く。			
なり、年上が年下に対し支配的関係を持つ。	る年下。	毅然と間違っていることは間違っていると伝え			
		る。			
		両者の話を聴き、関わり方に修正を加える。			
中高生の居室に入り込んでいる。他児のベ	境界線がなくなる。距離感がなくなる。	日常生活の中でなぜやめて欲しいのかを共有			
ッドに入り込んでいる。		し、どの職員でも同じ対応を取るところから始			
		める。職員も子どもの布団を踏まないなど注意			
		していく。			
死角 (トイレ・お風呂や押し入れ) での遊	始めは遊びからスタートしていることが、支配・	職員間で死角の共有を図り、押し入れを遊べな			
び。	被支配の構造から暴力や性問題に発展する可能	いように変えた。同性職員が意識的に見回る。			
異性職員が確認しにくい場所での遊び。	性がある。				
物の貸し借りやおやつをあげあう。	年上から年下への威圧・支配が横行してしまう。	気づいた時のこまめな声掛けと介入。			
人の物を勝手にとる・触る・別の部屋から	NOが言えない子が増え、職員を信用しなくなり、	ルール(おやつのあげあい)を見直して子ども			
他の部屋の子の物が出てくる。	年上が言うことがすべてのような形になってし	と共有する。			
	まう。				
	物だけでなく、気持ちや時間、プライベートス				
	ペース等様々な境界線が崩れてしまう。				
職員が不在になってしまう時間	死角ができる。ばれなければいいという気持ち	危険な時間帯の共通認識。			
	が大きくなってしまう。	できるだけ不在の時間を作らない。職員間の連			
		携。			
子どもからの要望や話に即時に対応できな	職員に言っても無駄と思わせる	どんな小さな話でも聴く。すぐ聴けない時はい			
いことが増えてしまう。	大人不信につながる。	つごろ聴けるか見通しを伝え約束を守ってい			

表7 再発防止計画 Z施設

7回目 「フォローアップ: 再発防止計画の実践 状況確認!

再発防止計画は作成することが目的ではなく実践し、うまくやれているかを確認し、実態に即しヴァージョン・アップする作業が重要になる。そのためフォローアップとして、6か月後に実践状況の振り返り及び職員間の意見交換を行った。

2-5 参加者の反応と子ども支援における変化

6回目終了後に研修全体のアンケートを取った。その内容の一部を下記に挙げる。

① 印象に残っていることや、あなた自身が気づいたことはどういうことですか?

- ·子どもへよりよい支援を行うには職員間連携 が必要不可欠だと改めて感じた。
- ・性問題に対し気持ちが逃げていたが、職員間 で話し合いをすることで、同じような思いを 他職員も持つことがわかり、話していいんだ と思うと気が楽になり話しやすくなった
- ・性問題は多問題の一つと知り、こどもの背景 にあることに目を向けるようになった。

- ・ケース会議の持ち方や進め方について実際体験したことで理解できた。みんなで意見を出し合って考える時間を持ったことが職員間の認識のずれを減らすことにつながった。
- ・当事者になってのロールプレイは子どもの気 持ちになって考えることの大切さと難しさを 痛感させられた。

② 性問題に対する認識は参加前と比べどうなりましたか?

- ・何でなん?という怒りの感情より、どうして だろう?と知ろうとする気持ちが生まれるよ うになった。
- ・性問題の対応は苦手と思っていたが性問題の みに捕われていたからで、背景を見ることで やれることがあるように思うようになった。
- ・性問題と構えすぎていたが、子どもと一緒にいる、生活するという当たり前のことが最も 大切なことだと実感するようになった。
- 「もしかすると・・・」「ちょっとおかしいな?」といったアンテナの数が格段と増えた
- ・死角の時間を作らないよう意識するように

なった。子どもの傍にいる時間が増えた。

- ・子どもへの声かけが増え、子どもとゆっくり 関わる時間を優先するようになった。
- ・問題が起きるとうまくやれなかったと責められていると思って話せなかったのが、グループディスカッション後、相談していいんだと思えるようになった
- ・一人で頑張ろうとするんじゃなく、皆でやれば、できることが増えると思えた。

③ 施設職員間のコミュニケーションやチーム ワークは参加後どうなりましたか?

- ・チームワークの重要性への意識がより強まり、小さなことでも職員間で情報共有するようになった。
- ・反省ばかりでなく、それぞれができていることやうまくやれていることを職員間で言い合えるようになり、難しいことに取り組んではいるが、雰囲気が明るくなった。
- ・うまくやれない、結果が出ないと否定的にば かり捉えるのではなく一つずつできることを 増やせばいいと思えるようになった。
- ・子どもの所在確認を意識的にするようにな り、職員不在の時間が減った
- ・子ども同士の距離の近さに介入することが増 えた(以前は腰が引け何も言えてなかった)

④ 今回の研修が自分に与えた影響について 5段階評価



3、4が各々50%で、「少し先行きが見えてきた」もしくは「変化に向けて一歩踏み出し始めた」 段階で、研修で得たものを施設職員が感じていることを示す。

3 考察

3-1 施設支援の取り組みを通した私自身の気づき

施設職員が主体的に施設内の課題に取り組まないと、子どもの安心や安全は作りだせない。外からうるさく言ったからといって状況が好転するわけではない。施設内で性問題が起きると、職員は自責感や申し訳ないといった思いを持ちやすく、外からの意見に過敏になり、自分たちの思いや意見を出すのを躊躇し、率直な意見交換を阻むだろうと考えた。性問題によって自信を失いがちな職員が口をつぐめば、職員個々が孤立し、チームにすらならず、結果的に問題解決はより遠くなると思えた。

子どもらのことを最もよく知っているのは普段関わっている職員で、筆者らが専門家然と先に意見を言うと、職員を受動的にさせてしまうと考えた。筆者の役割は not knowing (無知)の姿勢で、職員に教えてもらうよう質問を投げ、グループディスカッションを多用し、職員が声を上げ意見交換させることだと考えた。その結果、外から見ていても職員間のやりとりが活発化し盛り上がる様子が見えた。主体性というのは、こちらが相手に持たせようと要求するものではなく、関わるこちらの姿勢や関わり方の工夫と相関するものと思えた。

筆者らの職員への関わり方は、職員と子どもとの関係ともつながるもので、子どもに主体性を持たせていくには、上から教え・論そうとするのではなく、相手の話を聴こうとし、相手の思いや意見を引き出していく必要がある。施設に入所するまでに、虐待などで自分の境界線を侵害され、主体としての自分を大切に扱われなかった子どもが、相手を尊重し境界線の侵害(性問題)を起こさないようにするには、まず関わっていく大人がモデルになる必要があるといえる。

なお施設職員が主体的に取り組む必要性がある と当初から考えていたが、初めて実施した X 施 設では、こちらも、どう職員をその気にさせるか 試行錯誤せざるを得なかった。研修後の振り返りシートを用いることや、施設の研修担当者を通し参加できなかった職員への周知や、自発的に課題と解決策を見出すよう、途中から働きかけていった。当初研修担当者も交替勤務から参加できないことがあり、誰が責任をもって他の職員に周知するのか、また施設長や管理職に十分周知されてなかったため、勤務の配慮なども難しかったようで、参加職員に負担をかけることになった。途中から施設長へ、進捗や内容の報告も求めたところ、勤務シフトの配慮や、性問題が懸念される施設環境の整備(死角への対応)に積極的に動いてくれるようになった。

筆者がただがむしゃらに取り組むのではなく、職員の力を借り、委ねることで、職員の主体性と責任が育まれるのだと感じた。まず筆者自身がチームを信じる必要があり、結果として、いい意味でこちらが力を抜くことで、相手(職員)が動きやすくなり、連携や協働が持てるのだと感じた。

3-2 問題解決の鍵は風通しの良い施設文化の 醸成

対人援助職のプロとはいえ、人がやることなので、うまくできないこともあるしミスも起き得る。 そのことにお互いが不寛容では職員(チーム)の 関係はぎくしゃくしたものになってしまう。大切 なことは失敗を通し次にどうしていくかを考え、 実践していくことだと思う。

今回の施設支援は、性問題直面後のそれぞれの 自分の正直で率直な気持ち、「弱さや揺れ」を出 し合うところから始めた。対人援助は一人ででき ることには限りがあり、お互いを信じ、リスペク トし、助け合わなければ、カバーできないことが 多くある。

人はそれぞれの価値観や感じ方があり多様である。だからこそ、正直であることと相手をリスペクトし、話し合うことがとても重要であることを、本取り組みの中で実感することができた。

ベテランも若手も多様な個性を持つ職員集団が

ワン・チームになったとき、困難さを前にしても 挫けない強さや粘り強さが生まれてくるという希望を見出すことができた。

これまで施設内児童間性問題は、加害児童の個 人的問題に帰されることが多かったが、安心と安 全を保障する施設システムの課題と捉える視点が 必要である。職員には子どもの安心と安全を作り 出す責務があり、この課題にワン・チームとして 取り組む必要がある。そして問題解決には、こど もらに対する理解と関わりの質が高まるよう、カ ンファレンスを定期的に持つことや、日常的に職 員間で自由に意見が言え、お互いを信頼し合える コミュニケーションを作り出す必要がある。子ど もについての多面的で新しい情報を職員間でアッ プデートし、風通しの良い空気を循環させる日々 の支援を継続することで、安心と安全を育む豊か な土壌が作り出されていくといえる。今回の取り 組みは、加害児童や被害児童個々への支援にとど まるものではなく、性問題が起きにくい施設文化 の醸成という、入所する子ども全てに必要な安全 と安心を作り出す波及性を持つ支援になったと考 える。

3-3 ピンチはチャンス

施設支援をしている最中、2施設において他の 児童間で性問題(再発)があった。今回の取り組 みがすぐに結果に結びつくほど簡単でないことは 十分理解していたが、私たち支援する側の責任の 重さを痛感させられた。職員にも戸惑いやショッ クは当然あったと考えられるが、支援の中での学 びもあったからか、そこで思考停止状態になるの ではなく、性問題を通し子ども自身の生きづらさ やニーズを示しているのではと捉え方が変わり、 職員間で自発的なカンファレンスが行われ、子ど もへの支援が続けられた。職員の意欲的な表情や 発言の力強さは、開始前の自信を失っていたもの とは違い、子ども支援にあたる現場職員のプライ ドと責任を感じさせるものであった。対人援助職 の専門性や真骨頂はピンチの時ほど体現されるも のだと教わった。

3-4 性問題についての施設職員への期待

本報告で3施設と協働することができたが、施設の中には性問題を前にすると、過去の苦い体験から、ガードを強くし問題を抱え込み、児相の介入・支援まで至らないことはよくある。性問題を否認することや最小化して捉えることは、問題解決を遅らせてしまうし、誰にとっても望まないことだが、そうせざるを得ない過去の経緯があるのかもしれない。

筆者が本報告をした理由は、児相がこどもを支援するパートナーシップを持とうと考えていることを示すことにある。また3施設との協働から、職員の意識の持ち方によって子どもの安心や安全が全く違うものになることや、そこに携わり取り組む職員がエンパワメントされるWIN WIN (互恵) 関係が持てることを示したいと考えたことにある。

児童間性問題は施設職員にとってストレスフルで困難ではあるが、子どもの理解や支援のあり方を再考する機会になるのであれば支援力の向上や人材育成に結びついていくと考える。また困難さを前に職員がどういう姿勢で取り組むかは、目の前の子どもらの生きたモデルとなるし、希望につながっていくと考える。「禍福はあざなえる縄のごとし」というが、禍を福としていくのは、性問題を生問題と考え包摂し取り組むのか、排除するのか職員の意志にかかっている。それらが結集し、子どもがさらにサポートされることを願っている。

付記・謝辞

論文としてまとめることについて、3施設から 承諾を得ていることを付記する。

大阪府・市児相の在宅性暴力治療教育グループスタッフと利用者、スーパーヴァイザーの藤岡淳子先生、野坂祐子先生から多くの知見を得たものが本論作成の土台となっている。

各施設職員の子どもらへの日々の取り組みや思いを聞き、さらに職員へのリスペクトする気持ちを持った。そういった仲間と共に「チーム」として取り組めたことに感謝したい。

(たかした ひろゆき:大阪市中央こども相談センター)

引用文献

- ・みずほ情報総研株式会社 (2019)「平成 30 年度 厚生労働省委託事業:児童養護施設において子 ども間で発生する性的な問題に関する調査報告 書 1、19-21
- ・遠藤洋二他著 (2017)「児童養護施設における "児童間性暴力対応プロトコル (他機関連携モ デル)" 策定に関する研究)」司法福祉学研究、 NO.17、1-44
- ・厚生労働省(2018)「児童養護施設入所児童等 調査の概要 | 13p

参考文献

- ・高下洋之ら (2012) 「情短施設での心理療法の 新たな試み」心理治療と治療教育、第23号
- ・藤岡淳子 (2019) 「治療共同体の方法」治療共 同体実践ガイド、金剛出版
- ・菱川愛ら(2017)「子ども虐待対応におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ実践ガイド」明石書店
- ・野坂祐子 (2019)「トラウマインフォームドケア」 日本評論社

大阪市社会福祉研究 第44号

「研究論文 | 及び「実践報告 | 募集要領

年刊研究誌「大阪市社会福祉研究」では、大阪市内で社会福祉の実践を行っている団体、 グループ及び個人が自発的に研究活動を行い、その成果をまとめた「研究論文」及び「実践 報告しを募集する。

《募集節用》

- ①大阪市社会事業施設協議会に加盟する各施設の職員
- ②大阪市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の職員
- ③大阪市福祉局・こども青少年局及び各区保健福祉センターの職員
- ④その他、大阪市内で社会福祉の実践を行っているグループ、個人などで大阪市社会福 祉研修・情報センター所長が認める者
- *いずれも、個人による研究のほか、グループによる共同研究、共同執筆によるものも 可とします。

《原稿内容》

- ①テーマは「社会福祉」の範囲とします。
- ②研究論文、研究ノート、実践報告等、福祉の実践のうえで生起する諸問題について、 その解決のための示唆や方向づけを与えるものとします。
- ③原稿は、未公開(未発表)のものに限ります。

《原稿字数》

参考文献・図表等も含め、18.400字以内(パソコンで作成された原稿)とします。 《応募方法》

所定の応募用紙により、5月31日(月)までに大阪市社会福祉研修・情報センターへ論 文テーマ等をお送りください。掲載候補となったものについて、あらためて「執筆依頼」 をお送りします。

原稿の締め切りは7月20日(火)とし、提出論文から編集委員会にて掲載論文を選定し ます。

《その他》

- ・「大阪市社会福祉研究」への提出論文については、政治的・宗教的活動に使用しないこと とします。
- ・「大阪市社会福祉研究」に掲載された論文及び実践報告について、次のような観点から審 **香し、優秀と認められた場合に、同心会より研究奨励賞、研究努力賞、会長賞が授与さ** れます。

副賞 研究奨励賞 (3万円) 研究努力賞 (2万円) 会長賞 (5千円)

各賞について、該当者なしの場合もあります。

なお、大学教員その他専門家との共同執筆による論文等は、選考の対象外となります。

審査項目 (1)継承性 (2)独自性(重点評価項目) (3)波及性(重点評価項目)

(4)客観性 (5)協同性 (6)構成力

問い合わせ先

大阪市社会福祉研修・情報センター(運営主体:社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会) 〒557-0024 大阪市西成区出城2 - 5 - 20

TEL (06) 4392 – 8201 FAX (06) 4392 – 8272

メールアドレス kensyu@shakyo-osaka.jp

同心会社会福祉研究奨励賞選考一覧

그는 그는 다	一 研究奨励賞(第8	3 号までは特別研究奨励賞)一覧	研究努力賞 (第	38号までは研究奨励賞)一覧
掲載号	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第6号	松阪 功	ケース記録の方法	芝野松次郎	ケースワークの調査法
(昭和 58 年度)		- 現場からの提案 -		: リサーチ・マインデッド・ワーカー
	平田 佳子・橘 英彌	重症心身障害児訪問指導について	山縣 文治	乳児の一時的養育ニーズの分析
	残華千鶴子		高月 波子	里親制度運用の状況
				- 大阪市の場合 -
			両角 正子	肢体不自由児通園施設「あさしお園」
				の現状と課題
第7号 (昭和59年度)	関 宏之	障害者の雇用と就労 -職業リハビリテーションの課題と展望-	白澤 政和	老人に対するソーシャル・サービス
	辻 光文	教護院と小舎夫婦制	北浦 亨・青木 正博	わが国の社会保障制度における生活保
		- 阿武山学園に生きた一管見 -	山本 恒俊	護制度の役割と課題
			横石 金男	生活保護と社会福祉
			清水 隆則	集団スーパービジョン
			福井 桂子・平田 佳子	障害児家族への福祉援助について重度
				精神薄弱児訪問指導の報告
第8号 (昭和60年度)	真鍋 清則	障害者(児)のリハビリテーション - 肢体不自由児の療育を中心に-	黒川 昭登	多様化するニーズと措置費制度
	深尾 開司	公的扶助制度における福祉の具現につ	白澤 政和	老人に対するケース・マネージメント
		いて		- その内容と必要性を中心として -
		- 生活保護動向にみる日本的福祉の実	西尾 祐吾	被保護母子世帯研究の一視点
		践に向けて-	平野区福祉事務所母子:	生活保護受給世帯の実態
			父子問題小委員会	- 調査結果の分析から -
			山本 茂	真摯なる専門性を問う
				-大阪市生活保護施設連盟の現場から-
			大阪市中央児童相談所野	児童相談所における在宅指導のあり方
			外活動委員会	を求めて
				- 野外活動の実践報告 -
			金戸 述	夜間保育所の示唆する諸問題
				- 児童福祉施設の今後のあり方に対する
				- 考察 -
			大阪市児童収容施設連盟	- 考察 - 施設児童の生活意識と生活実態
			大阪市児童収容施設連盟 調査研究委員会	
			調査研究委員会	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために -
			調査研究委員会	施設児童の生活意識と生活実態
第9号 (昭和61年度)	I	中国帰国者自立援助の取り組みとケース事例	調査研究委員会 長谷 秀雄·竹村 安子 植村 利弘	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために -
第 9 号 (昭和 61 年度)	者ケース検討小委員会	ス事例	調査研究委員会 長谷 秀雄·竹村 安子 植村 利弘	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために -
	者ケース検討小委員会 西尾 祐吾・杉本 敏夫	ス事例	調査研究委員会 長谷 秀雄·竹村 安子 植村 利弘	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために -
	者ケース検討小委員会 西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏	ス事例 被保護高齢者世帯の実態について	調査研究委員会 長谷 秀雄·竹村 安子 植村 利弘	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために -
	者ケース検討小委員会 西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏	ス事例 被保護高齢者世帯の実態について 大阪市における老人福祉センターの現	調査研究委員会 長谷 秀雄·竹村 安子 植村 利弘	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために -
	者ケース検討小委員会 西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏	ス事例 被保護高齢者世帯の実態について 大阪市における老人福祉センターの現 状と問題点	調査研究委員会 長谷 秀雄·竹村 安子 植村 利弘	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために -
	者ケース検討小委員会 西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏	ス事例 被保護高齢者世帯の実態について 大阪市における老人福祉センターの現 状と問題点 - 全国老人福祉センター調査結果との	調査研究委員会 長谷 秀雄·竹村 安子 植村 利弘	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために -
	者ケース検討小委員会 西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏	ス事例 被保護高齢者世帯の実態について 大阪市における老人福祉センターの現 状と問題点	調査研究委員会 長谷 秀雄·竹村 安子 植村 利弘	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために -
	者ケース検討小委員会 西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏 越村真己子・白澤 政和	ス事例 被保護高齢者世帯の実態について 大阪市における老人福祉センターの現 状と問題点 -全国老人福祉センター調査結果との 比較をもとに- アルコール関連問題と専門施設の役割	調査研究委員会 長谷 秀雄・竹村 安子 植村 利弘 該当者なし	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために - 大阪市における小地域社協の育成と課題
(昭和 61 年度)	者ケース検討小委員会 西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏 越村真己子・白澤 政和	ス事例 被保護高齢者世帯の実態について 大阪市における老人福祉センターの現 状と問題点 - 全国老人福祉センター調査結果との 比較をもとに-	調査研究委員会 長谷 秀雄・竹村 安子 植村 利弘 該当者なし	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために - 大阪市における小地域社協の育成と課題
(昭和 61 年度) 第 10 号	者ケース検討小委員会 西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏 越村真己子・白澤 政和 市村 健二 大阪市中央児童相談所里	ス事例 被保護高齢者世帯の実態について 大阪市における老人福祉センターの現 状と問題点 -全国老人福祉センター調査結果との 比較をもとに- アルコール関連問題と専門施設の役割 大阪市における里親委託の追跡調査研 究(II)	調査研究委員会 長谷 秀雄・竹村 安子 植村 利弘 該当者なし すみれ愛育館共同ホーム	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために - 大阪市における小地域社協の育成と課題
(昭和 61 年度) 第 10 号	者ケース検討小委員会 西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏 越村真己子・白澤 政和 市村 健二 大阪市中央児童相談所里 親委託追跡調査研究会	ス事例 被保護高齢者世帯の実態について 大阪市における老人福祉センターの現 状と問題点 -全国老人福祉センター調査結果との 比較をもとに- アルコール関連問題と専門施設の役割 大阪市における里親委託の追跡調査研 究(II) -養子縁組ケースについて-	調査研究委員会 長谷 秀雄・竹村 安子 植村 利弘 該当者なし すみれ愛育館共同ホーム 研究グループ	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために一 大阪市における小地域社協の育成と課題 すみれ愛育館「共同ホーム」のとりくよ
(昭和 61 年度) 第 10 号	者ケース検討小委員会 西尾 祐吾・杉本 敏夫 東浦 俊次・佃 宏 越村真己子・白澤 政和 市村 健二 大阪市中央児童相談所里	ス事例 被保護高齢者世帯の実態について 大阪市における老人福祉センターの現 状と問題点 -全国老人福祉センター調査結果との 比較をもとに- アルコール関連問題と専門施設の役割 大阪市における里親委託の追跡調査研 究(II)	調査研究委員会 長谷 秀雄・竹村 安子 植村 利弘 該当者なし すみれ愛育館共同ホーム 研究グループ	施設児童の生活意識と生活実態 - 施設児童の理解のために - 大阪市における小地域社協の育成と課題

掲載号		研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧
19 拟 ケ	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第 11 号 (昭和 63 年度)	生野区福祉事務所母子世 帯処遇改善委員会	自立母子世帯調査報告-生野区に於ける被保護母子世帯について-	大阪市立社会福祉セン ター内老人電話相談セン ター担当者グループ	老人電話相談の現状と課題
第 12 号 (平成元年度)	林 健二	リハビリテーション工学に求められるもの -リハビリテーション工学の現状と課題-	畠中 義久	自立援助機能(自立援助システム)についての一考察 -養護施設・自立援助ホームの立場から-
	後藤 和美	イングランドにおける少年非行対策	人見 和子	均等法時代の女子労働者福祉施設の役割について 一大阪市立勤労婦人センター13年のあ ゆみの中で考える-
第 13 号	ボランティアセンター・	大阪市ボランティアセンター、ボラン	坂東美和子	施設給食の向上をめざして
(平成2年度)	ビューロー連絡会	ティア・ビューローの需給調整事業を とおしてみるボランティアの育成と課題		- 現場からの報告 - 精神薄弱者の社会的自立と通所更生施
			療育研究部	設の役割 - 風の子そだち園の実践を通して -
	原 順子	聴覚障害児をとりまく福祉的課題	武内 貴夫	大阪市における高齢者福祉対策の歩みと今後の課題(下)
第 14 号			藤井 能文	高齢者のための地域ネットワークづくり - 港区の友愛訪問活動を参考として-
(平成3年度)			土田美世子・竹本 笑子	児童館・親子教室の今日的役割と機能 - 地域ぐるみの子育て支援についての 考察 -
第 15 号	風の子そだち園生活発達	障害者のレスパイトサービスを考える	大阪市児童福祉施設連盟	養護高齢児の実態と自立援助のあり方
(平成4年度)	療育研究部			要介護高齢者に対する在宅サービス量 設定に関する一考察 - ニードを中心に-
第 16 号 (平成 5 年度)	山田伊佐子·坂本 歩 岡田 博子·新澤 伸子	通園施設における自閉的傾向をもつ子 どもと家族への援助 - TEACCHプログラムに基づく環 境の構造化を中心に-	亀岡 碩哉・佐味 秀雄	愛隣地区における高齢生活困窮者に関する基礎的研究
第 17 号	該当者なし		濱村 浩一・堀内 桂	愛隣地区における高齢生活困窮者に関
(平成6年度)			亀岡 碩哉	する研究 - その 2(Baumtest を用いて)
			渕上 登子	城東区老人福祉センターにおける老人 保健・健康増進事業の歩みとそのまとめ
第 18 号 (平成 7 年度)	該当者なし		該当者なし	
第 19 号 (平成 8 年度)	滝口 和夫	戦後の大阪市における失業対策事業の 展開と収束(上)	該当者なし	
第 20 号 (平成 9 年度)	細川 雅人 大熊 章夫	福祉現場から見た成年後見制度の必要性 重度脳性麻痺者の生活介護の現状と課題	該当者なし	
第 21 号	松藤 栄治	知的障害者のライフコース	長谷 秀雄・岩佐 敦子	子育てネットワークと教室運営
(平成 10 年度)		- 就労の問題を中心に -	小西千代美	-平野児童館における共同子育て事業-
	水野 博達	2000年をどう迎えるか	青木 正博	子どもの心と出会うとき
		- 気になる『措置→保険制度のエア・ ポケット』 -	脇坂 博史	-児童院における通所集団活動を通して- 『サロン活動』から見えるボランティア
Mr ac II	MIL 07 004 054	la) de la Phiche (ext.) and to the annual	川田誠	活動と地域福祉
第 22 号 (平成 11 年度)	松村 昌子·岩崎 隆彦 加藤啓一郎	どんなに障害が重くても、地域で暮ら していくために必要な支援とは何か	白井 潤子・堀江 直子	乳児と保育者のかかわりに関する一考察 -保育行為の読みとりと援助のあり方
			氏原 雅子・石井 博子	を探る-

	研究奨励賞一覧		研究努力賞一覧		
掲載号	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文	
第 23 号 (平成 12 年度)	該当者なし				
第 24 号 (平成 13 年度)	該当者なし		河原田啓史 長尾 正男・岡本 文人 長田 宣子・朝比奈 裕	- 被虐待児童の入所増加に伴う処遇の	
第 25 号 (平成 14 年度)	社会福祉法人今川学園: 制度改革に向けてのワー キングチーム 松尾 尚・北畠 正寛 千葉 邦明・篠瀬美千代 川口 博之・阿武 尚信	制度改革に対応する上での施設現場の 課題		マイケアブランをめぐる在宅介護支援 センターの実践	
第 26 号 (平成 15 年度)	竪川 知子・武 直樹 亀岡 直樹・植村 利弘 末永 秀教・井西 弘宣		該当者なし		
第 27 号 (平成 16 年度)	坂東 弥生	通所介護における機能訓練について - ICF の観点からみた訓練の意義と課 題 -		知的障害者の支援費利用の現状と課題 地域生活移行・生活支援の実験的検証 - 『もう施設には帰りたくない』この 思いを実現するために-	
第 28 号 (平成 17 年度)		-校下における地域福祉推進のための 関係構築へむけて社会福祉協議会職員 からの提案-	該当者なし		
第 29 号 (平成 18 年度)		利擁護の取り組み (実践報告) 「リロケーションダメージ予防」の観点 から望まれる利用者本位の高齢者泊ま りサービスモデル事業の評価 社協職員から問う社会福祉協議会の使 命とは - 社協らしさへのこだわり -	該当者なし		

掲載号		研究奨励賞一覧	,	研究努力賞一覧
ですり、ケ	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文
第 30 号 (平成 19 年度)	該当者なし		谷 太一	アメリカの公的扶助における一般扶助 の変遷 - 1996 年の福祉改革前後における動向 を中心に-
			横内 正人	野宿生活者巡回相談事業によるホーム レスの自立支援について -大阪市内 A 地区における動向を中心に-
				介護保険の要援護者に対する「介護予 防」サービスのアプローチ法について の考察
			村岡枝埋子·鈴木 志乃 種継 敦	スーパーバイザー養成研修の効果に関 する研究
第 31 号	松藤 栄治	野宿生活からの離脱の条件	岩崎 隆彦	自閉性障害のある子どものこころに焦
(平成 20 年度)		- あいりん地域から脱野宿した人々の 「その後」より -		点を当てる -その理解と支援-
			【会長賞】	
			松浦 聡・児玉 貴志	地域生活移行・生活支援に関する一考
			油谷 佳典	察
				指定都市における大阪市社協と区社協
W 17	-tute to a v			の関係性を考える
第 32 号 (平成 21 年度)	該当者なし		高落 敬子・山内 恵美 西口 昌代	大阪市認知症介護実践者研修の評価 - 意識調査から見えた研修課題 -
第 33 号 (平成 22 年度)	益子 千枝·田岡 秀朋 平川 隆啓	過渡期を迎える刑余者の課題と展望	該当者なし	
第 34 号	城東区地域自立支援協議	ローカルガバナンスによる福祉コミュ		
(平成 23 年度)	会有志 松藤 栄治	ニティの創造 - 城東区地域自立支援協議会の事例を 通して-	殿井 祐一・畑野 千夏	から見えてくる地域における新たな支 え合いの展開と可能性に関する研究 -大阪市東成区における事例をもとに-
			山内 恵美・髙落 敬子 北風 昌代	大阪市認知症介護実践リーダー研修の 意義と効果
第 35 号 (平成 24 年度)	麻井 郁·阪井 誠一 真砂 等	個別支援部門と地域支援部門の職員連 携によるコミュニティーソーシャル ワーク実践について	東野香津美・横野 雅子	市民後見人活動支援の取り組みに関す
		~大橋理論による整理・検証~	異 美希・西中川由香	ー専門職とセンター相談員による活動 支援の意義と役割をめぐって―
第 36 号		地域課題の解決に向けた、創発性を育		地域共生ケアの推進を目指した地域共
(平成 25 年度)	市居 利絵・河崎 友紀	むプラットホーム形成の実践に関する		生ケア生野推進委員会の取り組み
		報告	末長 秀教・武 直樹 西村 洋三・吉木 年江	〜新しい公共の場づくりのためのモデ ル事業を通じての実践報告〜
			吉田 洋司	宅老所からの20年
			ин тч	~ 障がい及び認知症高齢者との軌跡~
第 37 号	該当者なし		青木 智香・巽 俊朗	協働による地域課題解決を喚起する実
(平成 26 年度)			田淵 章大・濱辺 隆之	
			松尾 浩樹	~社会福祉協議会による今後のコミュ ニティワーク展開の可能性~
			大川 敏子・篠崎ゆう子	地域とともに考える、災害時要援護者 の見守りと支援について
				~防災をキーワードに、地域福祉を考 える~
			【会長賞】	
				生野区における妊産婦支援・産褥セン
				ター起ち上げに向けた妊産婦支援の取 組(実践報告)と取組からみえてくる
				区社協などの中間支援組織の役割

I C +b C		研究奨励賞一覧	研究努力賞一覧		
掲載号	受賞者・団体	受賞対象論文	受賞者・団体	受賞対象論文	
第 38 号 (平成 27 年度)	該当者なし			良い支援を拡げる職『場』づくり 〜人としての人権を守る権利擁護委員 会の取組み〜	
			【会長賞】 森岡 朋子・野田美津子 江川 紀子	いて 認知症対策連携強化事業における医療・ 介護・福祉・地域の連携に向けた取組み ~平成 21 年度からの実践と考察~	
				区社会福祉施設連絡会の取組み ~結成から協働活動そして新たな展開 ~~	
第 39 号 (平成 28 年度)		意思決定支援の「落とし穴」 〜知的障がいのある人の支援事例を通 して考える〜	西森 伸子・松本 卓郎	者部会におけるこれまでの実践と今後	
第 40 号 (平成 29 年度)	該当者なし		安達 香里·安藤久美子 宇都宮葉子·太田 康裕 寺村 肇	障がい当事者が望む災害時対応と福祉 避難所 ~アンケート調査から現状と課題を考 える~	
第 41 号 (平成 30 年度)	川平 昌美·横野 雅子	意思決定支援のプロセスにおける市民 後見人の役割の検証	柏原 一樹	更生施設が担う役割と機能の変化~更 生施設淀川寮の取り組みを中心に~	
	石本 佳那			大阪市北区役所における職員の福祉教育 〜全職員が認知症サポーターになる試 み〜	
第 42 号 (令和元年度)		若者を支援することの意味 〜大阪市平野区における高校生の支援 の取組みを例に〜	該当者なし		
第 43 号 (令和 2 年度)	松原 宏樹	認知症介護による家族介護者の経験プロセス 一複線径路・等至性モデル (TEM)	柳下 雄大	作業療法士が行うオンライン療育の実践 〜課題と展望〜	
		による分析を通して一		自立支援型ケアマネジメント検討会議 から見る今後の自立支援のあり方についての一考察	

同心会について

I 同心会設立の背景と契機

同心会は、大阪市社会福祉センターの開設(北区同心町)とともにある。大阪市は社会福祉専門職制度採用以降、社会福祉関係者の自己啓発・研究発表のために機関紙「大阪市社会福祉研究」(昭和55年4月、第一号発刊)の発刊や研究会活動を支援した。それらの趣旨・目的を継承し、それを、さらに充実・発展させるために発足したのが同心会である。その契機となったのは、府立大阪社会事業短期大学学長退任と同時に開設された、大阪市社会福祉研修センターへの岡村重夫所長の就任(昭和57年10月)である。この実現に、当時の桜木民生局長・西野調査課長の貢献に大なるものがあった。

昭和57年、大阪市社会福祉センター運営委員会、同58年、岡村重夫賞設置発起人会を契機として、同58年12月24日に「同心会」及び、「同心会社会福祉研究奨励基金」運営委員会(代表委員 柴田善守)が発足した。

Ⅱ 「同心会」の名称

「同心会」の名称には、理由が3点ある。一つは、大阪市社会福祉研修センターの所在地名(北区同心町)、二つは大阪府立大学内の「岡村重夫賞」と峻別するためである。第三が基本であり、岡村重夫所長自らの命名で、『福祉同心』、即ち、社会福祉を探求し実践するもの全てが、心を同じくしてミッション(使命)をもって、課題に取り組んでいこうという信条を示しているのである。

Ⅲ 同心会社会福祉研究奨励基金

「同心会社会福祉研究奨励基金」は、大阪府立大学社会福祉学部の「岡村重夫賞基金」の設置と双子の関係にある。岡村重夫大阪府立社会事業短期大学長の大阪府立大学社会福祉学部実現への功績から、「岡村重夫賞」設置が学部決定となり、基金の募集活動が開始された。その寄金の内、学内外の研究者からの額を大阪府大社会福祉学部「岡村重夫賞」とし、社会福祉関係者から寄せられた額を「同心会社会福祉研究奨励基金」とした。その後、同心会基金(昭和59年1月26日)を信託化し、利息収入や多くの研究者・社会福祉関係者等からの新たな寄付を受けて運営されている。さらに、「地域福祉論」(光生館)の復刻版印税が毎年、寄付されている。

Ⅳ 活動内容

同心会発足と同時に、「大阪市社会福祉研究 第6号」(昭和58年刊)以降、同心会社会福祉研究奨励賞選考委員会が毎年・各号ごとに開催し、「大阪市社会福祉研究』誌上に掲載された研究論文・実践報告等の中から、「研究奨励賞」、「研究努力賞」及び「会長賞」を授与している。多項目の審査基準を設け、極めて慎重な審査が行われ、受賞論文は極めて水準が高いと評されている。その詳細は「募集要領」に示されているが、審査対象となる論文・実践報告は、あくまでも社会福祉実践者によるものであり、大学教員等の研究者との共同によるものは選考対象外としている点を特徴としている。

選考委員会は、学識経験者、大阪市、大阪市社会福祉協議会等の関係者で構成されており、授賞式での賞状授与や講評をはじめ、忌憚のない質疑応答・意見交換を行っている。

奨励賞選考委員

座 長 右田紀久惠 (大阪府立大学名誉教授)

委 員 牧里 每治 (関西学院大学名誉教授)

白澤 政和(国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授)

平田 修一(元大阪市健康福祉局長)

大阪市福祉局生活福祉部長

大阪市社会福祉協議会常務理事

事務局 大阪市社会福祉研修・情報センター内 〒 557-0024 大阪市西成区出城 2 - 5 - 20 TEL 0 6 - 4 3 9 2 - 8 2 0 1

大阪市社会福祉研究 第44号 2021年12月

発行所 大阪市社会福祉研修・情報センター

〔運営主体:社会福祉法人大阪市社会福祉協議会〕

〒557-0024 大阪市西成区出城2-5-20

TEL (06) 4392-8201

https://www.wel-osaka.com

印刷所 株式会社 春日

OSAKA-SHI SHAKAI FUKUSHI KENKYU

(Studies on Osaka City's Social Welfare)

No.44	December, 2021	
[Preface]		
	history of the Civic Center and aiming	
	y-Symbiotic Society in the future	
•	Kenji Izumi (1)
[Articles and Practical Reports]		
A study of the supporting meth	nod for elderly volunteers in nursing home	
	·····Tomomi Morimoto (3)
The effect of education of under	rstanding people with disabilities to play	
the adapted sports for elementa	ary and junior high school	
-The attempt of project evaluat	tion to use qualitative data-	
	Koji Yamawaki (13)
	Tsubasa Shuden/Haruka Yuasa	
A study note about improvemen	nt in the quality of support by welfare-service providers	
-From welfare business to true	social welfare services-	
	Eiji Matsufuji (21)
The roles of professionals in res	sidents' activities	
-A case study making a place t	o learn and help each other in condominium-	
	Sayaka Sasaki (37)
	Shu Imbe	
Support for staff in preventing	recurrence of sexual problems among children	
in child welfare facilities	3 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	····· Hiroyuki Takashita (49)
[Appendix]		
	fare Study Encouragement Prizes (63)
About Doushinkai ······	()	69)

Osaka City Social Welfare Training and Information Center (Operated by the Osaka City Council of Social Welfare)